

と言ふに、亭主左らばにて早速種々の料理を出だして厚く饗應す、三太夫、次郎左衛門の二人深く悦び、緩るゝ酒酌み交はして立ち去る
十五日の朝、赤穂浪士復讐の舉あり、其中に村松拵ては我が知る三太夫殿なるべし、兎も角も行きて見ばや

三太夫と云ふ人ありと聞くより、竹屋の亭主拵ては我が知る三太夫殿なるべし、兎も角も行きて見ばや

急ぎ駆せ行き、其泉岳寺に引揚ぐる所を見れば、

正しく彼の三太夫なりき、亭主大に其節義に感し、件の刀痕を絹に包て保存す、後ち類焼の難に罹り、涙を流して深く義士の紀念を失へるを惜みしこそ云ふ、三太夫節に死する年二十七

(三九) 杉野十平次

然るに十平次の二叔兵助・儀左衛門は初めより義盟に加はらず、剩さへ赤穂開城の前には、其家に蓄ふる大砲二門を受城使の一人脇阪淡路守安照に賣り渡したれば、家中の若き面々
(附言) 十平次母方の叔父萩原兵助は百六十石を食み、萩原儀左衛門は百石を食む、俱に近國に比類稀なる富家にして、財産調度頗る多し、其一類亦た皆富裕なれば、人々之れを稱して常より相應の財産を有す

杉野十平次名は次房、平左衛門の二男にして、別に家を立つ、中小性を勤めて、僅かに八兩、三人扶持の小祿を食むに過ぎずと雖も、萩原一統とし

て常より相應の財産を有す

(附言) 十平次母方の叔父萩原兵助は百六十石を食み、萩原儀左衛門は百石を食む、俱に近國に比類稀なる富家にして、財産調度頗る多し、其一類亦た皆富裕なれば、人々之れを稱して常より相應の財産を有す

手向ひせば、刀は穢れ、杖を以て打つて／＼打ちのめし吳れん

皆牙を噛んで怒り罵る

十平次定府として江戸に在り、此由傳へを聞きて、憤慨措く能はず

扱て／＼不忠不義の人々かな、最早や叔父ども思はじ、親類ども存すまじ

斷然交りを絶ちて獨り義盟に加はり、初めは南八丁堀に住み、尋いで本所徳右衛門町なる長十郎の借家に移り、杉本九一右衛門と稱して擊劍の道場を開く、家財道具を賣りたる金千餘兩を投じて、一方には同志の寄宿を許し、一方には同志の窮乏を救ふ

十平次脅力あり、討入の夜、三村次郎左衛門と與

汝は何と申すものぞ
新兵術ハツと首を下げて答ふ

に掛矢を揮ひ、裏門を擊破して入り、衆之れに從うて進む、死する時二十八

(四〇) 勝田新左衛門

勝田新左衛門名は武堯、内匠頭に仕へて中小性となり、十五石、三人扶持を給せらる

新左衛門の祖父を新兵衛と曰ふ、常陸國笠間領の農民なり、生來武藝を好み、内匠頭長直の時、仕へて足輕となる、長直曾て遊獵に赴きし時、俄か宅に入る、附き隨ふもの新兵衛只一人のみ、長直

御見知遊はさるも御道理にこそしへ、某は近頃召抱へられたる御足輕勝田新兵衛と申すものにしなり

長直重ねて問ふ

シテ惣供のものは如何せしぞ

時に家臣の來れるもの未だ一人もあらず、新兵衛去り氣なき振りにて答ふ

何れも御供仕つりて門外に控へ居りし

長直それと聞きて頷づく

左もこそあるべけれ

自から其着くる羽織を脱ぎて新兵衛に賜ふ

それ取らすべきぞ

長直の機嫌殊の外麗はし

既にして臣下の面々、追々に馳せ來りて

殿は何れに在はしますぞ

と問ふ、新兵衛

殿には此家に在はし、各々方には先刻より門外に控へ居玉ふやう申上げ置きてし、疾く入りて御機嫌を伺ひ玉へ

と告ぐれば、何れもホツと息を吐きつゝ

そは忝けなし

一禮もそこく中に入りて左右に候ふ、既にして雲晴れ、雨歇みて一天拭ふが如し、長直乃ち供を命じて城に歸る

新兵衛羽織を賜はりたれども、曾て人にも語らず、後ち老母の篤疾に罹るに及び、此羽織を質入れして醫藥の料に充つ

會々長直の納戸の品紛失す、諸吏百方捜索し、或

る質屋に於て長直の羽織を發見す、其置主を調ぶ
れば、新兵衛なりと言ふ

左らば召捕れ

直に新兵衛を捕へて禁錮す、家老大石内藏助良欽
聞いて言ふ

新兵衛は決して左様なるものにはあらず、必らず仔細あらん

長直に謁して申述ぶれば

イヤそれならば此方の遣したるものぞ

其仔細を告げ示す、内藏助急ぎ新兵衛を召して、
其方何故に拜領の御羽織なると申さずして、
縄目の耻を忍べるぞ

と詰る、新兵衛手を突きつゝ

此儀申上げしは、足輕風情に御召物を下し賜

はるどは、餘りに御輕々しき御振舞なりなご申す人々のいはんにも限らず、左ればこそ殿の御恥を思ひて、某の罪を忍びてしなれ

言葉淀まず返答すれば、内藏助深く心に感じ入り、追々取り立てゝ侍分に列す

長直の封を赤穂に移さるゝに及び、新兵衛亦た隨うて徒る

新兵衛の子を新左衛門と曰ひ、其子を新左衛門武堯となす、新兵衛常に其子に對して

殿の御恩并に大石殿の恩を忘れまじきぞ

と訓へ戒む、是に至りて新左衛門武堯義舉に加はり、以て父祖の志を全うす、節に死する年二十四

前原伊助名は宗房、内匠頭に仕へて金奉行となり、十石三人扶持を給せらる。

國難の作るや、宗房復讐の止むべからざるを察し、私財を抛ちて仇家の探偵に従事し、尋いで吉良家裏門の傍近に店舗を開き、神崎與五郎と與に苦心惨澹、偵察に力を竭し、爲めに得る所少なからず、其功勞固より奮闘激戦の士に下らす。

伊助此劇忙中に在りて、筆を執つて赤城盟傳を作り、神崎與五郎註を施し、木村岡右衛門跋を作る、是に於てか忠奸の跡盡く露はる、伊助死する時年四十

(四二) 矢頭右衛門七

矢頭右衛門七名は教兼、父を長助と曰ふ、長助内

此期に及んで斯かる重病に罹れること無念なれ。兎變の起るや、右衛門七幼年の身を以て挺んで、義盟に加はる、後ち父母及び妹と與に大阪堂島野間屋久兵衛の借家に住して、復讐の時機を待つ。父の長助偶々傷寒に罹りて、ヒタと牀に就ける儘、枕も上がらず。

心焦せれば焦せる程、病勢は益々募るばかり。妻及び右衛門七の心痛言はん方なく、日夜病牀に侍して看護に力を盡す、内藏助の京都出發の頃には少しく快氣の色見ゆるに、長助聊か力を得て疾く本復せよ、我れも續いて發足せん。

たず
十月二十二三日頃となりては、心神の疲勞甚だしくして、今は所詮回春の望みもあらず。長助自から旦夕の命と覺りて、右衛門七を枕邊近く召し寄す。

右衛門七、モウ我れも所詮駄目ぞ、我れは身分こそ低けれ、久しく亡君の御側に在りて御恩を受けたる身、是非とも吉良殿の首を討つて、亡君の御墓に供へ奉つらんと存じたるに、計らずも斯かる重病に罹りて、日頃の本望を遂げざること無念至極なれ。

憤恨胸に迫りて、熱涙枕を沾ほす。
去りながら我れ死すれども、汝在り、必らず我志を繼ぎて、我が望みを遂げしへ、人の死な

んとする其言ふと善しこ云へり、汝能く心を留めて、臨終の際に我が申すと聞きひへ、武士たるものは如何なるとありとも、必らず義を重んじ、約を守るべきとぞ、假りにも義に背き、約に戻らば、決して武士とは申すべからず、子を視ると父に若かず、汝若年と雖も義心に富めり、此上にも父の言葉を守りて、不義の振舞を慎みしへ、我れ死すとも、念佛の要なく、讀經も無用ぞ、唯同志と與に吉良殿を討つて、一つには亡君の御憤りを休め奉つり、二つには父の妄念を晴らすべし、大石殿は尋常の人にはあらず、必らず大事を遂ぐべき人ぞ、我れ見る所あり、疎かに思ふべからず、去りながら人生は計りがたし、大石殿若し不幸にして我が如く

れ玉ふべし、去りながら父上の御病氣左して重
しこ申すべからず、能く御養生あらせ玉へ
落つる涙を笑ひに紛らし、言葉を盡して様々に慰
む
介抱等閑ならぬぞ、定命限りあり、終に十月二十
六日の夜を以て歿す、享年四十有五
永々の煩ひに、少許の時へも盡きぬ、右衛門七大
家の久兵衛に頼みて父の筐の腹巻を質に入れ、泣
くく空しき骸を上福島の淨祐寺に葬むる
父は既に亡せぬ、同志は早や出府し
今は便々として此地に留るべからず、事に後れ
ては詮なし、此上は一日も早く出發すべし
右衛門七急ぎ發足せんと思へど、心に掛かるは母
と妹との身の上



(一其) 坊居新

人女の七門衛右頭矢在に地狹の間の海潮るけ於に町居新郡名濱州遠は坊居新
りな景の近附址坊居新は圓此處しりされさ許を行通め爲しりさせ有所を券行通



寺祐淨

り在に内境此墓の助長頭矢在に目丁一島福上區北市阪大
りなしせ建再頃此し焼類てに火大の年二十四治明は寺同

に果て玉はい、此事努々成るべからず、然る時は汝豫讓を以て師とせよ、必らず不義の命を全うせんと思ふべからず、母は女なれば、人に見ゆるか、左なくとも如何にかして身を過さん、左様の事は心に懸くるに及ばず、只管忠孝の道を勵みて君父の恩に報いしへ、これは代々の重器なれば、今改めて汝に譲るべし、我が魂此れに在り、必らず汝の守りとならん、之を着て吉良家へ討入りしへ
病苦を忍びて繰返しつゝ言ひ聞かせ、重代の腹巻を取つて渡せば、右衛門七兩手に捧げて押し戴く有り難き御教訓、肝に銘じて忘却仕づらす、假令ひ骨は碎かれ、身は醯にせらるゝとも、必らず亡君の仇を復ししべし、御心安く思し召さ

何處に預け置かんと云ふ宛てもなし、遠方なれども母上の御生家へ預け参らせん外はあらず
右衛門七母に謀れば、これも異議なし
母は奥州白河城主松平大和守直矩の家臣中根彌兵衛の女なり、彌兵衛は先年既に死去して、其妻のみ同じ家中の矢頭庄右衛門の宅に在り左らば母上の御供して一旦奥州へ下り、其上にて江戸へ出づべし
終に母と妹とを伴うて彼の地へ向はんとす、旅装は忽ち調へども、一つ調はぬ物こそあれ
腹巻なくては父上の御志を空しくするの虞あり、去りとて之れを受け出さんと、今の身の叶ふべくもあらず
兎やせん、角やせまし、右衛門七獨り頻りに胸を

千萬辱けなし、頼て持參ひべし
厚く禮を述べて持ち歸る
これさへあれば大丈夫ぞ

右衛門七一通の書置を残し、其夜、母と妹とを携へて人知れず此處を抜け出で、淀川を溯りて伏見に着し、近江より伊勢に入り、尾張、參河を歷て、漸やう遠江に達す

行きて浜名湖の畔に到れば、新井の關所あり、與力、同心五十人ばかり此處を守る、右衛門七何氣なく關に差し掛けられ、番人コレ／＼旅人。女人の手形なくては通行は罷り成らぬぞ

右衛門七聞いてハツとばかりに驚く
扱ては手形の入用ありしか、我れ初旅にして左

何處に預け置かんと云ふ宛てもなし、遠方なれども母上の御生家へ預け参らせん外はあらず
右衛門七母に謀れば、これも異議なし
母は奥州白河城主松平大和守直矩の家臣中根彌兵衛の女なり、彌兵衛は先年既に死去して、其妻のみ同じ家中の矢頭庄右衛門の宅に在り左らば母上の御供して一旦奥州へ下り、其上にて江戸へ出づべし
終に母と妹とを伴うて彼の地へ向はんとす、旅装は忽ち調へども、一つ調はぬ物こそあれ
腹巻なくては父上の御志を空しくするの虞あり、去りとて之れを受け出さんと、今の身の叶ふべくもあらず
兎やせん、角やせまし、右衛門七獨り頻りに胸を

苦しむ
儘よ、大功は細蓮を頼みすと申すとあり、一時欺きて取り出ださんに若かず
右衛門七早速久兵衛の許を訪うて語る
先頃其許に頼み参らせて質入れしたる腹巻、今の中に少々手入れ致し置きたし、暫時貸し玉ふまじきや、手入れだに済めば、早速返へし参らすべし
日頃正直なる右衛門七の申すと、久兵衛露ばかりも疑はん心あらず
安き程の事にこそ、暫し待ち玉はれ、直ぐと借り来るべし
急ぎ質屋に駆け行きて、首尾よく借り来れば、右衛門七

百たび悔い、千たび恨めども甲斐なし
様の事とも存せず、迂闊々々是れまで來りしそ愚なりけれ
今は前に進まんとの叶はぬ此身、唯後に退かん外はあらず、又々大坂へ引返へして母と妹とを天満の知己に托す
某は是れより一人出府仕つりしべし、母上には暫らく此處に在はし、兎も角もして奥州へ下り玉へ
心急く身の今は足弱を伴はんと叶ふべからず、唯一人にて出府せんとすれば、母は氣丈夫の女
我れは女なりとて、如何にもして世を渡るべければ、聊かも心を置くべからず、天晴れ本望を達して父上の御志を達ししへ



(二其) 新居關址は明治維新以後の廢止を記す

雄々しくも言ひ放ちて、更に悲しむ色もあらず
右衛門七心に喜びて暇乞もそこへに立ち出で、
夜を日に繼いで江戸に下り、内藏助に逢うて長助
の遺言を語れば、其心根を想ひ遣りて覺えず袖を
絞る

右衛門七是より清水右衛門七と稱し、片岡源五右
衛門の南八丁堀湊町の宅に住みて時機を待つ
復讐の機来るや、右衛門七父の戒名を記したる紙
片を兜頭巾の裏に收めて仇家に闖入し、以て父の
志を遂げ、併せて己れの望みを達す、亦た忠孝
兩全の士と謂ふべし

右衛門久兵衛右衛門七の出奔するや、大に其不義
を怒る、後ち其復讐の義舉に加はりしを知りて感
嘆已まず、質屋の主人と謀り、僧に請うて其冥福を
しつゝ此處を過ぐる折りしも、彦七突躍り出
で、一刀深く十兵衛の頬先きに切り付けさま、
忽ち身を翻へして飛鳥の如くに逸れ去る
斯くと見るより與五郎憤然として跡を追ひ掛け、
近づく儘に一刀ザクリと彦七の肩先を斬り下ぐる
と七寸ばかり

アツと叫びも敢へず、彦七ドタリ大地に倒るれば、
與五郎乘し掛つて止めを刺し、十兵衛を効りく
連れ歸る

此由疾くに父の耳に入りぬ、與五郎の歸るを見る
汝何ぞて十兵衛を斬りしそ
より

聲荒らかに詰り掛かる、與五郎
イヤ、十兵衛を斬りしにはいはず、十兵衛を斬

修せしと云ふ、節義の人を感じしむると此の如し、
右衛門七死する年十八

(四二) 神崎與五郎

神崎與五郎名は則休、美作津山城主森美作守長成の支藩森伯耆守長武の家臣神崎半右衛門の長子にして、幼より奇骨あり

延寶七年、與五郎十四歳の時、同じ年齢の従弟箕作十兵衛と與に毎日其住地黒土村より津山の町に通ひて小鼓を學ぶ

津山の市中に彦七と呼べる無賴の少年あり、十兵衛の我意に従はざるを怒りて、怨みを露らさんとし、一日、林田と言へる所に隠れて待つ

それとも知らぬ十兵衛、與五郎と睦じ氣に物語り

慮の變あるに及び、慨然として一死臣節を盡さん

と欲す

りし曲者をこそ殺したるにていへ
と答ふれば、半右衛門

出來したりな、出來したり

嬉れしさの餘りに、與五郎を抱き上げつゝ、躍り
上りくて悦ぶ

此噂忽ち遠近に傳はりて、人々皆與五郎の振舞
を賞せざるはなし

爾來十餘年、主家の祀絶ゆるに及び、與五郎赤穂
に出て、仕を求む、或人之を内匠頭に推舉すれば
彼の十四歳にして從弟の仇を討ちたる勇士にあ
らすや、召抱へ取らすべし
直に收めて臣籍に入れ、徒目附として五兩、三人
扶持を給ふ

與五郎君の知遇に感じて忠勤を勵むと數年、其不

内藏助其才智と堅忍とを見抜きて、托するに仇家
偵察の任を以てすれば、與五郎二言となく之れを
諾し、早々旅装を整へて唯一人江戸に出づ

時に前原伊助専ら本所の吉良家を探索す、與五郎
乃ち麻布飯倉なる上杉家の中屋敷を偵察せんと欲
して、店舗を麻布谷町に開き、姓名を變じて美作
屋善兵衛と曰ふ

其家主の叔父なるもの吉良家の足輕を勤むるこ聞
き、與五郎其緣故に依りて吉良家の奴僕たらんと
欲し、百方其周旋を乞ふ、然れども當時吉良家の
警戒嚴重にして、一切の婢僕は其領邑のものにあ
らざれば使用せざるを以て、與五郎折角の目論見

も終に書餅に歸す

與五郎身を扇子の行商に扮して上杉家の中屋敷を
偵察すること若干日、上野介此處に居るの氣振なき

を察し、本所に移りて伊助と與に吉良家を偵ふ

虎穴に入らすんば、虎子を獲す、一日、與五郎又

も行商に身を變じて、大膽にも吉良家の邸内に入
り込み、其處此處と見廻りて容子を窺はんとす、
家士の面々、其見慣れざる商人なるを怪しみ、寄

つて集つて叩き出だす

與五郎日夜苦辛に苦辛を重ね、爲めに其虚實を知
り得たると少なからず、諸士の首尾よく成功せし
もの、與五郎偵察の力與つて多きに居るを見る
與五郎和歌を善くし、又俳諧を好みて、竹平と號
す、曾て萱野三平の蟾蜍賦に和して後蟾蜍賦を作

(四四) 茅野和助

る、其文亦た見るべし、前原伊助と與に述作せる
赤城盟傳に至りては、赤穂藩士の小春秋と謂ふも
亦た可なり、與五郎死する年三十八

初め神崎與五郎と與に美作津山の支封森伯耆守長
武に事ふ、故ありて國を去り、同しく赤穂に到る、
内匠頭其用ゆべきを知り、召して職を授く、幾ば
くもなくして國難あり、一人與に節に死す、人々其
知己の爲めに死するを見て、古人の義に愧ぢすと
稱す

和助武術に長じ、自眼心流居合の奥義を究む、死する年三十七

(四五) 横川勘平

横川勘平名は宗利、父を祐悦と曰ふ、其曾祖父各務竹左衛門美作津山城主森美作守忠政に仕ふ、祖父宗右衛門亦た津山に住す、父祐悦出で、仕へず、勘平に至りて去つて赤穂に赴き、内匠頭に仕へて歩行となり、僅かに五兩、三人扶持を給せらる勘平身長六尺、力十人を兼ね、劔道に達し、角觸に巧みなり、曾て内匠頭の増上寺火消方たりし時、勤労衆に拔んするを以て褒辭を賜はり、歩行頭格に陞せて鹽硝庫の守衛となす、國變の起るに及び、赤穂に馳せ歸つて頻りに籠城、殉死の議を唱へ、

或時は自殺して満城の士氣を鼓舞せんとし、或時は糟谷勘左衛門の反覆を憎み、之れを斬つて不義の徒を懲らさんとするに至る、其慷慨節義を重んすると此の如し

勘平式臺へ躍り上りつ、

漫野内匠頭家來共是れまで參りて、上野介殿を尋ねども出合ひ玉はず、左程生命を惜しく思召さるゝか、左兵衛殿は出で玉はぬか、家來衆は勝負し玉はざるか

椽板を踏み鳴らし／＼て大音聲に呼はる、其聲雷の如し

勘平其出でざるを見て室内、廁中、到る處自からひて乞うて義盟に加はり、奔走周旋至らざるなし、

搜索し、毫も危懼の態なし、自から打物取つては

店の樊噲、筑紫の八郎殿にも劣るまじと言へる
も亦た宜べなり、死する年三十七

(四六) 三村次郎左衛門

三村次郎左衛門名は包常、其先き備中松山城主三村元親より出づ、内匠頭に仕へて酒奉行を勤め、米七石、二人扶持を給せらる國難の起るに及び、籠城、殉死の議ありと雖も、其祖先は諸士皆次郎左衛門の卑賤なるを以て敢て其席に加へず

次郎左衛門今は厨下の小吏なりと雖も、其祖先は備中の勇將なり

我れ何條不義に生きて家名を辱かしむべきや、

イデ／＼進んで一味に加はらん

連判の日、酒を運びて其席に出でたるを幸ひ、強ひて乞うて義盟に加はり、奔走周旋至らざるなし、皆敢て心を許さず、内藏助獨り其他心なきを察して感嘆措かず、次郎左衛門を側近く召し寄せて勵ます

家中には厚恩を受くるもの少からずと雖も、大方は後先の考へのみにして、國家の難を憂ふも

のあらず、然るに忠義の士、却つて其方の如き小役人より出つると、我等に於ても心耻かしう存するぞ、此上とも臣たるの道を勵みしへ

次郎左衛門の感激言ふべからず、涙を揮うて退く、赤穂を出づるに臨み、信岩宗忠信士との法號を附

して、復た生きて還らざることを心に誓ふ
復讐の夜は掛矢を揮うて裏門を擊破し、更に二の
門をも破つて進む、後ち水野邸に在るの日、人に
語りて言ふ

某は掛け矢を以て門を打破りノテ進入りし、
若し敵に用意ありなば、真先きに討たるゝ所に
てしほん
其死を顧みざると此の如し、内藏助深く其勇を稱
せしと云ふ、次郎左衛門死する時三十七

(四七) 寺坂吉右衛門

寺坂吉右衛門名は信行、弓組の足輕にして、吉田忠左衛門に屬す、性質純朴にして交友に厚く、人の難に赴くと我身の事の如し

國難の作るに及び、籠城、殉死の議ありと雖も、吉右衛門卑賤にして其席に連なること叶ひがたし、一日、忠左衛門に向ひて言ふ

吉右衛門微賤にこそはしほんへ、平生君恩を蒙りしなり、何ぞて義に背き、恩を忘れしべき、あれ吉右衛門をも加へさせ玉へ、生死を與に仕つりしほん

誠意面に形はる、忠左衛門其誠實に感じ、内藏助に乞うて同盟に加ふ
京都へ出て、後ち、三日に一度、四日に一度は、必らず内藏助及び忠左衛門の宅に候ふ
復讐の後、内藏助特に吉右衛門に命じて瑠泉院并に大學の許に使せしむ、秘して實を告げざるもの、蓋し累を大學に及ぼさんとを虞るゝに由るなり

前に到り、ハタゞ葬車の門を出づるに會ふ、三平を見て胸忽ち悸く

誰れの葬儀ぞ

駕籠の中より問へば、計らざりき是れぞ二十餘年の間深き撫育の恩を受けたる我が慈母の葬儀ならんとは

扱ては母人には御果てなされけるか
近くは君に訣れ、今や又母に別かる、三平の心緒亂れて糸の如し、急ぎ駕籠より飛び下りて柩を送らんとす

イヤ待て、私事を以て公事を枉ぐべきにあらず
翻然一覺、一言事の由を告げしばかり

駕籠、遣れ
又も宙を飛んで赤穂に馳せ附く、江戸より此處に

(四八) 萱野三平

同志の外に同志あり、萱野三平重實と曰ふ、攝州萱野芝村の郷士萱野七郎左衛門重利の次子なり
七郎左衛門は御使番を勤めて五千石を領する麾下の士大島出羽守義近の領内に住し、若き頃には日々其陣屋に勤む、今は年老いて、其子重通之れに代る
三平十三歳の時、出羽守の推舉にて赤穂に仕へ、赤穂に馳せ歸る
三平の宅は東海道筋の沿道に在り、三平馳せて宅

585 土義穂赤

同志の士と密議を凝らす
斯くて其年も空しく過ぎて、元祿十五年の春は來る
會を吉田忠左衛門、近松勘六の二人日ならずして
東行せんとす
三平亦た之れと同行せんとを約す、乃ち暇を乞はんと欲して父の前に出で、兩手を突きて頭を下ぐ
父上、御願ひのい、舊冬以來、舊朋輩共とも申し談じ、近日關東に下向して再び仕官を求める所存にこそいへ、何卒御暇を賜はり、且つは豫て御預け申し置きたる分配金を渡し玉ふべし
七郎左衛門聞いて眉を顰む
ナニ、關東に行きて再び仕官致さんとや、今は治世日久しくして、武備年に弛び、器量抜群の



跡舊の平三野荘

りな裔後の平三野荘は那須三野荘村芝字村野荘郡能登國津攝
そこ屋長門此存みの都門具りなと畠夢園桑は住宅の方四丁一
りな室の疊八しせ殺自其は所るあの忍中圖てしに所るせ居住の平三

至る僅かに四日半
三平義心鐵より堅し、主として義盟に加はり、一死故君に殉せんとす
赤穂より書を父七郎左衛門に送りて、君家の急難を報じ、且つ籠城の決心を告ぐれば
人臣として君の祿を食むものは、誰れしも斯くこそあるべけれ
七郎左衛門敢て驚かず、直ちに返書を認め、家僕をして之を齎らして、赤穂に到らしむ
三平父の書を得て、披いて之れを見れば
生きて耻を遺さんよりは、死して義を全うせん
こそ、武士の道なれ、死骸を取片付ける爲めに家僕一人差遣はす、心置きなく生害せよ
との意を書き認めて、復た一言も女々しき事を記

三平読み了りて慨然たるもの久し、決死の心これより愈々堅し
三平事の序に此由を内藏助に語れば
扱てく義に堅き武士や、斯父ありてこそ斯子あれ
深く七郎左衛門の志を感す
既にして赤穂の形勢一變し、再變し、籠城よりして殉死となり、殉死よりして又復讐となる
三平初めより内藏助と行動を與にせんと欲す、乃ち復讐の舉を賛し、開城と與に父の許に歸り来て、母の喪に服す
耿々たる一片の丹心、固く胸裏に藏して父にも告げず、嫂にも語らず、時々山科及び大阪に赴きて、

武士と雖も、空しく不遇を嘆つて始末、手蔓なくては容易に仕官の口を得られまじ、無益の望みを起して、亡君の遺金を失はんは詮なし、父母老いては遠く遊はず、此土地に留まりて生先き短かき我が先途を見届けしへ

深き仔細ありとも知らぬ七郎左衛門、言葉を盡くして懇ろに説き諭す

三平ハタと途方に暮れぬ、否やとも言へず、承知とも言へず

何れ篤と勘考仕つりしはん

それとなく答を延ばし、我が居間と定まれる門長屋の座敷に入り、腕を拱ぬき、目を瞑りて、默然として思案に耽る

折ても思ひの外なる事とはなりけり、父上の御奉づらん

時は正月十三日、心徐かに遺書を認め、飛脚を頼みて山科に贈る

明日は亡君の御命日、此日をこそ我が死期と定むべけれ

固く思ひ定めては、胸裏の雲霧忽然として霧る黄昏より屋後の山に登りて亡き母の墓に詣づ、頓て我身も死して此處に来るよと思へば、胸中の感愴何ぞか深からざらん、東の天より差し昇る月を見つゝ、腰なる一管の笛を抱つて、嘲嘯として吹きすさむ、泉下の人亦た涙にや咽ばん

三平我家に歸り來りて父七郎左衛門及び嫂を相手に、四方八方の話に時を移す、之れを永訣と思へば、起たんとして起ち得ず、思はずも夜を更かす斯くては果てじと漸やう母屋を辭して、中庭に立ち出づ、天を仰げば月尚ほ高し、兄や見るらんと思へば、月も懷かし

(附言) 兄重通時に領主大島雲八義也に従うて肥前の長崎に在り

三平頓て門側の我が居室に入りて、心徐かに天を明かし、飛脚の山科に着きたらん時刻を計り、備中水田國重の鍛へし尺九寸餘の脇差を引き抜き、我れど我が腹を真一文字に搔き切つて東向に俯伏す、鮮血サツと四壁に迸りて腥さし

春の夜は何時しか明けて、旭の光は障子に梅の影

家人此變事を知りて驚き騒ぐを
騒ぐまじく、世間に知れなば、我家の外聞に
係かるべきぞ

七郎左衛門同志の妨げとならんとを虞れて、堅く
家人を制し止め、頓死と披露して善福寺の墓域な
る母の墓側に葬る、法號は陽光院洞廓道義居士
此日、三平の飛脚、其書を齎らして山科に到る、
内蔵助何氣なく披き見て、ハタと打ち驚く
ム、仕なしたり、惜しき武士を殺してけり
覺えず嗟嘆の聲を漏らしつゝ
これ見られよ
手紙を取つて居合はす同志に示せば、何れも読み
見て涙に咽ぶ
扱ては三平殿には自害されしか

（四九）橋本平左衛門

三平涓泉と號し、詩を善くし、文に巧みなり、其作
所蟾蜍賦あり、家に傳はる、其死する年二十八

義士の外に一の義士あり、橋本平左衛門と曰ふ、平
左衛門内匠頭に事へて馬廻となり、百石を食む
國難の起るや、一死社稷に殉せんと欲し、意志極
めて堅し、既にして衆論復讐に決して、諸士前後
四方に散す、平左衛門慄然として言ふ
斯くては何時の日にか本望を達せん、生きて人
の笑ひを招かんよりは、寧ろ死して赤穂人ある
を示さんに若かず

遂に自から屠腹して死す、其志亦た壯とすべし

を描く、人は起き出づれども、三平獨り未だ起きず
日影三竿、朝餐は疾くに終れども、尚ほ起き來らず
三平、三平
七郎左衛門外
より聲を掛く
れど、答へも
あらず、怪み
て中に立入り
さま、斯くと
見るより
ヤ、何故
の最期ぞ
思はず走り寄りて抱き起せば、英魂既に去つて早
や息もあらず
機上を見れば一封の遺書あり、七郎左衛門取る手
遅しさ封押切つて見て、ハラノヽと涙を垂る
野萱三平墓
三野萱平の墓は墓の平善寺即景修正
在の平三好長子嗣養の平三丁ニ地墓同共の寺福寺即景修正
壇湖南ひ乞を毫揮の銘墓に尚和拙百都京しけ文碑元ぶ撰を文碑正
建なれ之日四十月正申庚年五文元ぶ撰を文碑正

机上を見れば一封の遺書あり、七郎左衛門取る手
遅しさ封押切つて見て、ハラノヽと涙を垂る
野萱三平墓
三野萱平の墓は墓の平善寺即景修正
在の平三好長子嗣養の平三丁ニ地墓同共の寺福寺即景修正
壇湖南ひ乞を毫揮の銘墓に尚和拙百都京しけ文碑元ぶ撰を文碑正
建なれ之日四十月正申庚年五文元ぶ撰を文碑正

第三篇 義士の遺蹟

(一) 赤穂城址

赤穂城址は播磨國赤穂郡赤穂町字上假屋に在り、赤穂の舊名を加里屋と曰ふ、故に以前は刈屋城と名づく、寛永年間、池田輝興此處に陣屋を設く、正保二年、淺野内匠頭長直の常陸國笠間より封を移さるゝに及び、幕府に請うて城を築く、其家臣近藤三郎左衛門の繩張せる所、本丸五町、二の丸十一町、三の丸九町餘あり、十櫓、十二門、四方に散在し、狹間の數二千二十八に達す、川に枕み沼を擁して、要害自から固し、子采女正長友、孫内匠頭長矩相繼いで此に居り、元祿十四年に至り

て國除かる、其間實に三世五十七年なり、元祿十五年、永井伊賀守直敬來り移り、寶永三年、其封を信州飯山に移さるゝに及び、森和泉守長直來り移り、子孫相承けて明治年間に至る、今は城櫓全く荒廢に歸し去り、僅かに大手門の礎石を存するのみ

(二) 大石邸址

大石内藏助良雄の邸宅は赤穂城内の大手門を入りし左方に在り、今は全く荒廢に歸して、僅かに門長屋一棟を存するのみ、屋上の瓦には其定紋二つ巴を現はす、門を入れば右の方に大石神社あり、内藏助の靈を祀る、祠畔の櫻樹は吉田忠左衛門の舊邸より移せるもの、左の方には内藏助遺愛の櫻

樹あり、其側に碑を建て、赤穂文學河原寛其文を譲ぶ

(三) 華嶽寺

華嶽寺は赤穂城の北方に在り、臺雲山と號し、曹洞宗に屬す、利岸和尚の開山たり、漫野家の香華院にして、采女正長友の法號華嶽院に因みて寺に

名づく、長直、長友、長矩の墓あり、寛延三年、郡人義士の德を慕うて其墓を建つ、長矩の墓を中心として、右に内藏助、左に主税の墓を設け、其周圍に他の四十五士の墓を列ぬ、入口の左に大石九郎兵衛の宅に在りし櫻を植ゑて、忠義櫻と稱し、右に大野柳は二代目にして、櫻は三代目なり、門前に

樹あり、其側に碑を建て、赤穂文學河原寛其文を譲ぶ

(四) 遠林寺

遠林寺は赤穂に在り、真言宗に屬す、漫野家の祈願所として、領内寺院の首座を占む、大石内藏助の守本尊千手觀音を安置し、外に種々の遺物を藏す、此寺の山門は赤穂城の搦手鹽屋門を移せるもの

忠義塚を建て、藤江忠廉其文を譲ぶ、寺門の西部に義士堂あり、長矩の位牌及び義士の木像、内藏助の守本尊千手觀音を安置し、外に種々の遺物を藏す、此寺の山門は赤穂城の搦手鹽屋門を移せるもの

家の祈願所たりしが、廢藩後維持の道なくして廢寺となり、同宗の慈光寺と合併し、其跡は劇場と化せり

(五) 尾崎村寓址

尾崎村は赤穂郡に屬し、赤穂城の東に位す。此村の元屋八十右衛門は大石内蔵助の家臣瀬尾孫左衛門の兄弟なり、内蔵助其縁故に依りて、赤穂開城後暫く此處に寓居す、内蔵助の激烈なる疔に惱みたるは、實に此處に在りし時なり、後ち赤穂の人横河子寛其徳を慕うて節華亭を建つ、今尚は内蔵助寓居の址あり

(六) 山科隱棲址

岩谷寺は大石内蔵助隱栖地の前に在る尼寺なり、元と廢寺同様なりしに、嘉永年間、尼僧此遺蹟を保存せんとを企て、村民に勸化して一木一石を募る、藝州侯及び内匠頭九世の孫たる京都町奉行淺野江戸の人宮部孫八、上田惠五郎の二士、其地少許を購ひて、舊址の碑を建て、伏見の龍公美子玉の文を刻す、明治二十四年、又碑を建て、題して「大石良雄君隱棲舊址」と曰ふ、男爵北垣國道の筆に係る

(七) 岩谷寺

瑞光院は山城國愛宕郡大宮村紫野大德寺の門外塔頭にして、洛北の一名所なり、慶長十八年、因幡國若櫻城主山崎左馬允家盛の建立せるものにして、其法號を取りて瑞光院と名づく、往昔、清和天皇の御宇、朝野宿禰と云ふ人、天皇の御胞衣を此に埋め奉つり、祠を建て、朝野稻荷と稱す、豊臣秀吉の聚樂の第に在りし時、淺野彈正忠長政此處に別業を構へ、朝野稻荷を崇めて鎮守とす、朝野と淺野と和訓相同じきより、人々何時しか淺野

(八) 瑞光院

野中務少輔長祚等其志を嘉みして助力し、終に寺院を建て、義士堂を作り、且つ義士の木像を作りて安置し、外に數種の遺物を藏す

稻荷と稱するに至る、秀吉薨じて後ち、長政亦た別業を廢せしより、家盛徳川家康に請うて此地に寺院を建てたるなり、元祿年間、内匠頭此寺の祖先の邸址たりしと、院主宗澈、徒弟宗海の俱に夫人の族弟たるとの縁故に由り、毎年米百石を寄附す、大石内蔵助の山科に隠棲せる際、内匠頭の墓を建つ、義士の歿後十七年、寺僧又其墓を内匠頭の墓畔に建つ、嘉永七年七月、其北方に隣りて遺蹟の碑を建て、淺野中務少輔長祚其文を譲ぶ、寺中別に小野寺幸右衛門の墓あり

(九) 本國寺

本國寺は京都市下京區五條松原通南に在り、蓮宗に屬す、寺中に小野寺十内の妻丹女の墓あり、

十内死を賜ふの後ち、六月十八日、此寺に來りて自害せるものにして、其法號を梅心院妙薰日性信女と曰ふ

(一〇) 吉祥寺

吉祥寺は大阪市生玉の南、蛇阪の上に在り、萬松山と號す、曹洞宗に屬する寺院にして、大阪に於ける淺野家の香華院なり、寺中に内匠頭の墓あり、其左右には内藏助父子の墓を樹て、周圍の玉垣には他の義士の氏名、法號、年齢を刻す、山門の匾額「萬松山」の三字は内匠頭の筆に係る

(一一) 淨祐寺

淨祐寺は大阪市北區上福島一丁目に在り、矢頭長

助の墓あり、高松隱士河田正休の寶曆十二年三月講ぶ、此寺明治四十二年の大火に類焼せしも、長助の墓は恙なかりき、正然は右衛門七の墓を建てし如くに諸書に見ゆれど、同寺には長助の墓あるのみにて、右衛門七の墓はあらず

(一二) 善福寺

善福寺は攝津國豊能郡萱野村字萱村に在り、此寺の共同墓地に萱野三平の墓あり、三平の生家萱野七郎左衛門方を距ると二丁餘の後山に在り、法號を陽光院洞廓道義居士と曰ふ、墓は嗣子長好及び孫重好の建つる所、南湖堀正修碑文を撰び、京都百拙和尚之れを書す、元文五年正月十四日、

之れを建つ

(一三) 大石莊

近江國栗田郡に大石莊あり、小田原、龍門、淀村、中村、東村の五ヶ村より成る、今は大石村と曰ふ、中村の小林中に大石屋敷の跡と言ふものあり、東西二十間、南北三十間あり、大石家の祖先代々此處に住す、東村に明見山淨土寺と稱する寺院あり大石家の香華院にして、累代の墓あり、内藏助の死を賜ふや、族人其戎具を收め、之れを大石莊に瘞めて、碑を其上に樹て、准后藤原家熙題して「忠義碑」と曰ひ、栗山潛鋒其文を譲べるとは、諸書に散見すれども、今は邸址にも、淨土寺にも在らず人に問へども、絶えて知るものなし、泉岳寺の

龜井鵬齋の碑の如く、幕命に依りて撤せしものか

(一四) 泉岳寺

泉岳寺は東京市芝區高輪車町に在り、號を萬松山と曰ひ、橋場の總泉寺、受岩下の青松寺と與に曹洞宗江戸の三ヶ寺たり、慶長年間、門庭宗闡和尚の幕命を奉して外櫻田に創建せしものにして、寛永十八年、今の地に移る、總門の額「萬松山」の三大字は閩の沙門道霈の筆に係る、江戸に於ける淺野家の香華院にして、内匠頭及び其夫人瑤泉院の墓あり、義士の死を賜ふに及び、内匠頭の墓畔に葬むらんとを請うて許さる、寺僧乃ち其遺骸を瘞めて石塔を建つ、享保二十年、義士三十三回忌碑を建て、南條俊賢文を譲ぶ、文政二年、四十七義

士碑を建て、龜田鵬齋文を譲ぶ、後ち幕府の命に由りて之れを撤す、明治四十二年五月八日、政教社員再び之れを建つ、又寶物館あり、種々の遺物を陳列す、寺内に妙海尼の墓あり、明治元年十一月五日、今上天皇の東京に幸し給ふや、特に權辨事藤原献を遣はして宣旨を賜ひ、且つ金貨三千四

を下し賜ふ

(一五) 本願寺別院

東京市京橋區築地本願寺別院の墓地に間新六の墓あり、法名を歸眞釋宗貞信士と曰ふ、新六の姉老中秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助に嫁し、新六の江戸浪居中、其宅に居る、新六の死を賜ふや、特に死骸を請ひ受けて、菩提寺たる本願寺別院に葬

むる、泉岳寺には埋葬せざるも、其住職特に一碑を建て、法號を刀摸唯劍信士と曰ふ、別院には尚ほ新六の棺を藏す、這是新六の本望を遂げて泉岳寺へ引揚ぐる途中、別院の前を過ぐる時立ち寄り、此棺に金五兩を添へて寄附せしものなりと言ひ傳ふ

(一六) 仙龍寺

仙龍寺は元と東京市下谷の屏風坂に在り、後ち本郷區駒込東片町九十三番地に移る、瑞祥山と號し、臨濟宗に屬す、九世の住職智鄉和尚は内藏助の伯父に當るの人にして、義士死を賜ふの後、内匠頭及び内藏助父子、大石瀬左衛門の位牌を設け、且つ内藏助の守護神瑜伽山大權現の尊像を祀る、尚ほ大石三士の木像ありしも、今は存せず

(一七) 曹溪寺

曹溪寺は東京市麻布區本村町古川に在り、寺中に寺坂吉右衛門信行の墓及び其孫信成の建てし碑あり、墓誌銘は伊藤長準、碑文は内田叔明の譲ふ所なり、外に吉右衛門妻の墓あり、吉右衛門復讐の夜、藝州に使ひせし爲め、賜死の數に加はらず、一時此寺に寓居し、後ち山内主膳に仕ふ、延享四年十月六日、壽を以て終り、子信保此寺に葬むる



碑の門衛右吉阪寺
藤伊里在に寺溪曹町村本區布麻市京東
る係に文鏡の藏平

(一八) 青松寺

青松寺は東京市芝區愛宕町に在り、萬年山と號し、曹洞宗に屬す、藝州侯淺野家の香華院なり、寺中

大蓮寺は上野國前橋市立川町に在り、虎淵山と號し、淨土宗に屬す、寺中に矢頭右衛門七母の墓あり。其甥なる多賀谷次郎右衛門致泰の建つる所、法號を自性院深譽源寶妙心大姉と曰ふ、寶曆二年四月十五日、病んで沒す、年八十五、或書に同人の墓は前橋市十八郷町淨土宗正幸寺内銀杏樹の下に在りと見ゆるは、誤傳に屬す。

(一一一) 國泰寺

國泰寺は廣島市小町に在り、大石内藏助の妻りく子并に其子大三郎良恭の墓あり、りく子は大三郎の藝州侯に聘せらるゝに及び、俱に廣島に移り、元文元年十一月十九日を以て沒す、年六十八、法號を香林院華屋壽榮大師と曰ふ。

日本史蹟赤穂義士 終

正福寺は但馬國城崎郡豊岡在なる三江村字日撫に在り、禪宗に屬す、寺中に大石内藏助妻りく子の碑あり、其法號は國泰寺のものと同じきも、死去の年月を元文二年十二月十九日とし、年を七十七とせると、國泰寺のものと同じからず、蓋し國泰寺の方を以て正とすべきか。



寺泰國

りあ毫の妻助藏内石大り在に町小市島廣

に堀部彌兵衛父子の墓あり、其戒名は泉岳寺のもとの同じけれども、俱に院號を附して彌兵衛は忠山院、安兵衛は義海院と曰ふ、當時の住職安兵衛と縁故ありしに由り、特に父子の墓を建て、其の菩提を弔ひたるものなりと云ふ。

(一一〇) 大蓮寺

乾德寺は名古屋市東田町に在り、寺中に片岡源五右衛門の墓あり、其法名は泉岳寺のものと同じく、及勘要劍信士と曰ふ、源五右衛門は尾州藩士熊井十次郎の男なり、出で、片岡家を嗣ぐ、源五右衛門死を賜ふに及び、十次郎此に墓を建て、其冥福を修めしなり。

赤

斧

餘

葩

芬芳餘葩

熊田葦城著

(一) 平間村の僑居

富森助右衛門が武州川崎在の平間村百姓輕部五兵
術方へ寓居し、尙ほ大石内蔵助も亦た一時此處へ
假寓せしとは、有名なる事實なり、今同村稱名
寺の記録に依りて、當時の概況を記さんとす
輕部五兵衛方は武藏國橋樹郡下平間村にして、川
崎より土手を傳うて北に入ると二十丁ばかり、池
上街道を西に入るあたりに在り

五兵衛は此近郷にての舊家にして、元祿年間、淺
野内匠頭の邸へ移を納め、又下掃除を請負うて始
終出入し居たれば、江戸留守居堀部彌兵衛を始め、
家中の誰彼にも知り合ひあり、然るに元祿十四年
三月中旬(十四日なるべし)堀部彌兵衛方より急
飛脚を以て、急用出來に付人夫四五名并に馬一頭
引連れ、早々參るべしと申し來る、五兵衛何事な
るかと取る物も取敢へず、鐵砲洲の上屋敷へ駆付
くれば、彌兵衛出で、對面せし上、此度容易ならざ

この篇に收むる所、或は遠東の末ならん、然れ
ども唯頭の白きのみにあらず、又尾も白きも
のもあらんなり。

る御大變にて、明日中に家中の面々残らず屋敷を引拂ふやう、公儀より御達しありたれば、取片付方精々相勵き吳れしやうとの挨拶あり、五兵衛大方に驚き、且つ嘆き、早々邸内の掃除に取り掛る、頗て仕事を終へて暇を乞へば、彌兵衛復た對面して申すやう、其方儀も年來屋敷へ立ち入りて入懇に致せしが、最早今日限りと相成りて、一入名残惜しうこそ存すれ、今後家中一同浪人の身となり果て、何方へ便るべき目當てとてもなれば、時宜に依りては一時其方の許へ厄介を頼むともあらん、其砌には舊誼を忘れず、世話を致し吳るゝやうとの事に、五兵衛坐に涙に咽び、此度の御不幸、何ども以て申上げやうも御座なくし、私も百姓にてこそいへ、隨分人の世話好きにして、御頼みと

あれば決して辭退仕つらず、御不自由さへ御厭ひなくば、五人十人の御同居も苦しからず、何時なりとも御心置なく、御入來下さるべし、年來の御恩を報い奉つるは斯かる時にこそいへど、日頃義氣強き五兵衛快よく承引すれば、彌兵衛其真心に感じて尙ほ吳れぐも頼み聞え、扱て諸道具類は何れも拂物となす筈なり、若し入用の品あらば、何にても差遣はさん、遠慮なく申せよどあるに、五兵衛、左らば如何なる粗末の品にても宜しく、重箱一つ頂戴仕つりたしと申せば、彌兵衛、サア易き程の事なり、これ取らすべしとて、黒塗に秋草の蒔繪ある重箱一組并に臺所に在る銅の大釜（淺野家の定紋鷹の羽の打違ひの紋あり）を與へられ、外に軸物をも出だして、これは如何にと申

されしかど、五兵衛農家には不似合の品なりとて、固く辭退して歸村せり
其後四月頃に至り、堀部彌兵衛、其子安兵衛、富森助右衛門の三人、五兵衛方へ尋ね來り、何角物語りして立歸りしが、其後此三人折々訪ひ來り、後には大高源吾、中村勘助、神崎與五郎等の人々も時々來りて、十日又は一ヶ月間位滯留せしとあり、翌十五年七月頃、助右衛門は五兵衛の居宅の東手なる空地へ家作して此處に住居す、其時の大工は隣村上平間の渡邊喜右衛門と云ひしものなり
此喜右衛門折々此五兵衛方へ遊びに來るうち、助右衛門とも懇意となり、互ひに酒量を戦はせしとなどあり、左れば普請は此喜右衛門が引受け、一切を金五兩以内にて仕上げたり

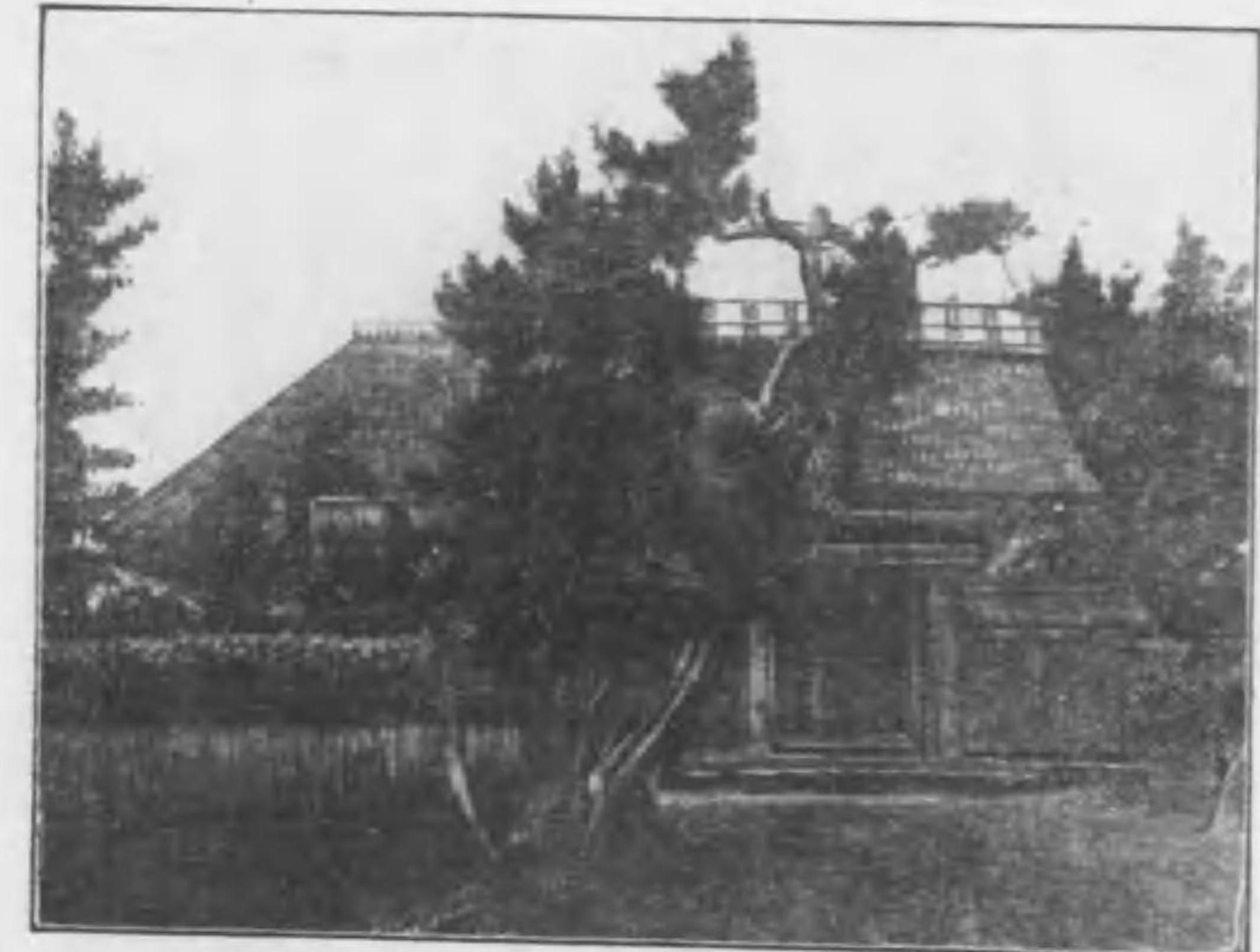


坂子銚
てしこの念記門衛右助森富里在に村間平下郡樹橋縣川奈神
のもるれ祀てめ埋を子銚るけ置し遺に方衛兵五郎輕。

ば、特に其方に譲るなり、永の片身とも思ふべし
とあれば、喜右衛門涙を流し、斯かる由緒ある御
品を賜はり、有がたき仕合せ、永く家の重寶と仕
つるべしとて、數多度禮を述べ
十一月（十二月なり）中旬に至り、不圖江戸本所
吉良家に於ける仇討の風聞を聽き付け、五兵衛、
喜右衛門の兩人、其實際を質さんとて急ぎ出府に
及び、大石内蔵助を始め日頃出入せし人々は皆此
義舉に加はりして聞くより、且つは驚き、且つは
喜び、早々村へ引返し來り、浪士の人々首尾よく
本望を達せられて、如何ばかりか満足ならん、日
頃懇命を蒙りし我等までも面目なりとて、早速
赤飯を蒸して内祝をなせり、村内の人々此事を聞
き傳へ、義士の容子を聞かせよとて、日々群參す



物遺の助藏内石大
製の助藏内石大る係に藏所の寺名稱村間平郡樹橋縣川奈神は面の圖此
ふ傳ひ言さりなのもるけ置し残へ方衛兵五部輕てしに物しせ



寺名稱
の助藏内石大在に近附の方衛兵五部輕てしに寺名稱の村間平郡樹橋縣川奈神は面の圖此
のもしせ影撮りよ邊の址宅衛兵五は圖此す藏を面の能ふ云さりな作

八月頃（十一月なり）に至り、大石内蔵助來着、右
新宅に居住せしに、其後は參會の人々多く、時ど
しては十四五人も泊りしとあり、間もなく江戸へ
轉住するにて出立ありしが、其節白鞘の刀一口を
残し置かれたり、助右衛門のみは四五日も跡に残
りて夫々取片付け、家作は其儘五兵衛に預けて、
隨意に使用するも苦しからずと申されたり、其時
助右衛門は大石殿と同道上方筋へ旅行する筈なり
と申され、大工の喜右衛門をも呼び寄せ、圖らすも
懸意に致せしが、近日一先づ故郷へ立ち歸る筈な
り、再會の程も期しがたし、永らく入懸になせし印
までに此銚子を取らすべし、これは亡君御在世の
砌、酒席にて賜はりし品にて、我身に取つては大
切なる品なれども、長途の旅行、携帶も叶はざれ

るもの引きも切らざりしと云ふ

以上は稱名寺の記録に基づきて綴れるものにて、後世に至り口碑を書き記せるものと覺しく、時日などにも分り切つた間違ひあれども、赤穂落穂集の記事などよりは實際なりと思はる、節多し此稱名寺には能の面を藏す、内藏助の自作に係るものと言ひ傳ふ

下平間村に銚子塚あり、喜右衛門斯かる貴重の品を自家に置きて汚がすは勿體なしこて、小祠を作りて安置せしが、後ち盜難を恐れて地中に埋む、爾來之れを銚子塚と稱す

五兵衛の後裔を五郎吉と呼ぶ、家道零落して今は人力車夫を業とす、其宅地は小倉村鳴川藤三郎、下平間村佐藤兼三の所有に歸せりと云ふ

(二) 大石内藏助の預金遣拂

大石内藏助が赤穂引拂の際、公金一萬餘兩を持出したるやう、當時専ら世上に評判せられたるが、其實内藏助が後室瑞泉院の用人落合與左衛門に送りたる預り金請拂帳に依れば、其預りたる金高は唯金六百九十兩二朱と銀四十六匁九分五厘に過ぎず、尤も貝賀彌左衛門の松平邸にての談に依れば、内藏助は一味連判のものへ内證にて金百兩づつ遣はしたりとの事にて、之れを事實とすれば、一味五十四人として五千四百兩となり、之れに右の六百九十兩餘を加ふるときは六千餘兩となる、即ち一萬餘兩と云ふを話半分と見て丁度相當の勘定どなれども、一味の中には隨分困窮せるもの、

多かりし事實に徴すれば、百兩づゝの金が面々の懷中に入りたらんとは受取られず
扱て右六百九十兩餘の金子は亡君の永代祠堂金、御家の再興運動費并に復讐の諸経費に充てたるものにて、結局金七兩一分の不足を生じたれば、これは内藏助の懷より出だして支拂へるとは、與左衛門への報告の通りなり、此請拂帳は箱根神社に於て所藏し居れるが、其遣拂の道を見るに隨分趣味あり

最も金高の多きは紫野瑞光院へ祠堂金として納めたる百兩にして、之れに次ぐものは芝三田通りにて買入れたる家屋代の七十兩なり
内藏助の主家再興の運動費として遠林寺祐海に渡したるは高は三十兩にして、此等は護持院、護國寺

瀧立仙なるもの江戸へ下るに付、用意として金十兩、路銀として金三兩を千馬三郎兵衛の手を經て渡し、三郎兵衛亦た出府するに付、用意并に路銀として金五兩二歩を渡し居れり、三郎兵衛我が財産を盡して吉良家の容子を知れる或る浪人を扶助し、後ち俱に出府せしと云ふは、此瀧立仙の事な

は勿論、柳澤家々老等の懷にも入りしなるべし内藏助の岡本次郎左衛門外數名と與に初度に出府せし費用は金二十一兩一分と銀十匁四分二厘にて旅費も、滞在費も、雜費も皆此中に籠る内藏助以下十九人の會合せし丸山大會議の費用はタツタ金一兩にして、潮田又之丞の出府せし爲め催はせし大川舟中會議の費用は金三歩二朱と銀五匁五分五厘なり



帳拂請金預り預の助藏内石大
るれ送に門前左與合落人用の院泉塙より助藏内石大はあぐ掲にてこ
る係に藏所の社神根箱りな部一の帳拂請金預

三郎兵衛及び神崎與五郎の宿、飢渴に付原惣右衛門、岡本次郎左衛門相談の上にて渡すと云ふ金六兩と銀三十兩とあり、又矢頭右衛門七飢渴に及びしに付進藤源四郎、岡本次郎左衛門申談じて之れを遣はすと云ふ金三兩あり、其外大高源吾は勝手取次ぎなりがたしとて金十兩、早水藤左衛門や奥田孫太夫等は勝手差詰りしとて各々金三兩を受け居れり

其他飯料やら宿料やら給せらるゝもの多きを身ても、如何に諸士の糊口に窮せしかを察すべし、之に付けても諸士が分配金の外に尚ほ金百兩づゝを受け居るものとは思はず、此に掲ぐる寫眞は右遣拂帳の一部なり

(三) 大石内蔵助の請状

大石内蔵助の赤穂を出で、山科西の山へ移りたるは、此地の親戚進藤源四郎由縁の地たりしに由るなり、左れば内蔵助の此處に移住するに就ては、源四郎が身元引受人となりて一札を庄屋に差入れたり、其請状左の如し

請狀之事

一此度播州赤穂浪人大石内蔵助義我等親類にて御座しに付、我等方へ懸人に相成、引越申し、此者慥成者にて御座し、萬一此内蔵助儀に付、何様之六ヶ敷儀出來し共、我等罷出、矯度培明、村中え少茂御苦勞掛け申間敷し、尤おござりたる儀、爲致申間敷し、宗旨之儀、禪宗にて、則寺請狀

請狀の助藏内石大
りな請状は出で屋庄里より源四郎進藤の仕事へ科山の助藏内石大
る係に藏所の氏吉之與木鈴地番四十七百三町坂勤込駒区郷本市京東

此方に取置申し、仍而爲後日、請狀如件
元祿十四辛巳年七月 進藤源四郎印
庄屋太兵衛殿
年寄五郎右衛門殿
同庄右衛門殿
同徳右衛門殿
同久右衛門殿
同源右衛門殿
惣村中

右の請狀は東京市本郷區駒込動坂町三百七十四番
地鈴木與之吉氏の所藏に係る、山科西の山村進藤
備前の方に傳ふる請狀と其文言相同じ、備前方に
在りしもの、鈴木氏に傳はりたるものにや

(四) 伊藤仁齋ご内蔵助

大石内蔵助が質を京都の鴻儒伊藤仁齋に取りて、論語の講釋を聞きしとは、先哲叢談に記せる所なり、京都留守居小野寺十内は仁齋の門人なれば、多分其紹介にて入門せるものならんとさへ稱せらる、十内の老母の九十の賀には仁齋も、仁齋の子の東涯も壽詩を贈りし程なれば、十内は無論仁齋の門人なりしなるべし、去りながら内蔵助が其門人なりしや否やは聊か其疑ひなきにあらず
先づ左に掲ぐる東涯の並河千左衛門に贈れる書翰を見らるべし

猪日之華簡落手、辱致ニ拜見一し、如レ仰、新年之御祝儀、目出度申納し、愈御堅固に被成ニ御越年珍重令存し、手前無ニ相替事、一家平安致ニ加年一し、殊に思召被寄、預ニ御祝儀、毎度被

掛ニ御心一不レ淺悅入辱存し、家翁茂宜舗相意得
様に申付し
一、長澤、眞杉諸賢切々御出合被成し由珍重存
し、眞杉殿は爰元にても御預り事にて、仕進遲
滯可レ仕哉と申、氣之毒に存し、果然にて、誠に思召被寄、淺野殿舊臣四十七義士之書付、細書に被ニ仰下、加様之書付は、何より辱存し、如レ仰、小野寺は在京中能存たる人にて御座し、此度之勤にては、日來近付と申茂交遊之面目御座し様存し、先年貴丈と一條通御同伴申し刻に行遇、貴様にも近付之由御咄之人にして、兼て好
人とは存し、無事之時、人之非判は、如ニ某等
者はいらざる事かと存出申し、人恒言、今之世
不二思懸し、無事之時、人之非判は、如ニ某等

は百年以前より人心之義も無之様に申し、熟存しに、百年前、爲ニ穢田、豊臣兩主一所レ滅所レ殺之輩、如ニ北條、如ニ柴田、如ニ齋藤、佐々木侯あまた有レ之、誠に帶甲百萬之家にても、其内之人誰か兩主を狙ひ申輩御座し哉、總體之事は、戰に狎し時とは違可レ申か、加様之事は昔にまさり可レ申哉、且書置を讀しに、これもむかし之武士ならば、冥途に赴く等之如き佛語、必定加リ可レ申に、君父之讐と云證文を引しは、自五倫之筋にたよりし様に、人心も成りしやど、是又不レ堪ニ一感し、尙期ニ永日之時、恐惶、拜

正月廿五日

中江、淺井兩丈へも御贈ども、何も堅固に御

事は、御子の火事、
其元之も承りし、爰
元にても○○○、拙宅
近く、暫さわざ申れ
尙以淺野殿之事御料簡
も承度し、多野九郎
兵衛は只今仁和寺にて
仲間セイと申し、先年
之伊藤源三之弟にて
多野のヲヒ五右衛門、
伴宗壽と申し、産科之
醫になり申し、上京に
屋札有之

書翰の涯東藤伊
りな報返るたへ與に門衛左千河並りよ涯東藤伊はるぐ掲に此
る係に藏所の氏而學原柏町屋紺市岡静

此書翰は復讐の義舉ありて

後ち四十日、即ち元祿十六年正月二十五日付を
以て、仁齋の門人たる並河千左衛門に與へし返書
にして、此頃は恰かも義舉の噂、遠地へも響き渡
りて、寄ると觸はると、此話にて持ち切りたる時な
りしなるべし

東涯は千左衛門より義舉の模様を報告せられ、且
つ其書翰中に何か十内の事の記しありしを受けて
「仰の如く小野寺は在京中能く存じたる人にて
御座ひ」と言ひ、直に十内に對して論評を加へた
事までも、古き記憶より喚び起し來り、且つ「此
度の勵にては、日來近付ご申すも、交遊の面目御
座ひ様存し」とまで記して、其知人の中より義士
の一人小野寺十内を出だせることを面目となせるな
るものなるべけれど、先年、二條通にて邂逅せし
顧ふに内蔵助にして仁齋の門に遊べりとすれば、

一人の義士を出だせるが面目なれば二人の義士を
出だせるは尙ほ面目なり、普通の義士を出だせる
が面目なれば、統領の義士を出だせるは尙ほ面目
ならん、若し之れあらば、無論一言なかるべから
ざる咎のものなり

左れば内蔵助にして若し仁齋の門人なりしのみな
らず、先哲叢談に掲ぐる如き趣味ある逸話ありし
ならんには、東涯たるもの何條之れに言及せざら
ん、必らずや其事を掲げて義士の二人まで、爾か
も統領まで家翁の門弟、自家の知人中より出でた
るを面目なりとなすとならん、然るに東涯は一言
半句も内蔵助の事には及ばざるなり

其家督を相続せる延寶五年以前の事ならざるべからず、延寶五年は内藏助の十九歳の時にして、東涯は僅かに八歳の幼年なり、内藏助假令ひ仁齋の門に遊べりとするも、幼年の東涯之れと訂交せざるや勿論なり、左れども義舉の報が京都に傳はるや、仁齋の塾中にては必らず内藏助の事に就て、斯々の話もありし、爾々の事もありしなど、種々様々の談話も出でしとならん、況して内藏助の居睡の如きは其偉材を知り、及び仁齋の明鑒を證すべき佳話なれば、真先きに人々の話頭に上りしと無論なるべし

は、此五右衛門の宅なり、五右衛門は赤穂開城後京都へ來り、伴宗壽と稱して産科醫に化けたるものなるべく、九郎兵衛も同し伴姓を名乗りて、開西とか、開省とか號して、仁和寺のほどりへ隠れ居りしものなるべし

九郎兵衛は林遊謙と稱して上州磯部のあたりに隠れ、吉良上野介の其附近に在る領地見廻りとして来るを受け受け、之れを刺して亡主の仇を復せんと企てしに、會々義士復讐の報達したれば、今や我事已矣として、意を世事に絶ち、僞聲となりて残生を送りしと傳説し、之れを豫讓に擬せんとするものさへあり、然るに元祿十六年正月、尙ほ京都に在りしとすれば、右の説は根底より打壊せらるゝ譯なり、尙ほ此事は別に記す所あるべし

言半句も之れに及ばざりしは、ツマリ東涯の之れを聞かざりし證據にして、飛驒、佐渡、壹岐の外、全国各地より集まり來れるど云ふ仁齋の門人中にも、當時内藏助の其塾に來り學べる事實を噂せざりしことを察知すべきなり

東涯は斯く内藏助の事を記さるに反して、不義の徒の事は記せり、其追て書の中に『多野九郎兵衛は只今仁和寺にて伴閑セイと申し、先年の伊藤源三の弟にてし』とある多野九郎兵衛とは言ふまでもなく大野九郎兵衛の事なり、其兄の伊藤源三と申す男、仁齋の門に遊びしとありと見ゆ、又『多野のヲヒ五右衛門』とは組頭の一人伊藤五右衛門の事にして、右の伊藤源三の子なるべし、九郎兵衛の岡島八十右衛門に一喝せられて逃げ込んだる

東涯は此の如くに大野九郎兵衛の事をも記し、伊藤五右衛門の事をも記せり、唯十内の事のみにはあらず、然るに内藏助の事に至りては、微塵も之れを記さるゝもの、益々内藏助の仁齋の門に遊びしとを察知すべきなり

右に掲ぐる東涯の書翰は静岡市紺屋町柏原學而氏の所藏に係り、先年、東京大學の歴史學者も之れを贅寫せしとあり、氏は實に先哲叢談に掲ぐる所を誤傳なりと主張せる一人なり

内藏助の仁齋の門に學んで、其講釋中に居睡りせりとは、極めて興味ある話にして、之れを抹殺せんよりは、寧ろ存置したしと雖も、事實は事實として研究せざるべからざる以上、之れを否認する事亦た已むを得ざる成行なり

(五) 伊達左京亮の實名

内匠頭長矩と並んで院使御馳走役となりたる人は、伊豫吉田城主伊達左京亮宗春なると、義人錄にも記され、烈士報讐錄にも記さるれど、吉田侯の系圖には左京亮なく、宗春なし、太宰春臺の四十六士論に吉田侯村豊とするもの之れならんか。これは、文政年間、中田永寧と言へる人の疑ひを挾める所なるが、如何にも左京亮宗春とは此村豊と同一の人物なり、此吉田侯は伊達政宗の長子伊豫宇和島城主遠江守秀宗の四男宮内少輔宗純の別に家を興したるものにして、其子能登守宗保早世して嗣子なきより、宗純の弟宗職の二男金之助と云ふを納れて嗣となす、是れ即ち左京亮宗春にし

て、元祿十四年の頃には無論とあらじよしより、然るに七代將軍吉宗の諱と差し合ひたるより村豊と改名し、且つ官名も和泉守となり、更に若狭守となりたれば、其系圖には若狭守村豊の名ありて、左京亮宗春の名なき譯合なり、彼の院本に桃井若狭介と云ふものあるは、暗に此若狭守村豊の事を指したるものなりと云ふ、伊達家の記録に左の一説あり

元祿十四辛巳二月四日、御參向の公家衆前大納言様御馳走役、淺野内匠頭様へ被仰付、三月十一日公家衆到着、同十二日、御對顏、同十四日、勅答被仰出、其節淺野内匠頭様、吉良上野介様不慮之儀出來、依レ之、内匠頭様御代り戸田能登守被仰付、公家衆、同十八日、御駕爾來代々此處に住して當主義夫氏に至る、即ち今

籠、同廿九日、御歸京

其頃伊達家の屋敷は南八丁堀に在り、即ち今の東京市京橋區木挽町一丁目十四番地にして、今も依然として其所有に係る、當時臣下に其人なくんば、或は淺野家の如くに疾く沒收の厄に罹れるやも知るべからず、持つべきものは、國には賢臣、家には良妻なり

(六) 仙石伯耆守の邸宅

義士の本望を達して、泉岳寺へ引揚ぐる途中、芝の汐留より吉田忠左衛門、富森助右衛門の二人を、大目附仙石伯耆守久尚の邸に遣はして、復讐の始末を届けさせたることは諸書に掲載せる所の如し、此伯耆守の邸を愛宕下と記せるもの往々あれど

も、左にあらず
伯耆守は天和三年六月を以て愛宕下の屋敷を拜領せしが、元祿八年六月十日、大目附を仰付けられ、祿高千五百石の處、別に役高として玄米にて若干扶持を給せらる、元祿十三年二月、即ち復讐の二年前、溜池なる近藤備中守の上げ屋敷を賜はる、爾來代々此處に住して當主義夫氏に至る、即ち今

の芝區西久保明船町十七番地なり、忠左衛門、助右衛門の届けに行きしは、此明船町の邸にして、四十六義士の雪にまみれし足を洗へる井戸、現に其處に残れり

伯耆守は享保年間、五百石を加増せられて二千石となり、八十三歳の高壽を保とり、其自筆の記録二卷あり、同家の年譜中、元祿十五年十二月十五

日の條下に左の記事あり

淺野内匠頭家來四十七人、昨十四日、吉良上野介を夜討致し由、届けとして右の内吉田忠左衛門、富森助右衛門なるもの兩人罷越され、申聞けひは、上野介を討留めし上、四十七人の者共、芝泉岳寺へ罷居りし趣に付、子細委曲承り届け、書付等認め置き、御用番稻葉丹後守殿御宅へ罷越し、委細申上し處、御登城して御伺の上、御指圖之ある可くし間、御城へ罷出で居られし様仰聞らる、右兩人の者某宅へ留置、

朝夕調等申付く、右一件殿中に於ても御尋ねの儀共之あり、畢つて御老中御列座、丹後守殿仰渡されしは、四十七人の者共御預け仰付けられし間、右の者泉岳寺より其宅へ寄せられ、申

(七) 堀部彌兵衛の心掛

賣りて酒代となせり、短冊のみは仙石家に傳はりしが、此れは歌か何か書きて號を『春帆』と署したりしと云ふ

仙石家に四十七義士の繪巻物あり、用紙は美濃紙を繕ぎたるものにて、殿中の刀傷より義士の切腹まで漏なく描きあり、當時繪巻物三卷ありて、此仙石家のもの最も大きく、最も完備せり、泉岳寺にもあれど、小にして、且つ漏れたる所あり、先年其望みに任せて寫させたりと云ふ

珍藏す、一日、余の伯父伊藤某に向ひて、元祿十四年三月、故淺野内匠頭殿凶變の當時、鐵砲洲の藩邸を召上げられ、同時に中屋敷として我が君侯に下し賜はる、當時堀部彌兵衛父子の邸宅は、我が祖先勘左衛門に宛がはれて引移りたるが、邸宅の掃除奇麗に行届きて一點の塵もなく、奥屋敷の床間には此探幽の二幅對を掛け、其前面には香爐を置きありて、沈香を焼きたる跡ありしと云ふ、爾來我家にては忠臣の遺物として珍藏すれども、主家斷絶、不吉の品なれば、佳辰祝日等には一切用ひざるを例とせりと語れりと、余は後日伯父より此話を聞きて其高潔清雅の士の志に泣けり、其後鳥井氏の子孫に此事を質せしに、今は其品もなく、傳説も分明せずと云へり、或は同氏の世に

渡す可旨、立合として御目附兩人仰渡されし、御預けの大名へも右の趣仰渡されし間、其宅へ家來差出されし條、相渡し遣はしし様仰聞けられし、之に依つて右の面々残らず泉岳寺より呼寄せ、御目附水野小左衛門、鈴木源五右衛門立合ひ、大石内蔵助初め四十七人の者へ申渡し、細川越中守へ十七人、毛利甲斐守へ十人、松平隱岐守へ十人、水野監物へ十人、留守居呼出し、引渡し遣し、御徒目附、御小人目附罷越し引渡されし

當時仙石家間の一人に極めて親切なるものあり、何角親切に世話せしと見えて、富森助右衛門より印籠一個と短冊一枚とを與へたり、然るに此の中間は非常に酒好きなりし故、右の印籠を人に

他へ譲りたるものかと、若州高濱の人堀口高興翁より報じ越さる、種々の傳説あれども、此説最も信據すべきに似たり、翁懷舊の和歌あり、其一首を左に掲ぐ

ぬしを思ふこゝろの奥の深み草
花うるはしく世に匂ひけり

(八) 堀部安兵衛の着京日

堀部安兵衛の元祿十五年六月、大石内藏助にして若し愚闇々々せば、斷然分離すべき大決心を以て西下せしは、此月の十八日にして、其入京せしは

二十九日なると、赤城義臣傳などにも見えたるが、内藏助が二十七日付を以て遠林寺の和尚に與へたりと云ふ返書に依れば、安兵衛は二十五日の夕方、堀部安兵衛一昨日京着、大高源吾方に参り、内藏助と會見せんと求めたるものらしく、其書中に何事かと無二心元へ存ひ。堀部安兵衛一昨日京着、大高源吾方に参り、内藏助も安兵衛は何しに出て來たか、何れ又例の催促ならんが、罷り間違へば分離も仕兼ねまじと思へるとは、心元なく存ひとの一句、之れを説明して餘りあり。遠林寺の和尚は淺野家再興の運動の爲に出席し、其の歸途山科に立ち寄りて内藏助に報告する所あり、其京都あたりに滞留中、書狀を遣はしたるに對し、内藏助より右の返書を送りたるものと覺し

(九) 堀部安兵衛の看板

これは堀部安兵衛の書したる芝柴井町歯醫者兼康祐元の看板にて
其屋上に掲げありし物なり



堀部安兵衛の看板

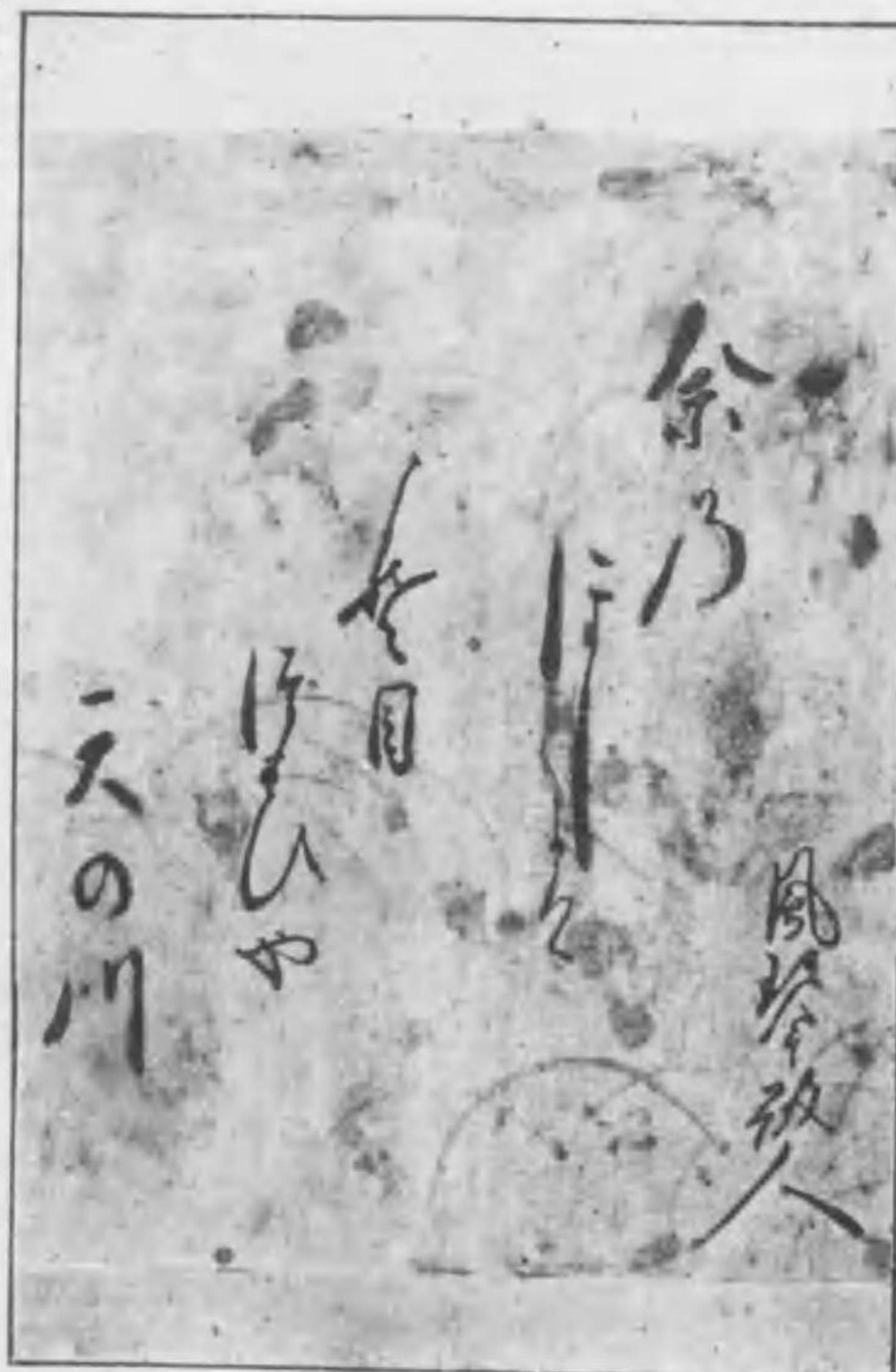
堀部安兵衛は大剛の勇士にも似やらず、書を佐々木玄龍に學びて、中々能筆なり、芝柴井町に本店を置き、本郷三丁目に分店を置きて口中藥を漂ぎし齒醫者兼康祐元に書きて與へたる「かねやすゆふげん」の看板は頗る有名のものなるが、淺草本願寺別院の直ぐ向ふなる甘酒屋にも安兵衛の看板あり、此甘酒屋は榮久町百二十二番地にて、伊勢峰事井上みねと曰ふ、家は一間半ばかりの間口なるが、

此れは堀部安兵衛の書したる芝柴井町歯醫者兼康祐元の看板にて
其屋上に掲げありし物なり



堀部安兵衛の看板

矢張り與五郎の
餘の星は餘所目つかひや天の川は
と云へる俳句なり、これは金右衛門とつや女と嬉戻する
を、與五郎、伊助、傳助など
の知らぬ顔して居りし狀を詠
みしものなるべく、與五郎が
例の一一杯機嫌にて、何うだ此
俳句はと言ひつゝ詠み出でし
て大笑するに引換へ、金右衛
門の頭搔き／＼苦笑する狀、
目に見ゆるが如し、仇家の偵察中は苦しき事もあ
りし代りに、又斯かる可笑しき事もありしと見ゆ
625 士義穂赤



句俳の郡五與崎神
小野寺十内は京都の留守居役として常に京都に住
る係に藏所の氏藏金藤加一の二町田谷ヶ市區
込牛市京東てしに句俳の郡五與崎神はるぐ掲に此

長五尺五寸、幅七寸の楓へ、白粉にて
御門まへ御みやげあま酒
と記せるもの、即ち安兵衛の筆なり、多年雨ざら
となりしと見えて、楓の下の方は腐蝕しかゝり
しより、其周圍に枠を締めて保存を計る、文字は
黒味を帶びて白粉とは見えぬ程なり
此外早稻田邊にも安兵衛の看板と云ふものあり、
醉ふた勢ひか何かで、何うだ一つ書いて遣らうか、
なごゝ無難作に書き散らせしものと見ゆ

(一〇) 神崎與五郎の詣詫

神崎與五郎、前原伊助の二人が吉良家の裏門の近
傍へ店舗を開きて、仇家の偵察に努め、倉橋傳助、
岡野金右衛門なども番頭、若者に化けて手傳ひ居

る内、年若の金右衛門、何時しか吉良家の女中を
手に入れて、秘密を探り出さんと力めたるとは、
赤穂義士一夕話に記載せるのみならず、赤城士話
の中にも、吉良家の子守つやと云ふ女に愛着の體
に仕掛けて、上野介、左兵衛佐在邸のとを聞き出
だせる由を記せるは、正しく此金右衛門の事なる
べし

左れば與五郎なども時には金右衛門をからかひし
とありしと見えて

同志のものゝ懸初を見て時雨を
神無月しぐるゝ風はこのるども
おなじいろなる末の松山

と言へる歌は、無論此金右衛門の事を詠せしもの
なるべし、左れども其れよりも更に可笑しきは、

(一一) 小野寺十内の歌稿

小野寺十内は京都の留守居役として常に京都に住
る係に藏所の氏藏金藤加一の二町田谷ヶ市區
込牛市京東てしに句俳の郡五與崎神はるぐ掲に此

小野寺十内歌の内



附註 安慶木々佐に歌の内十寺野小
番五十日丁四座銀區橋京市京東のもじけ
る係に藏所の氏門衛右源戸神地

源、名は郷高、江州太田の人、法橋高正の子なり、壯年の頃、京都に遊び、歌道を以て著はる

和歌一首を贈る、源右衛門之れを珍藏せしも、何時しか紛失して今在らず、源右衛門亦た十内の和歌一首を藏す

試筆

初空のかすむ氣色にわれさへも

こゝろの花の催されけり

これ慶安に添削を乞へる歌稿にして、慶安之れに二點を與へ、且つ「心あたらしく面白し」と評す、今尙其後裔たる東京市京橋區銀座四丁目十五番地神戸源右衛門氏方に藏す

(一一一) 大高源吾の詫證文

神戸源右衛門義眞と云ふものあり、亦た慶安門下にして十内と交り深し、十内出府に臨みて訣別の

に馬子雌伏せず、以ての外に悪口無禮に及び、堪忍なりがたき仕合せなりしを、源吾色々詫入り、馬借の問屋へ誤證文を遣はして、漸やく無難に通りしどは、赤水郷談に記す所なるが、伊豆三島の驛にても其れと同様なる詫證文の話あり元祿十四年九月、源吾進藤源四郎と與に出府の途中、伊豆三島の驛に差し掛かりし折柄、馬子の曳き來れる荷馬不圖物に駆きて刎ね上りたるに、何が折て此馬子は名うての惡漢國藏と云ふものなれば、忽ち源吾の行途に立塞がり、お武士、何の意趣あつて大事の預り物を壊はされしぞ、元の通りにして返へさせ好し、左もなくば許さじと、以外の外なる難題を吹つけたり、身に大事を抱ゆる源吾、種々に詫入れども、中々以て聞かばこそ、

相手が下手に出るほど尚ほ附け上がり、益々悪口雜言を吐き散らすに、源吾ほどく迷惑し、三島の本陣世古六太夫方は淺野内匠頭の定宿にて、源吾も亦御供の都度宿泊したる縁故あるを幸ひ、仲裁方を本陣に頼みたるに、手代の次郎右衛門と云ふ者氣の毒に思ひ、種々國藏を押し宥むれば、左らば詫證文と酒手を寄越せと口を切るに、源吾聞いて、そは易き程の事ぞ、好し／＼一札を書いて遣はさんごて、直に筆を執つて

詫入申一札之事

一我等今度下向い處、其方に對し不束之筋有之、馬附之荒荷積所出來申しに付、逸々談事之旨、尤之次第、大きに及ニ迷惑申し、依て御本陣衆を以詫入、酒手差出申し、仍而一札如件

此事の佳話たり、此證文の珍品たるを失はざることは言ふまでもなし

(一三) 間瀬久太夫遺愛の梅

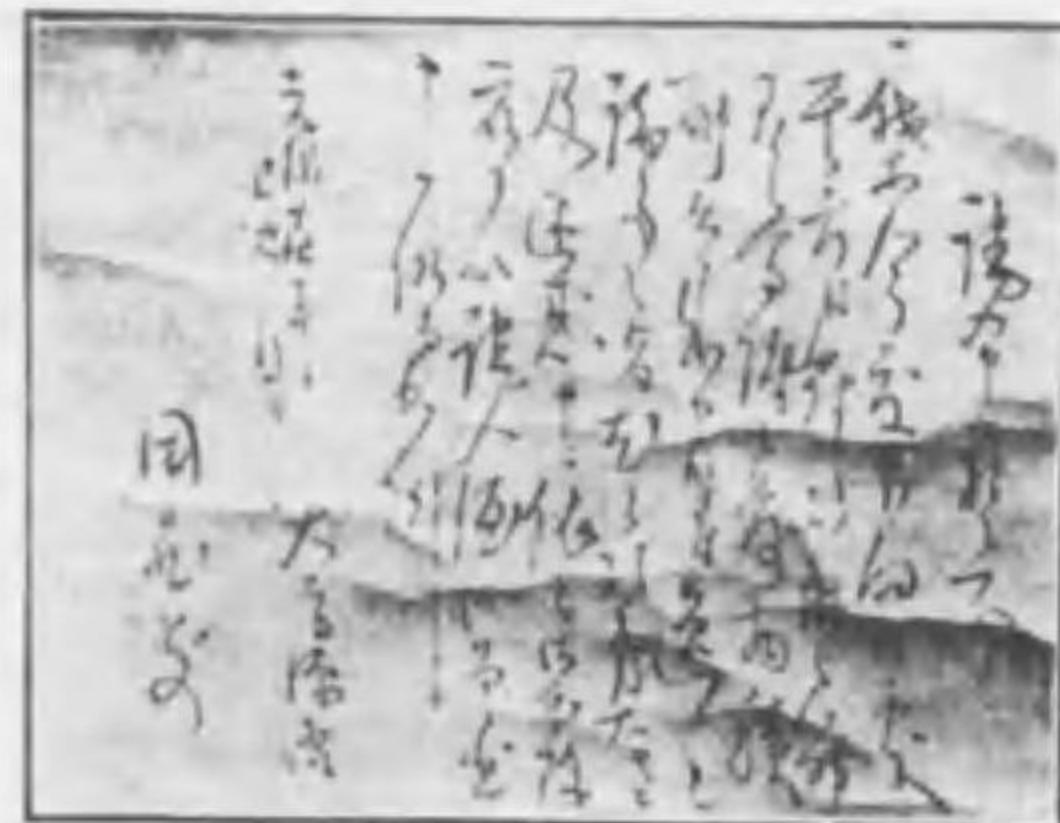
播州明石人丸神社の祠前に八房の梅あり、其形船の如くなるより、名づけて船形の梅と曰ふ、實に間瀬久太夫遺愛の梅なりとす、其來歴として傳ふる所に依れば、久太夫赤穂を立ち退く際、日頃愛したる盆栽の梅を携へて人丸神社に詣で、其祠前に額づきて、心の中に、往古の神詠島かくれ行く船の如く成り行き玉ひし君が御跡、某の心中何ぞか惜しご思はざらんや、然らば神慮と同じ心なれば、あはれ神助を垂れて願望を叶へさせ玉へ、若し叶はずんば此梅忽ちに枯れなんと祈念しつ、



梅形船の前社丸人
木古在中の園の手右りな梅の房八の寺照月山丸人石明州播はるぐ掲に此
りな梅の房八の目代二が樹梅の在に傍其てしにのもるせ納奉の夫久瀬間は

元禄十四年巳九月 大高源吾

文證証の晋源高大



藏國子馬の晋源高大てに驛島三豆伊
在津沼州駿てしに文證証るたへ與に
る係に藏所の氏道直吉世臥牛

とサラくと書き認め、金二兩を添へて差出せば、
國藏どこの事実とする外なるべし、然るに右の証文
が、世古家に証文を現存するからは、三島驛の方を事実とする外なるべし、然るに右の証文たる、其文面は自から士風を帶び、其書風も亦俳味を帶びざるにはあらねど、損所を積所と書

大久保驛と三島驛と兩方に同一の事ありたらんとは思はれず、何れドチラか一つは誤傳なるべきが、世古家に証文を現存するからは、三島驛の方を事実とする外なるべし、然るに右の証文たる、其文面は自から士風を帶び、其書風も亦俳味を帶びざるにはあらねど、損所を積所と書き誤まれる按配、之が文事に長けたる源吾の手際とは思はれがたし、察する所、手代の次郎右衛門が源吾の口授せる所を其儘書き認むるとき、ツイ損所を積所と書き違へたるにはあるまじきか、世家古家當時の宿帳と其書風の似通ひたるを見れば、此疑ひ自から起らざるを得ず、併し其れにしても

惜しきその歌にひかれて其船の

すがたあらはせ庭の梅ヶ枝

と詠みて社前の庭に植ゑ置きしに、忠臣の至誠神
も納受ましませしにや、日ならずして枝葉繁茂し、
終に船形の大木となれりと物の本に見ゆ、斯かる
名木も年を経て壽命竭き、去る明治三十五年中
終に枯死して今は僅かに古木を存するのみ、其
傍に二代目の梅あり、其實を栽ゑたるものにして、
枝葉漸やく長じて僅かに船の形を成せり

(一四) 菅谷半之丞の遺蹟

菅谷半之丞の備後國三次に隠れ住み、佯跛僞聾
となり、日々釣を垂れて、人の耳目を避け居たる
とは、菅茶山の筆のすさびなどにも記されて、人

の知る所なるが、其寓居せる所は三次の町ご川一
つ隔つる甲斐谷の甲斐庵と稱する邑人徳永某の別
邸なり、文政、天保の頃賴杏坪の代官として三次
に在りし時、甲斐庵に遊びて其記を作る、左に其
全文を掲ぐ

甲斐庵記

三巴邑、三面皆水、其東川之東、有二莊、邑人
積山氏所有也、莊在山足稍高處、距水數百步、
呼曰甲斐庵、蓋以其在峠也、戊子夏、予爲
邑宰、初遊此、衝門柴扉、入則開庭數畝、花木列
植、屋後則靠山受谷、松楓交茂、幽邃可愛、
升堂則遠近山環、兩市挾水、寺觀橋梁、一臨可
盡矣、聞此庵昔邑士徳永氏所置、而赤穂義士菅
谷半丞、嘗寓居焉、蓋有舊也、跛躄不能遠行、
日持竹竿、釣魚前溪、出入有時、所往亦有
方、不問其得魚與不得、邦家滅亡、亦似毫
無憂色、如是者、蓋有年矣、一日、脫然失其所

在、人皆謂徳永氏食客出亡、此自除累也、但跛人
遠逃、是可怪已、既而世盛傳義士報讐之事、檢
其姓名、半丞與焉、於是、人皆驚嘆、曰彼魯鈍勃
率、皆佯而非眞、深自韬晦、以示其無所爲
也、土人傳其事、至今尊此庵、莫不知義士
之所寓者也、予旣撫景勝、復感節義、低徊
久之、乃作歌、曰

跛能履兮、行以義死、魂乎安歸、青山白水
筆のすさびに記する所と相待ちて、當時の状況
を察知するに足る

杏坪の此記を作れるは天保元年三月なり、爾來八
十年を経て、此庵終に空しく、只其遺址に殘れる
石の手水鉢の當時を語り顔なるあるのみ

(一五) 吉田澤右衛門の遺物

長州長府城主毛利甲斐守綱元の家臣に栗屋八郎兵

衛景行と云ふものあり、赤穂義士御預けの際、家
老田代要人、番頭原田將監等と興に仙石邸へ受取
りに赴きたる八騎の中の一人なり、仙石邸に於て
待合せ居る折柄、御徒目付より公儀に於ても上杉
を心元なく存せらるゝとなれば、途中も其覺悟に
て念を入れらるゝやうにご注意せられ、左らば加
勢の人數なくては叶ふまじと、家老田代要人の命
に由つて急ぎ藩邸へ注進に及びたるは此栗屋八郎
兵衛なり、頓て義士を受取りて歸り、北小屋に五
人、南小屋に五人づゝ分置し、双方に御預者挨拶
人と云ふもの四人づゝを置きたるが、八郎兵衛は
即ち北小屋に於ける挨拶人の一人に擧げられたり
挨拶人とは接伴委員とも云ふべきものにて、義士
に對する萬事の世話をなすものなるが、此の北小

家道零落に及びたれば、同藩士たる陸軍歩兵少佐
金子忠芳氏其心なき人の手に渡らんことを惜みて
買ひ取り、今に同家に珍藏せりと云ふ

(一六) 岡野金右衛門の續合

室鳩巣の赤穂義人錄を始め其他の諸書にも、岡野
九十郎、即ち後の金右衛門を以て大高源吾の姉の
子なりとなせるもの多し、左れども九十郎は全く
源吾の甥にはあらずして、源吾の母貞立の甥なれ
ば、源吾とは從兄弟同士の間柄なり

此貞立は小野寺十内の姉なると同時に、九十郎の
父岡野金右衛門にも姉なり、即ち貞立は小野寺家
より大高家へ嫁ぎ、金右衛門は小野寺家より出で
て岡野家を立てたるなり、其關係を示せば左の如

し

小野寺又八
貞立
内
金右衛門
九
十郎

然らば如何にして九十郎を源吾の姉の子なりと誤
りたるものなるか、察するに源吾の其母貞立に送
りたる書状の中に

私三十一、幸右衛門廿七、九十郎廿三、いづれ
もくつさやうの者共にてし
と連記せる案配、如何にも從兄弟など、は思はれ
ぬのみか、其末の方には

九十郎母公お千代へもよりくは仰さかされし
て、必々おろかにかなしみ申さぬ様に、たが
ひに御ちからをそへさせられしはい云々
であるより、此お千代をテツキリ源吾の姉(妹)



吉田忠左衛門の長男澤右衛門あり、八郎兵衛
に向ひて染みぐとはまでの親切を謝したる上、
豫ねて御預かりの品の内に刀井に兜頭巾、着込
のいべし、これは討入の當夜、身につけたる品々
なれば、片身として參らせんに、苦しからずば受
納め玉へと言へば、八郎兵衛の悦び言はん方なく、
其は願うてもなき仕合せなり、永く家寶として子
孫に傳へしはんど答へ、事終へて後甲斐守に乞う
て右の二品を引き取りたり、それより二三代の孫
景恒と云ふ人、諸家の和歌、文章を乞ひて一巻と
なし、右の品々と共に保存し居りしが、維新以後、

屋に吉田忠左衛門の長男澤右衛門あり、八郎兵衛
意氣の投合してにや、一見宛がら舊知の如く、別
けて親しく交はりたるが、愈々切腹を仰渡さる、
や、澤右衛門流石に名残の惜まれてか、八郎兵衛
に向ひて染みぐとはまでの親切を謝したる上、
豫ねて御預かりの品の内に刀井に兜頭巾、着込
のいべし、これは討入の當夜、身につけたる品々
なれば、片身として參らせんに、苦しからずば受
納め玉へと言へば、八郎兵衛の悦び言はん方なく、
其は願うてもなき仕合せなり、永く家寶として子
孫に傳へしはんど答へ、事終へて後甲斐守に乞う
て右の二品を引き取りたり、それより二三代の孫
景恒と云ふ人、諸家の和歌、文章を乞ひて一巻と
なし、右の品々と共に保存し居りしが、維新以後、

しては年齢が合はねばなりと速了せる結果なるべし
お千代若し源吾の姉なりせば、何も態々九十郎母公と断はらずとも、單に姉上様とでも書けば澤山ならん、それに源吾ともあらうものが、我が母に向つて姉の事をお千代と呼び捨てにするのも、隨分變な話にあらずや

此手紙の書きざまから見れば、お千代は決して源吾の姉とは受取られず、受取られざるも道理、お千代は源吾の姉でもなければ、貞立の娘でもなく全くは岡野金右衛門の妾にして、正妻にはあらざるより、源吾も叔母とも呼ばれず、お千代様とも言はれず、當時の慣例に依りて單にお千代と呼び捨てになせる譯なり、現に九十郎の親類書にも其の

母を妾と記し、尙ほ親類共不レ存し

と断はれるを見れば、其素性も卑しきものなりしなるべく、源吾の「おろかにもかなしまぬ様に」と母まで申し遣はせるも、畢竟は町人の娘、士道に疎しと思へばの事なるべし

左れども小野寺十内も其妻に送れる書狀の内に「貞立様ならびにおちよ事、そもじへ頼み置ひ」と記せるを見れば、お千代は妾は妾なれども、九十郎の生みの母と云ひ、金右衛門には外に正妻ともなかりしより、弟嫁の格にて目を懸けしものなるべし

十内、源吾、幸右衛門、九十郎即ち金右衛門の親類書に徵するも、源吾と九十郎と從兄弟の間柄な

大石内藏助
吉田忠左衛門
村松喜兵衛
間瀬久太夫
同 喜兵衛
△堀部彌兵衛

大石主税
吉田澤右衛門
村松三太夫
間瀬孫九郎
同 新六郎
堀部安兵衛

チヨイと調べさへすれば、直ぐ分かることながら、何かの参考にもと義士同志の續合を左に掲ぐ、但し是れは各人の親類書に基づくものにて、其正確なるとは言ふまでもなし
父(△印は養父)

りしと明白々にして、寸毫の疑ひを挿むべき餘地もあらず

(一七) 義士同志の關係

△小野寺十内	小野寺幸右衛門
△奥田孫太夫	奥田貞右衛門
吉田忠左衛門	貝賀彌左衛門
原惣右衛門	岡島八十右衛門
大高源吾	小野寺幸右衛門
近松勘六	奥田貞右衛門
間十次郎	間新六
叔父	姪
貝賀彌左衛門	吉田澤右衛門
小野寺十内	間瀬久太夫
同 徒兄	同 徒弟
大高源吾	岡野金右衛門
小野寺幸右衛門	同
又母若くは妻との續合ひを示せば、左の如し	姪
叔父母	

間瀬久太夫 中村勘助妻
吉田忠左衛門 岡島八十右衛門妻

貝賀彌左衛門 同

大高源吾母

從兄姉

大石内藏助

從弟妹

岡島八十右衛門妻

吉田澤右衛門

間瀬久太夫

潮田又之丞妻

岡野金右衛門

同

第三 吉田忠左衛門△吉田澤右衛門△貝賀彌左衛門
第四 奥田孫太夫△奥田貞右衛門△近松勘六
第五 間喜兵衛△間十次郎△間新六
第六 原惣右衛門△岡島八十右衛門
第七 堀部彌兵衛△堀部安兵衛

此外大石瀬左衛門の大石内藏助の一派たると論なし
右の關係に依りて一類の多きものゝ順序を掲ぐれば
は第一 小野寺十内△小野寺幸右衛門△大高源吾
△岡野金右衛門△間瀬久太夫△間瀬孫九郎△
中村勘助
第二 大石内藏助△大石主税△大石瀬左衛門△
潮田又之丞

にして、小野寺十内の二類最も多く、之れに亞ぐ
は大石内藏助の一派なり、若し進藤源四郎、小山
源五右衛門、大石孫四郎の徒變心せば、内藏助
の一類こそ多數を占むべかりし所なれ
矢頭右衛門七其母を奥州白河に送り届けんとして
荒井の關所に到り、女人通行の手形を所持せざり
し爲め、關吏の爲めに一喝せられて、悄々元の大
二人、驗人十八人、改役二十人を置きて通行の旅
客を檢す、爾來世々吉田藩の管理に屬せしが、明
治元年正月廿七日、全國各地の關所と與に廢止
せらる

阪へ引返へしたるとあり、此關所は事實手形を所持するにあらざれば、女人の通行を許さりしなり
荒井の關は遠州濱名郡荒井町に在り、元と此荒井町と舞阪町との間に一條の道路ありしに、永正七年八月の高浪にて決られ、濱名湖と東海と聯絡するに至りたれば、此所を今切と稱し、渡舟場となせり、慶長五年の秋、始めて今切に關所を置きしが、元祿九年、高浪に襲はれたる爲め、荒井町の藤十郎山下に移す、寶永四年十月、大地震と興に高浪の災ありたれば、更に中の郷の地に移し、其文字を嫌ひてにや、荒井を改めて新居となせり此關所は幕府の直轄にして、一名の奉行を置きしが、元祿九年二月、之れを二名となし、使番成瀬

此關所は男子は土下座をなして、發着地及び用件等の委細を申立つれば、容易く通行するを得たれども、女人に至りては手形を所持するにあらざれば一切通行を許されず、特に少女の如きは振袖を着するにあらざれば決して通行を許されざりしものなり、隨つて新居町には其等のもの、便宜を計りて、振袖の損料貸を業とするもの、出來たる程

なり
此手形は京都所司代に於て下渡せしものにして、
此外には御三家及百萬石の大名前田家の其家臣に
限りて下渡せし外、如何なる國主、大名と雖も、
一切下渡すべき權能を有せざりしなり、但し或る
時代には新居地方の女人に限りて參州岡崎藩より
下渡したるとあり、又元祿年間には自家の家臣に
限りて各大名より下渡したることもありと云ふ
に由るつらかうてがたに云ふ
女人通行の手形とは、今の流車や電車の切符の如
きものにはあらず、各藩主より差出せる證文に京
都所司代の裏書せるもの、若くは京都所司代より
女改役に宛て、差出したる書付なり

此關には女改婆なるものあり、多くは足輕の妻
女より採用す、女人の出入する毎に、仔細に駕籠

の中を檢分して、書面と相違なきや否やを檢し、
頭の髪をも解きて其中を調ぶるなど、其取調方隨
分綿密なり、斯くて愈々別條なき時は、始めて一
聲高く「通一れ」と號んで其通行を許す

今一二の例を示さんに、京都所司代裏書の手形は

左の如し

女上天下十人、内一人振袖、乗物四挺、私家來大
石頼母助妻子に而御座ひ、從二播州赤穂、江戸え
指下申ひ、今切御關所無レ滯罷通し様に、御手
判被遣可レ被下ひ、右は私娘に而御座ひ、爲ニ
後日一仍證文如件

寛文九年己六月朔日 淺野内匠頭

(裏書)

表書之女十人、御關所無ニ相違ニ可レ被二相通ニ、

断は本文有レ之レ、以上

西六月朔日

内

膳

今切女改衆中

右の淺野内匠頭は長矩の祖父長直なり、其長女を
家老大石内藏助良勝の次男頼母良重に嫁し、二男
一女を生む、長男隼人は長直自から養うて子とす、
淺野美濃守長恒是れなり、次男は長直の養子内記
友政の嗣子となり、淺野左兵衛長武と稱す、女は
松平主馬介の室となる

此手形に記す大石頼母妻子とは、即ち長直の息女
にして頼母良重に嫁せる人、及び後年松平主馬介
の室となる良重の女なり、一人振袖であるは即
ち良重の女とのにして、少女は振袖着用を要せし
と是れにても察すべし



(其) 形手の所關井新
のしるせ書裏の矩重正膳内倉板代司所都京に文證の直長頭匠内野淺
藏所人主樓月松館旅島天辨州遠

金切女改衆中

六月朔日

白附

女上天下十人、内一人振袖、乗物四挺、私家來大
石頼母助妻子に而御座ひ、從二播州赤穂、江戸え
指下申ひ、今切御關所無レ滯罷通し様に、御手
判被遣可レ被下ひ、右は私娘に而御座ひ、爲ニ
後日一仍證文如件

右の吉良上野介とは即ち義央の事なり、岡山は參州幡豆郡に在りて、吉良家の領邑七ヶ村の一なり、今は瀬門村の大字となる、水野右衛門大夫は名を忠春と曰ひ、參州岡崎の城主にして、後年、義士を預かりたる水野監物忠之の祖父なり、即ち當時は岡崎藩にても參州附近の女人に手形を下渡せしなり

次に掲ぐるは京都所司代より下渡せし手形なり

女壹人、但髮切、從京都、江戸迄、御關所無二相違一可レ有ニ御通一レ、是は淺野内匠頭家來内海道億妹の由、同當地留守居小野寺十内依レ斷如レ此レ以上

元祿五年八月十六日 水野右衛門大夫

今切人改衆中

右の吉良上野介とは即ち義央の事なり、岡山は參州幡豆郡に在りて、吉良家の領邑七ヶ村の一なり、今は瀬門村の大字となる、水野右衛門大夫は名を忠春と曰ひ、參州岡崎の城主にして、後年、義士を預かりたる水野監物忠之の祖父なり、即ち當時は岡崎藩にても參州附近の女人に手形を下渡せしなり

元祿四年未十月廿八日

前田安藝守

今切女改衆中

右の内海道億とは淺野家の醫員にして、討入當時は江戸山下町近邊に住し、他の治療を止めて義士の診療に従事せるもの、小野寺十内は言ふまでもなく義士の一人なり、小出淡路守、前田安藝守は俱に幕臣にして、當時京都町奉行を勤む、京都所司代松平因幡守信興死して、後任小笠原佐渡守長重末だ着任せざるに依り、所司代に代りて此手形を下渡せしものと見ゆ

右の如く荒井の關所は京都所司代又は岡崎城主の手形若くは裏書あるにあらされば、女人の通行を許されざる掲なるより、御目付荒木十左衛門、榊



(二其) 形手の所關井新
のもるせ書裏の春忠夫太門衛右野水主城崎岡州參に文證の央義介野上真吉
藏所人主樓月松館旅島天辨州遠

板倉内膳正とは内膳正重宗の甥重矩の事にして、當時京都所司代たり、所司代の裏書を要せしと亦た以て見るべし

次には參州岡崎侯より與へし裏書の例を示さん
女四人、何茂髮切、内壹人筋氣不行歩也、三州知行所岡山村を呼越申し、今切御關所無ニ相違一罷通し様に、御手形可レ被レ下し、右之女は家來之者妻子に而御座し、以來申分には私方え可レ被二仰聞一レ、爲ニ後日一仍如レ件

元祿五年八月十六日 吉良上野介

水野右衛門大夫殿

(裏書)
表書の髮切女四人、可レ被ニ相通一レ、斷は本文有レ
之い、以上

原采女の城池受取として赤穂に出張するや、女人の江戸に赴くものには今切關所の手形を遣はすべき旨を告げ、磯崎彌七の姉妹、佐々木平作の祖母久下織右衛門の母の江戸に赴き、又草刈傳左衛門の母の遠州濱松に赴くには、荒木十左衛門、神原采女より京都所司代松平紀伊守信庸に照會して手形を申受けたるなり、當時大石内蔵助より荒木十左衛門に差出したる證文并に京都所司代の與へたる手形の内、磯崎彌七姉妹に關する分を示せば左の如し

赤穂牢人磯崎彌七姉妹切一人、同妹髪切一人、右女一人、播磨國赤穂、江戸え引越い、今切

御關所無ニ相違一罷通し様・御手判出しづ様に被成可レ被下し、此女に付出入御座ひは、私共方
女を人役髪切後京阪江戸と立圓年等
お邊の脇道作是と便り内通願ひ是内海
遣任婦由因あゆ局も店小やま十内後あそ
えふ
小おほ詔
小切放元中

(三其) 形手の所關井新
しけ渡下の守藝安田前守路淡出小行奉町都京
りな形手の行通入女の所關居新
藏所人主樓月松館旅島天辨州遠

赤穂御目附

大石内蔵助

荒木十左衛門様

神原采女様

女一人髪切、但乗物一挺、今切御關所無ニ相違一
不可被通し、是は淺野内匠家來浪人磯崎彌七姉
妹、從二播磨國赤穂、江戸え引越い由、荒木十
左衛門、神原采女依レ斷如レ此い、以上

元祿十四辛巳年五月四日 紀 伊

然るに右衛門七は弱年の事にて、斯かる撻あると
を知らず、無手形にて出掛けたる爲め、通行を許
されざりし譯なり
如上の次第にて、此荒井の關所は女人に限り制規
の手形なくては、假令ひ此近邊のものにても一切

通行を許されざれば、其出入極めて困難なりし結果、新居地方の住民は今切を隔てし舞阪地方の住民とは一切婚嫁せず、重に濱名湖西又は東参河地方のものとのみ縁組せし爲め、自から參河風に化し去りて、舞阪以東とは民情風俗を異にするに至れり云ふ、現に天保年間の前後に於て今切以西のものと以東のものと婚嫁せしは、舞阪の本陣宮崎珍平方と白須賀町の素封家長阪久治郎方と縁組せし一事あるのみ

斯く關所の通過困難なりしも、關破りをなせるものは殆ど之れあらず、只天保五年の事なりき、或る大名の才料、其主人の愛妾の江戸に下る際、手形の用意を爲さりしか、それとも關所の取調を嫌ふ事情ありしか、密かに之れを長持の中へ隠く

して首尾よく關所を通過せし、江戸へ着して後此事露顯に及び、關破りの廉を以て仕置に行はれ、尙ほ其屍骸を鹽漬にして新居町に送り、松山と云ふ所にて磔刑に行ひたるとあり、此外には絶えて關破りの事を聞かずと云ふ。

新居町の本陣に飯田武平と曰ひし人あり、人足、傳馬役夫の取締を勤む、市川米庵の門下にして書を能し、和歌、俳諧に長じ、擊劍、柔術にも巧みにして、静岡縣知事たりし關口隆吉氏とは無二の親友なり、諸侯の此處を通過するもの、往々其名を聞いて訪問せしとあり、左れば何時の關所役人とも常に胡坐話をなせし程なれば、維新廢關の際、役人に頼み込み、風變りの手形數百枚を譲り受け珍藏せしが、後ち其養子武平の代に至りて家道

少しく衰へ、所藏の古書畫と與に手形をも賣却せし爲め、辨天島旅館松月樓主人其内百五十枚を買取りて今に所藏せり、此に掲げたるものも其中の一部なり。

(一九) 矢頭長助夫婦の墓

矢頭長助父子が大阪堂島野間屋久兵衛の借家に住みたることは、諸書に散見する所なるが、此に一の異聞あれば紹介せん。

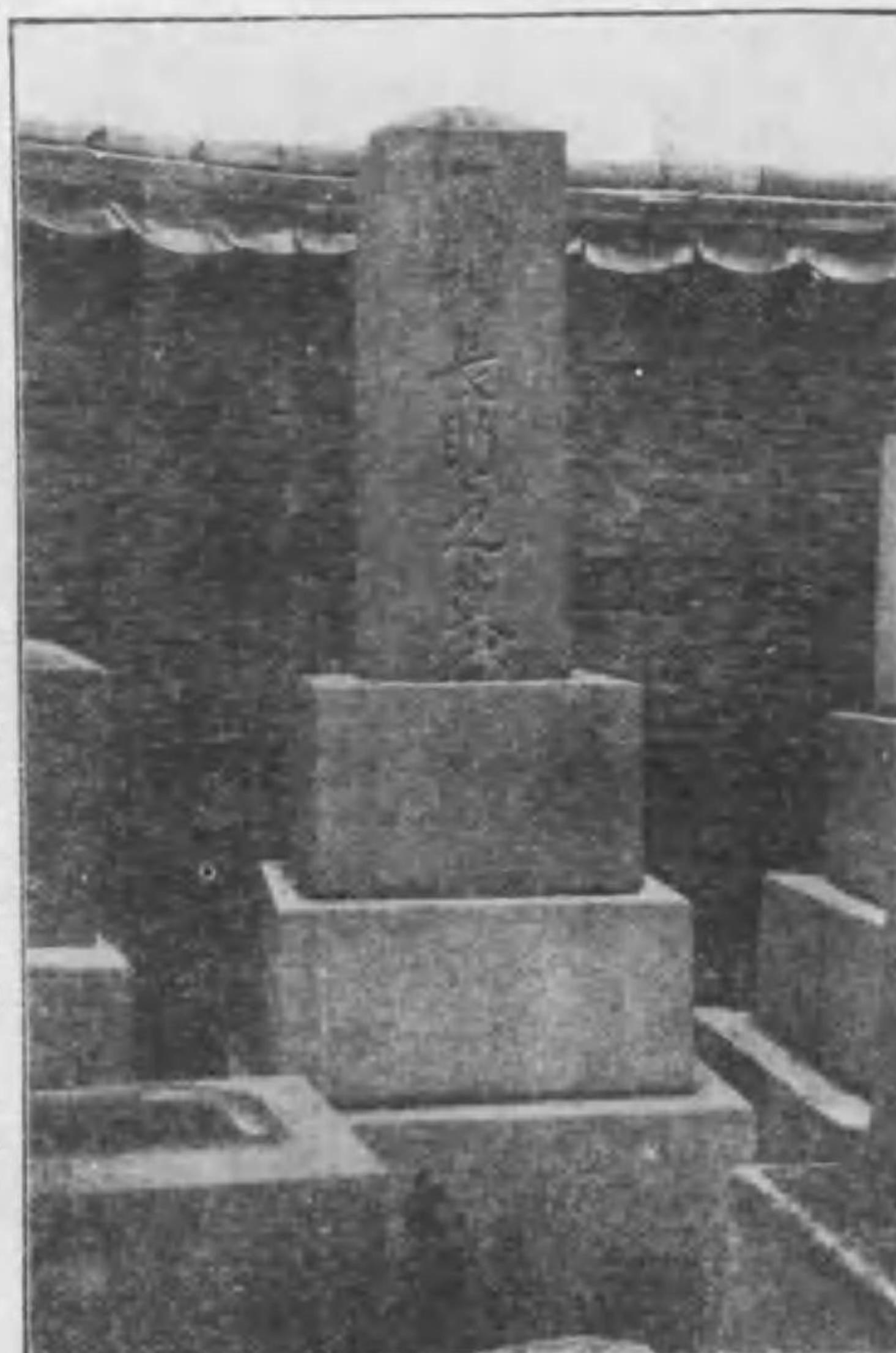
大阪上福島一丁目に山口正平と言へる薬種商あり長助を葬むれる淨祐寺の附近に在り、此山口家の祖先山口勝左衛門正信と云ふは、播州龍野城主脇阪淡路守安照の家臣なりしが、赤穂開城の際は既に浪人して大阪の葭島、即ち現今の場所に住し、

塾を開きて書道の指南をなせり、矢頭家とは親戚か何かにて、極めて親密の交際ありたれば、長助父子及び武林唯七の三名、山口家に寄食して書道指南の手傳をなし、傍らおもんじ紙と云ふものを内職とせしが、元祿十五年十月二十七日、長助病んで歿せし爲め、近隣なる淨祐寺平氏の語る所なり、同家に記録ありしも、昨年の其死骸を葬むりたり

右は山口家の祖先より言ひ傳ふる口碑として、正士治高年文憲は墓碑に記載する所なり。

大河北市正田休之年二十助在在學儒焼助の墓碑に記載する所なり。

此淨祐寺へは大石内蔵助も一時逗留して長助等の同志と密議を凝らせしとあり、同寺出發の際には金燈籠を寄進したりと云ふ、當時此葭島には淨祐寺と山口家の二軒ありしのみなれば、志士の隠家として最も適當なりしが如し。



大火にて盡く鳥有に歸したりと云ふ
尚ほ播州赤穂郡鹽屋村柴原政太郎と云へる人の宅
に長助父子の書翰なるものを藏す、右衛門七の書翰と云ふは赤穂の隨鷗寺へ贈れるものにして、赤穂を立退きたる後ち、大阪梅田にて和泉屋源兵衛と曰ふ人の世話となり居り、長助は十月二十六日夜病んで歿し、戒名を圓月霜光居士と曰ふ由を記して、これは又山口家の世話となりしと云ふ説とも異なり、

野間屋久兵衛の借家に居りしと云ふ説とも異なる、今参考の爲めに其書状なるものを左に掲げん



墓の妻助長頭矢
在寺前川市立市橋前州上

志々一筆啓上仕い彌々以御寺様、御方院御心康珍重之御事奉レ存ひ、私事共御地立のき

して、大阪梅田にて和泉屋源兵衛と申す仁之世話にて、是迄罷居申し處、先月か父事大病

に取結廿六日に死去仕、殘念仕い、それ

十一月十一日 矢頭右衛門七

龜之丞事

隨鷗寺

惠順様

江戸表へ罷越申し、少々望事御座いに付、右之仕合に御座い事、此度愚父法名さし上い、乍憚永々御祭り被下し様、偏に奉二希上い、愚父葬式等梅田にて相勤申し

父法名

元祿十五年癸午十月廿六日夜

圓月霜光居士

俗名矢頭長助 行年四十五歳

長助の墓は寶曆十二年三月、高松の隱士河田正休之これを建て、同藩の文學菊地武賢其文を譲ぶ、銘能く父子の心得たりと謂ふべし

身殉牀褥 心存忠烈 骨子朽矣 遠芳弗竭

右之通御座い、御位牌等宜敷様奉ニ希上い、尚又別封御位牌料金差上い、誠に輕少に御座い、共、自今身心に任せすし間、御推察被下、幾重にも宜敷御祭可被下し、吳々奉ニ願申上い、先者段々御頼旁早々如レ此御座い、草々

歲寒松柏 斯父斯子 彼蒼者天 昙參厥祀
矢頭右衛門七教兼母墓
寶曆二壬申歲
四月十五日

どあり、右側には『自性院深譽源寶妙心大姉、施主多賀谷致泰建之』裏面には『播州赤穂之城主淺野内匠頭家臣矢頭氏教兼母、於上州脇橋行年八十五歳に而死』と刻す、左すれば長助に別れしは、

三十五歳の時なり

長助の妻は奥州白河城主松平大和守直矩の家臣多賀谷經致の妻るい女の姉なり、前橋は大和守の領地にして、經致は其郡代奉行として三百石を食み居たれば、右衛門七の節に死したる後ち、同家に寄食し、終に壽を以て歿せしものと見ゆ、此墓を建てたる多賀谷致泰は通稱を次郎右衛門と曰ひ、經致の子にして、長助の妻には甥なり

横濱市青木町三百四十四番地に多賀谷總象と云ふ人あり、致泰の後裔なりと云ふ

(一一〇) 間新六の墓

間新六の墓は東京市京橋區築地三丁日本派本願寺別院の墓地に在り、其法號を歸眞釋宗貞信士と曰ふ、新六の姉、當時老中の一員たりし甲州谷村城主秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助に嫁す、義士の死を賜ふに及び、其屍骸及び武器は公儀に於て御構ひなしと云ふことに決したれば、又助其主但馬守に乞ひて、御預け先なる毛利甲斐守に掛合ひ、新六の屍骸を引取りて其菩提所なる本願寺別院に埋葬したるものなれば、泉岳寺の方は唯墓のみにて、屍骸の埋葬地にはあらず

新六と與に義に死したるもの、父の喜兵衛あり、兄の十次郎もあるに、單に新六の屍骸のみを引取

りたるは何故なるぞ、新六は江戸に浪居中、中堂方へ寄食し居たれば、姉別して新六を愛し、特に其遺骸のみを引取りし次第ならんと解するものなきにあらず、如何に弟を愛すればとて、之れを思ふと父に過ぐべき筈もなからんに、父の屍骸は捨て置きて、獨り新六の屍骸のみ引取りて厚く葬むらん道理あるべからず、赤城士話に

間新六死體は親類貰ひに付、甲斐守殿(毛利)より遣し由、監物方(水野)えも十次郎死骸貰來し由、然共泉岳寺へ遣し後なる故、其旨挨拶におよぶ

であるを見れば、十次郎の屍骸をも引取らんとせしを知るべく、隨つて喜兵衛の屍骸をも引取らんとせしものなるや疑ふべからず、左れども切腹の

始末は水野家特に手廻し好かりしは事實にして、細川家も亦た之に劣らざりしやうなれば、屍骸引取方を兩家へ掛けひたる時は、早や泉岳寺へ送りたる跡にて間に合はず、始末方の手後れとなりたる毛利家のみ間に合ひたるものと察せらる

本願寺別院に新六の槍あり、同寺役僧の語る所によれば、新六の吉良家より泉岳寺へ引揚ぐる途中、別院の前を過ぎたれば、態々立寄りて懷中せし金五兩及び携へたる槍を差出して、菩提を弔はんとを請ひたりとの事なり、左れども毛利家の赤穂浪人御預之記の中には

同五日の朝、中堂又助處より、間新六郎死骸を爲二所望、平川藤八と云ものを指越に付、新六郎大小、槍、著込、甲冑十四日着ひ着物を相

749 士義穂赤

添渡之、尤死骸は桶共に乗物に入之、村上七郎右衛門、三戸與市左衛門渡之なり。骸に添へて別院に贈りたるものかと察せらる。との一節あるを見れば、槍は中堂方より新六の屍にて、古井戸の前に在り、墓は東向にて、高さ二尺四寸、臺石の厚き八寸あり、天保五年二月十日の火災にて焼失したれば、羽佐間宗玄なるもの再び之れを建て、其臺石に。

天保五年甲午二月十日火災、古墓碑焼失、羽佐間宗玄再建之。

その二十五字を刻す、此宗玄は十次郎の後裔にして、世々醫を業とす、其子孫今尙ほ芝新錢座町四

番地に住居し、其表に「口中藥」の看板を掲ぐ。羽佐間ふじ子（五十）の談に依れば、十次郎の妻リエと云ふもの一人の男子を抱へて窮困し、五千石を領する麾下の士水野式部方に奉公して、辛くも其子を育つ、然るに此子成長せしも病身にて妻にならざるものなく、隨つて子もなくして歿す、因りて原惣右衛門の次男安廻と云へる俳人を入れて養子となす、安廻醫を業とし、一乘院宗元と曰ふ、爾後六代まで宗元と稱す、今は七代目にして、榮次郎と呼び、函館地方裁判所檢事正を勤む、同家に大石内藏助作の薄茶々碗并に問喜兵衛の『壽はいやましにけりあけの春』と云ふ一軸を藏す、榮次郎氏右の次第にて此羽佐間家は問喜兵衛の家柄なれど

も、實は原惣右衛門の血筋なりとの事あり、但し惣右衛門には重次郎と云ふ一子あるのみにて、安廻と云ふ次男ありしとを聞かず、若くは妾腹の子にやあらん。

(一一) 片岡源五右衛門の墓

片岡源五右衛門の墓は他の義士と同じく泉岳寺に在ること勿論なれども、名古屋市東田町曹洞宗乾徳寺にも亦た其墓あり、這是源五右衛門が名古屋の產なるに由るなり。

張大納言義直に嫁するに及び、藤兵衛亦た從うて名古屋に移り、終に留まりて藩臣となりしなり。十次郎に四子あり、長を藤兵衛次房と曰ひ、次を彌兵衛と曰ひ、其次を方八郎と曰ふ、季は即ち源五右衛門高房なり、一族熊井長左衛門の女、赤穂藩士片岡六左衛門に嫁す、六左衛門子なきに因り、源五右衛門を養うて嗣となし、八島惣右衛門の女を以て配とす。

源五右衛門内匠頭に仕へて側用人となり、祿百石を食む、内匠頭深く之れを重用し、祿を加賜して三百石に至る、源五衛門感激措かず、死を以て其會を兎變の起るに及び、源五右衛門大に内匠頭の志遂げざりし悲しみ、必らず上野介の首級を

斬つて墓前に供へんことを心に誓ひ、籠城にも與み
せず、殉死をも贊せず、一意復讐を以て念となし、
磯貝十郎左衛門と與に單獨にても決行せ
んと企つるに至れり、幸ひに内藏助の真意も亦た復讐に在るを知りて、之れと行動を俱にするに至りたるが、源五右衛門の精神は一圖に上野介の首級を獲て甘心せんとするに在れば、輕舉せず、



墓の門衛右五源岡片寺德乾宗洞曹町田東市屋古名父實其里在るるつ建の郎次十井熊

現在の實父にさへ微塵も漏らす、愈々復讐の時機迫るに及び、餘所ながら訣別せんとて名古屋に到り、去る大名の招聘に應じて出府

する途次、久々にて拜顔を得ん爲め立寄りたる旨を語れば、武士氣質の父十次郎、忽ち烈火の如く

に憤ほり、厳しく不臣の行ひを責めて即座に勘當せり、辯明せんは易けれども、斯くては大事を漏らすの虞あり、源五右衛門言ふに言はれぬ胸中の苦を包んで、悄々と江戸に立ち歸る、其心中如何なりしそなりしそ斯くて幾ばくも經ざるに復讐の舉あり、十次郎我子源五右衛門の其中に在るを知るより、思はず躍り上つて打喜び、先きに其心事を察せずして痛く叱責せし輕舉を悔恨せしが、今は其志を愛づるの心深きにつけ、其死を悲しむの心も亦た深く、江戸と名古屋とは數十里を隔てゝ、時折の墓参も心に任せねば、態々此乾徳寺に墓を建てゝ、懇ろに其菩提を弔ひしなるべし

此墓の下には遺髪を埋めしとも言ひ、又何物をも

(一一一) 片岡源五右衛門の書牘

埋めずとも言へど、過去帳の外に何の書類とてもあらねば、今は其事實を確めんに由もなし源五右衛門の墓は他の墓石亂立せる間に在り、正面には泉岳寺にて付けし戒名を其儘「及勘要劍信士」と刻し、左側には「俗名片岡源右衛門高房年三十七」右側には「元祿十六癸未一月四日」と刻す熊井家は高丘町に在り、其當主駒之介氏は明治初年、名古屋を去りて、山口縣豊浦郡福浦に住せるも、盆正月には乾徳寺への附届けを怠らず、源五右衛門の片身として兄藤兵衛に渡せし小柄は、寶物として熊井家に珍藏せしも、何時の頃にか紛失せしと云ふ、惜むべし

片岡源五右衛門の實家たる熊井家の當主駒之介氏は福岡縣港務部の管轄に係る外國輸入牛馬檢疫所の獸醫官として、門司の對岸なる山口縣豐浦郡彦島字福浦に在り、同家には源五右衛門の具足及び討入の夜に帶びたる兩刀、其他曾て父十次郎に贈られる書簡等を所藏せしが、兩刀は源五右衛門の甥の同藩士渡邊家へ甥入する際に帶し行き、其儘同家に秘藏せり、刀は越前守藤原吉門の作にして、長さ二尺二寸五分餘あり、脇差は防州仁王の作にして、長さ一尺五寸八分あり、具足も亦た其後同藩士服部家の手に渡りて、今は唯書簡のみを藏す、其文面左の如し

一筆啓上仕ひ、暑氣甚御座ひ得共、貴殿様

彌御勇健被成ニ御座、兄弟共無事可レ在ニ御座

七月二日
進上

熊十次郎様

參人々御中

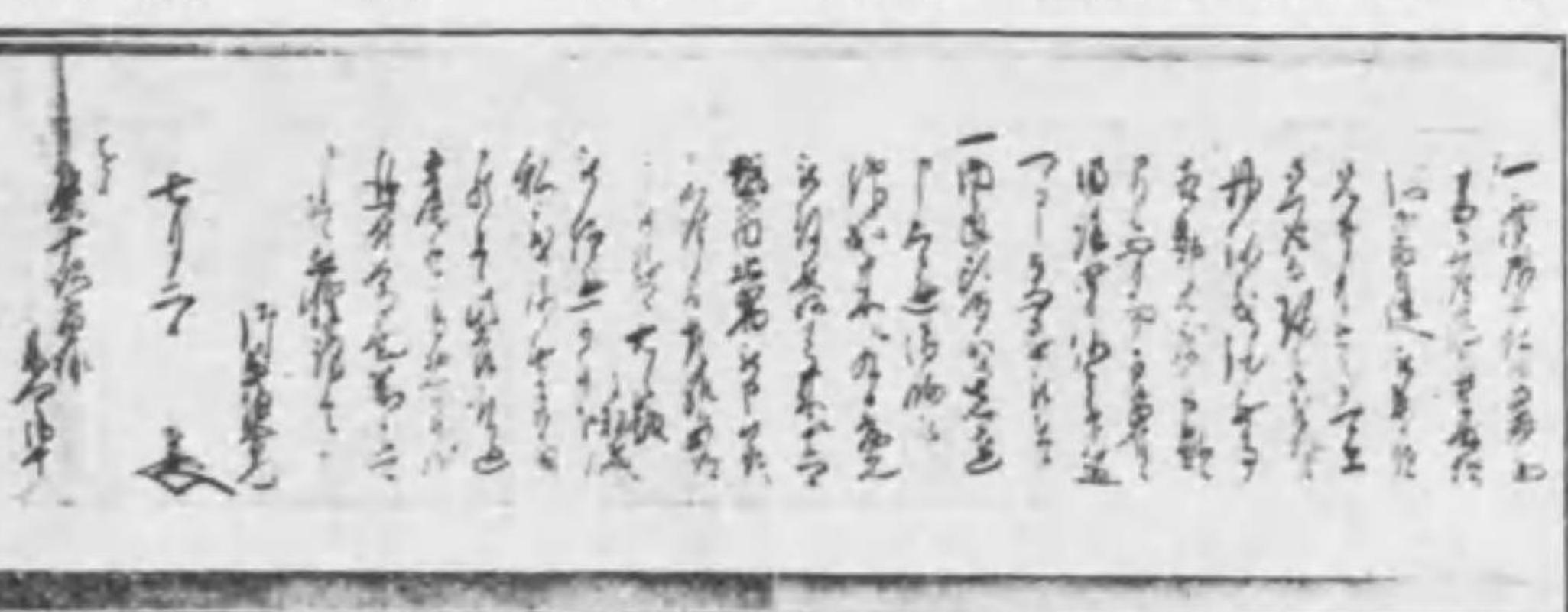
此書面は内匠頭の賜暇歸國に際し、熱田着の日取

一内匠頭殿義、先達申上ひ通、御暇被仰出、來ル九日、爰元被致發足、來ル十六日、熱田止宿被申答に御座ひ間、左様御心得可レ遊し、右之趣、主稅筋へも被仰通一可レ被下し、私義彌無ニ異義一罷在し、此節取込、龜筆御免可レ被下し、追付尊面萬々可ニ申上ひ、恐惶謹言

片岡源五右衛門
高房(華押)

を其父に報じたるものなるが、元祿十二年、歸國の時は六月二十四日、豆州三島泊、六月二十七日、遠州見附泊となり居れば、七月九日、江戸發足と云ふに符合せず、多分其前の歸國の時の事なるべし

名古屋東矢場に國枝惟熙と云ふ人あり、赤穂義人錄補正を著はせし人なるが、明



續書の門衛右五源岡片
るたせ寄に耶次十井熊父實其て曾の門衛右五源岡片はれこ
るらせ藏秘に方氏介之駒井熊主當其尙今てしに翰書

治三年の頃、其隣家に住める稻葉家は駒之介氏の實母の生家なりしより、同家に頼みて右の書翰を借覽し、これこそ家寶として永く保存すべきものなりとて、親切にも表裝を施し、且つ一片の跋文を撰びて返却したるが、其著書赤穂義人錄補正の中にも左の如く記し居れり

惟熙、頃得觀ニ熊井氏所藏高房真蹟、嘗寄ニ其本父一問安之手簡也、字體寛裕、而有筆法、知爲ニ一家善書矣

尙ほ熊井家の記録に依れば、源五右衛門は初めの名を新六と呼ぶ、十次郎の長男なれども、妻腹の子なればとて二男となし、幼少の時、從弟違なる赤穂藩士片岡六左衛門の養子となせるものなりと云ふ、尾州藩士近松茂矩の昔咄中にも、惣領源

五右衛門妾腹なりし故、伯父片岡六左衛門方へ養子に遣はしたるやう記せるを見れば、源五右衛門の長男たることは相違なかるべきも、其親類書に藤兵衛、彌兵衛、方八郎を兄となせるを見れば、次男ではなくて、末子の格に置かれたるものと察せらる、又親類書には實母の下に「右重次郎妾にて氏不レ存ひ」とあり、熊井家の記録に由るも其苗字は知れざれども、尾州清洲の産なりと云へり源五右衛門の長男を新六と名づけしは、自分の幼名を譲りたるものなり、三宅觀瀬の烈士報讐錄には新六の上に今一人男子ありしものとなし「片岡高房の子某、良雄養うて子と爲し、以て男山大西坊を嗣がしむ」と記すれども、通例我が幼名を譲るものは惣領に限るやうなれば、新六の上に尙ほ

一人の男子ありしと云ふは甚だ疑はし、况んや觀瀬自身も直ぐ其次の條に新六を高房長子と記せるをや

(二二二) 瑞泉院の生地

淺野内匠頭の夫人瑞泉院は備後三次城主淺野因幡守長治の女なり、長治は藝州廣島城主淺野但馬守長晟の二男にして、彈正忠長政の曾孫なり、寛永九年の冬、三次に分封せられて五萬石を食む三吉町は双三郡に屬す、出雲、石見の國境に接して、山陰山陽兩道交通の要衝に當り、實に備後北部の一小都會なり

因幡守資性明敏にして、文武の才あり、專ら意を民治に注ぎ、賦稅を平かにし、節義を旌はし、士

功を整理し、社寺を修築し、奢侈の風を禁じ、聖賢の道を勵ます等、其治績頗ぶる見るべきものあり、曾て言ふ、凡そ人は一朝幸を得れば、君となり、主となりて、一國一城を有し、同僚の武辨不幸にして陪臣となるもの、騎を下りて御匂す、我が意之れを耻づと、其身分、位地を矜らざること此の如し

因幡守に一男四女あり、其三女栗姫は實に内匠頭の夫人瑞泉院なり、瑞泉院姿色あり、父に似て才徳兼ね備はる、兎變に際して夫は死し、家は亡ぶれども、慌てず、騒がず、静かに身邊の器具を片



寺　源　鳳
の治長守幡因野淺てしに寺源鳳の町次三郡三双國後備
りあ神位の院泉瑞に寺りな院華香

付けて、生家に引取りし健氣の振舞、鬚眉男兒ご
雖も遠く及ばざるものあり
斯かる賢夫人
なれば、其生
地たる三次町
にがては、其
徳を慕ふもの
少なからず、
淺野家の菩提
所鳳源寺に於
ては、古來瑞
泉院の靈位を
安置して、懇ろに其菩提を弔ひ、又妙榮寺の櫻樹
は瑞泉院の手栽に係るものなりとて、陽春の候、



庶民の樹下に來り集まり、其花を賞して、其人を
憇ぶもの、今に至りて衰へす
此の如く三次
町ご瑞泉院と
は密接の關係
あり、特に一
水を隔つる寺
廟の山麓甲斐
谷の甲斐庵に
は、義士の一
人たる菅谷半
之丞の暫く幽
居して、復讐の時機を待てる所とて、町民の義士
などに普光院とあるは、觀智院の前名なり
を欽慕するの風甚だ厚く、内匠頭、瑞泉院並に四
年八月朔日、徳川家康江戸入國の際、住職源譽
和尙も衆人ど與に門前に於て見物し居りしに、家
康其前に來ると齊しく馬を駐め、左右を以て、御
坊は如何なる人ぞと問ふに、和尙、貧道は源譽存
應と申すものと答ふれば、家康、然らば感應（參
州大樹寺住職）の弟子なるかと問ひ返すに、和尙
は暫時邪魔すべしとて、寺に入りて茶なご喫し、
参いと答ふれば、家康ヒラリと馬より下り、左ら
明日又参らんと言ひ残して立ち出づ

十七義士の木像を作り、鳳源寺に安置して永く其
英靈を弔はんとを企て、去る明治三十五年は恰も
義士の二百年忌に相當せるを以て、此れを機と
して決行せんと欲し、在京の櫻井信吉氏並に三次
の有力者其發金人となり、愈々資金募集に着手せ
んとせし際、偶々三陸大海嘯の變あり、各地共に
救助金の募集に忙殺せらるゝ有様なるを以て、姑
らく其舉を中止して今日に至りしが、風教を維持
し、士道を鼓舞するは、此舉に若かざるを感じ、
鳳源寺住職千葉等怡氏及び櫻井信吉其他の有力
者再び發金人となりて盡力中なりと云ふ

(二四) 増上寺の宿坊

勅使、院使の増上寺へ參詣ありし節、特に勅使の

宿坊に充てられたるは、芝公園十號地の觀智院に
して、赤門より入れば其左手に在り、義士傳實記
などに普光院とあるは、觀智院の前名なり
昔時増上寺は貝塚、即ち今辰の口の邊に在りて、
光明寺と稱する真言宗の寺院なりき、天正十八
年八月朔日、徳川家康江戸入國の際、住職源譽
和尙も衆人ど與に門前に於て見物し居りしに、家
康其前に來ると齊しく馬を駐め、左右を以て、御
坊は如何なる人ぞと問ふに、和尙、貧道は源譽存
應と申すものと答ふれば、家康、然らば感應（參
州大樹寺住職）の弟子なるかと問ひ返すに、和尙
は暫時邪魔すべしとて、寺に入りて茶なご喫し、
参いと答ふれば、家康ヒラリと馬より下り、左ら
明日又参らんと言ひ残して立ち出づ

西譽和尚は光明寺の住職たる以前に、普光院と云ふ寺院に住職たりしとあり、増上寺を建立するに及び、其因縁を以て宿坊の一を普光院と號したるが、慶長十五年七月十五日、西譽和尚の特に普光觀智國師の號を賜はるに及び、更に普光院を改めて觀智院と稱せしにて、實に元祿十四年を距ると九十三年前に在り

斯かる由緒ある觀智院も今は無住となりて、其筋向なる源流院住職井上天實師之れを兼務せり、其門標に『中山』であるは此處に貯居せる人の姓なるべし

(一) 吉祥寺の匾額

大阪市生玉の南蛇阪の上に萬松山吉祥寺と號す



吉 祥 寺
てしに寺提菩の坂大家野淺り在に上坂蛇町谷區南坂大
りあ墓の子父石大及頤匠内

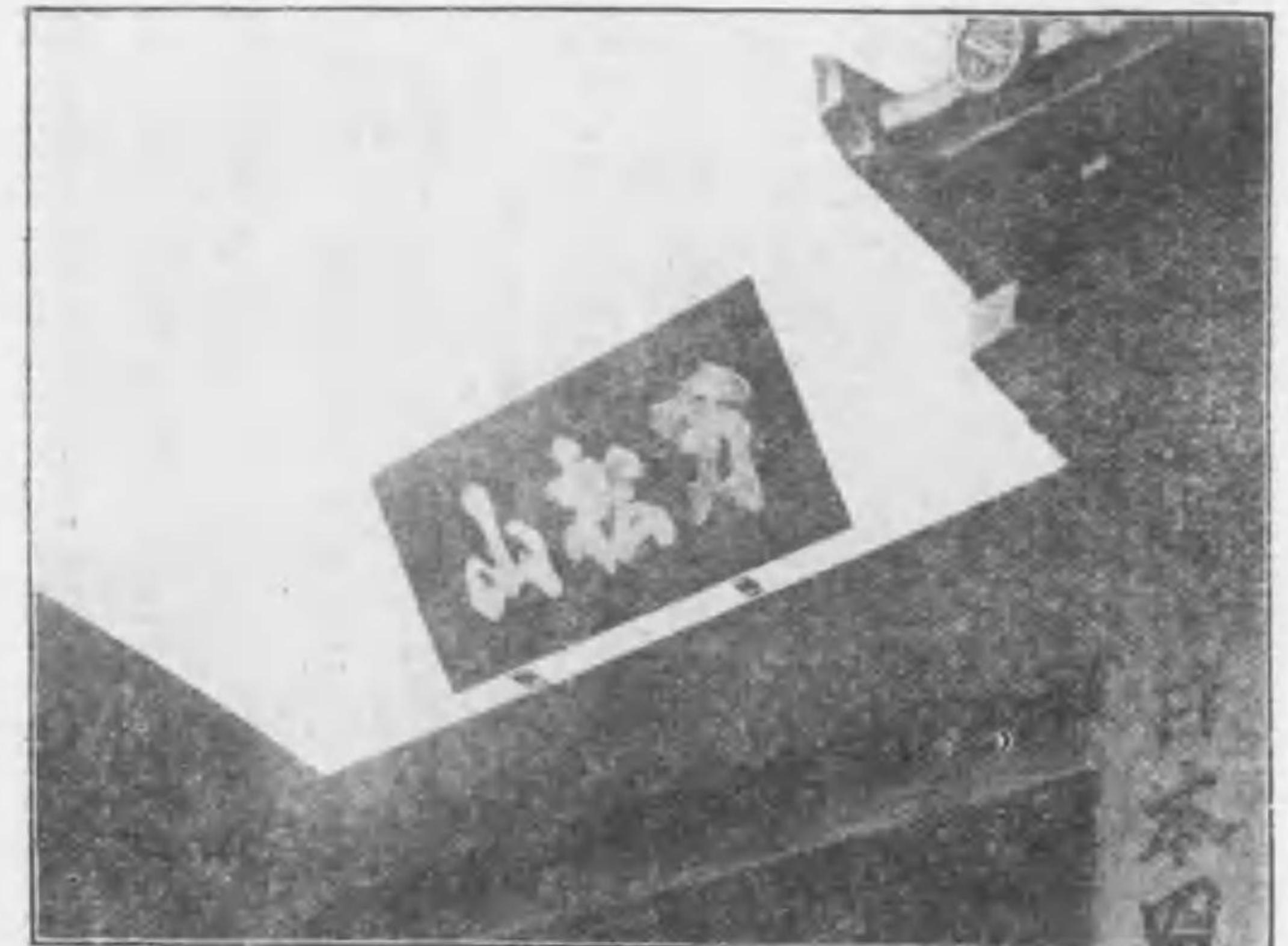
大樹寺の感應和尚と曰ふは、其名を登譽と呼び、達識の名僧なれば、平生家康の尊信淺からず、此度江戸入國に際して、和尚、貝塚の光明寺に我が徒弟とも、法友とも存する存應と申すものあり。今こそ真言宗なれ、淨土宗の教義を信じて、改宗せんと欲する下心あり、學識共に秀ぶるものなれば、萬事これへ謀らせ玉へと申すに、家康之れを傾して入國し、計らずも其門前に於て對面せしなり。

其翌二日、家康重ねて光明寺に振り、淨土宗に改め玉はレ菩提院となさんとあるに、源譽和尚、

貧道近頃淨土宗の教旨を信じ、折もあらば改宗せんと存せしどころ、其儀更に仔細いはずと答ふれば、家康悦んで師檀の契約を結ぶ、和尚これより

慶長十年、家康の勧めに依りて芝の新比々谷、即ち今之地に堂塔を建立し、十哲の一人廓山を始めとして皆夫々の事務を分擔す、西譽和尚は初め今之辨天のあたりの高地へ本堂を置かん志なりしに十哲の面々、本宗の教旨は専ら平易を以て主眼とすれば、彼の天台の如くに高所に建てゝ、善男善女之足を勞すべからず、平地に置きて老若の來聽に便すべしと申せば、西譽和尚實にもと領づかれ、扱てこそ今の位置をば擇びたるなれ。

増上寺の寺格は其建築の竣工と共に忽ち一躍して知恩院に迫り、一宗の總錄所として宗政上の實權を掌握するに至れり



大坂上阪蛇尾内野淺てしに額匾の寺祥吉額匾

る曹洞宗の寺院あり、正保二年、淺野家の常州笠間より赤穂へ移封せられ、其藏屋敷を大阪に置きたる時、此吉祥寺を以て歸依所となす。元祿十三年四月廿一日、内匠頭長矩出府の途次、同寺に参詣して爾來永世菩提寺となしたき旨を語り出づれば、和尚辱けなき由御受に及び、就ては記念とて山門の匾額を揮毫せられたしと乞ひけるに、内匠頭易き程の事なりとて即座に承諾せらる、和尚早速小僧を召して、急ぎ唐紙を買ひ来れと命すれば、小僧畏つて其儘寺を飛び出せしが、商家の在る所までは程遠ければ、待てどもく却々歸り来るらず、性急の内匠頭、早や出發の時刻迫るに心焦らち、筆を握れる儘、まだかくと促がさるゝに、和尚も起ちつ居つ、頻りに氣を揉むと少時、内匠

頭今は悚へ切れず、有り合ふ机の面へ「萬松山」の三大字をペタ／＼書き捨て、其儘ツイと出立に及ばる、和尚斯くと見るより、這是面白しくと笑壺に入り、早速机の脚を脱したる上、字を刻り、藍を入れ、之れを山門の上に掲げて匾額とな

せり

其翌十四年三月十四日、内匠頭殿中に於て吉良上野介を斬りたる罪に依りて死を賜ひ、其遺臣四十七人、吉良邸を襲うて主仇を報う、宗家の淺野侯後ち内匠頭の墓を寺中に建て、其左右には大石父子の墓を設け、尚ほ周圍の玉垣四十五柱には、各義士の戒名、俗名、年齢を一柱々々に刻し、義士をして長く君側に侍する如くならしむ、其中寺坂吉右衛門の分には戒名を「及忠義劍信士」と刻す、

此寺にて命けたるものなるべし、墓所入口の門には朝鮮人金明玉の筆に係る

短氣一生損 忠心萬世傳

此に奇なるは此吉祥寺の山號を萬松山と曰ひ、泉岳寺の山號をも萬松山と稱する一事なるが、文字こそ違へ、上野介を葬むれる寺院も矢張り同じ音なる萬昌院なるも、亦た妙と謂ふべし

(一一六) 瑞光院の事蹟

瑞光院は洛北の一名所にして紫野大德寺の門外塔頭なり、元と淺野彈正忠長政及び金森五郎八長近の邸址なりしを、慶長十八年、因幡國若櫻城主

り、義士の遺髪は其下に埋めあるものと信せられしに、明治四十二年十二月十四日、京都府師範學校職員生徒より櫻樹二株を寄附し、教諭成田喜十郎氏其事を督して塔側の地を掘らしめたるに、其下にありし一の瓦壺鉢に觸れて破碎し、毛髪紛然として其中より出づ、これ正しく義士の遺髪たると疑ひを容れず、因りて新たに壺を求め、其中に納めて合名碑の側に埋めしと云ふ

斯かる因縁深き寺院も、今は本堂、山門とも皆取り拂はれて、殆んど廢寺同様となり、僅に内匠頭の如きも、尋ねんに其跡さへあらず、來りて其墓を弔ふもの、感慨の念自から深からん

(一七) 仙龍寺の由緒

山崎左馬允家盛と云ふ人、前田玄以、堀尾吉晴、福島正則等の口添に由りて請ひ受け、一寺を建立して瑞光院と稱し、大徳寺普光禪師の法嗣琢甫宗林和尚を以て開基とす、此左馬允は元と攝州三田城主として二萬三千石を領せしに、關ヶ原の役、東軍に屬せし功に因り、一萬二千石を加増せられて、封を若櫻に移さる、其法號を瑞光院殿四品拾遺明江宗覺大禪定門と曰ふ

爾來山崎家及び其一族本庄家は世々瑞光院の大檀越たりしに、明暦三年、山崎、本庄兩家とも不幸にして没落す、其の頃本庄家の息女(壽光院)備後國三次城主淺野因幡守長治の側室となり、其腹に設けたる息女瑠泉院(栗姫)淺野内匠頭長矩の室となりたれば、其以後淺野家より毎年百石の米を寄

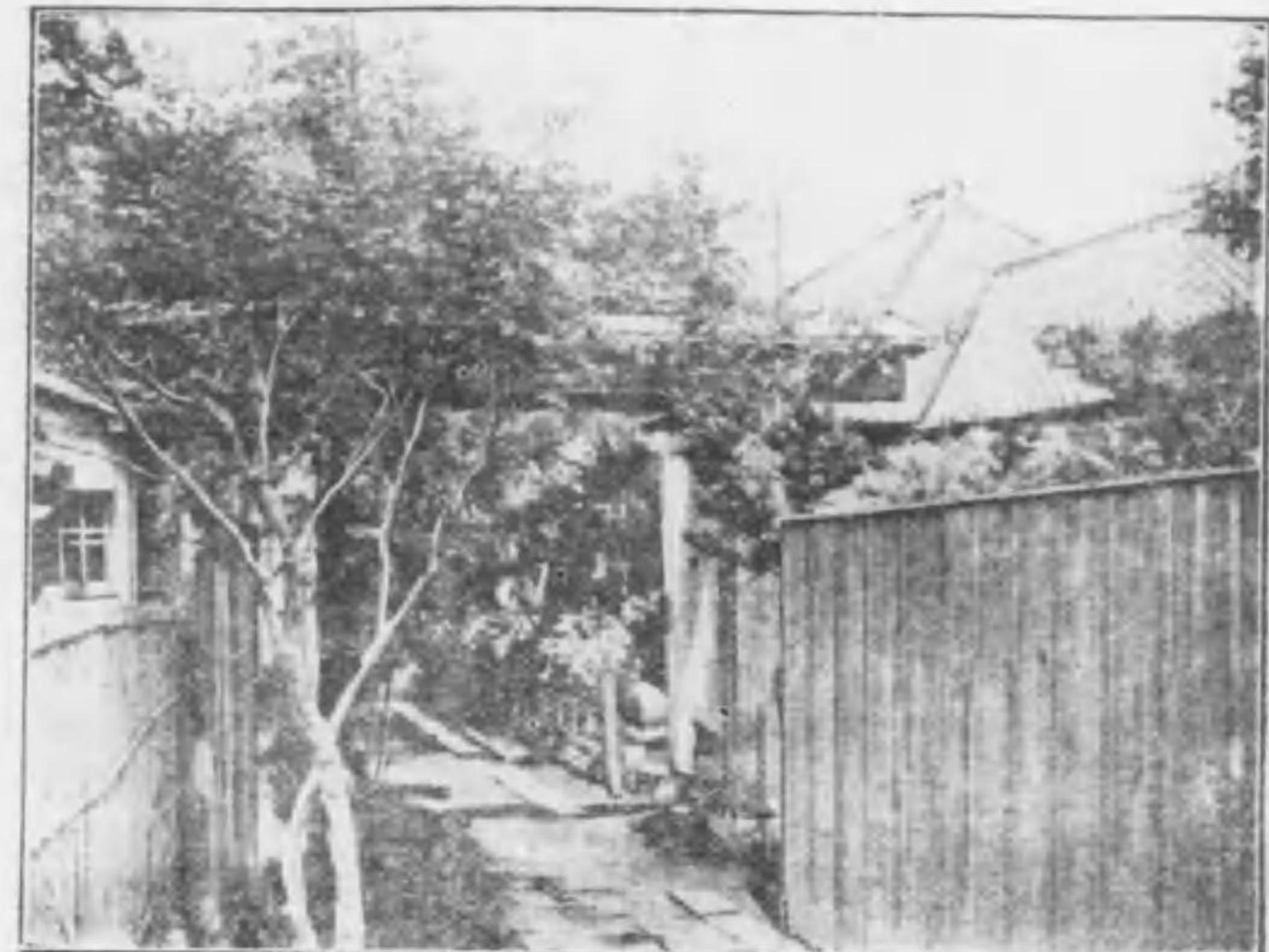
進することなれり

元祿十四年、大石内藏助の山科に移るや、院主宗湫和尚及び其徒弟宗海の俱に淺野家の巨族なる上其地は淺野家遠祖の舊蹟たる因縁あれば、亡主内匠頭の懷劍及衣冠を寺中に埋めて石塔を建て、祠堂金百兩を寄附して永代香華の料とす、爾來墓參に托して同志密議の場所となせり

義士の志を遂げたる後、宗海使者となりて江戸に下り、四家の諸侯に就て義士に面會す、時に四十六士各自毛髪を切つて宗海に渡し、故主墳墓の側に埋めて永世供養せんとを請ふ、宗海快よく諾して携へ歸り、四十六基の石塔を建て、其冥福を修す

内匠頭及び義士の石塔の側に建立せし一合名碑ある

東京下谷の屏風坂、即ち今の中車坂町四十三番地に瑞祥山仙龍寺と稱する臨濟宗の寺院ありき、九世の住職鄭州智鄉和尚と云ふは、大石内藏助の伯父に當る人なれば、内藏助は屢々此寺に出入し、時には同志の士と共に來りて密議を凝らせしとあり、吉良家討入の前日も内藏助父子此寺に來り、一室を借受けて心静かに遺書など書き認め、頤て智鄉和尚に逢ひて、瑜伽山大權現の尊像を渡し、これは我母の我父の許に嫁ぎ玉ひたるとき、守護神として持ち來られたるにて、之れを信仰すれば必らず出世すべしとて某に傳へ玉ひたれば、日頃深く尊信せしと、御坊にも知ろし召さるゝ所なり、幸ひに大權現の御加護に依りて、首尾よく本望を達するに於ては、此尊像を當山に安置せられて、



寺 龍仙
元京東市下谷に在る郷東三十九町片東駒込区郷本は今移る

我々一味の菩提を弔ひ玉ふべしと乞ひ、更に聲を潜めて、我等首尾よく本望を達しなば、當山に引き揚げて自殺せんと存するなり、骨を片隅に葬むり玉ふべくもやと言へば、智鄉和尚は方外の人、イヤく我が首に及物を當てるやうなる振舞ひは無用ぞと答へたれば、内蔵助も此儀は思ひ止まりぬ義士死するに及びて智鄉和尚深く其志を憫れみ寺中に一宇の堂を建てゝ、瑜伽山大權現の尊像を安置し、内匠頭長矩及び其俗縁ある大石内蔵助父子と大石瀬左衛門の位牌を併せ祀る、其位牌の表面には

冷光院殿吹毛玄利大居士
忠誠院及空淨劔居士
超倫院及上樹劔居士
義功院及寛德劔居士

記載されて、内蔵助の外に、主税、瀬左衛門の二人にも院號を附しあり

(附記) 主税の成名。後醍醐天皇には超倫院とあれど、同寺の過去種及び小源林と稱する向横には忠倫院とあり

享和二年二月四日には、義士の百回忌の法會を修し、大石氏三人の木像を作りて安置す、爾來春秋二季に義士の祭典を行ひ、四民の參詣するもの少からず、俳優の如き忠臣蔵を興行する時には、必らず來りて參拜するを例とす、當時覺禪院寺中村座より奉納せし四家に於ける義士切腹の圖二幅あり、近所のものも俳優の參詣するを見れば、又忠臣蔵の芝居あるべしなど言ひ合へりし程なり然るに此仙龍寺の檀家は麾下の士のみにして、町家さては一軒もなかりしより、幕府の瓦解と共に

此寺は恐ろしき水地にして、墓地の如き平生にても五寸や一尺は水の溜り居るやうの始末なれば、或る書家に揮毫を乞ひて所藏せり、此外僅かに殘れるは内蔵助の刀・槍、智鄉和尚の書像、其角の文璣に贈りしそ云ふ書翰の類のみ

此寺は恐ろしき水地にして、墓地の如き平生にても五寸や一尺は水の溜り居るやうの始末なれば、或る書家に揮毫を乞ひて所藏せり、此外僅かに殘れるは内蔵助の刀・槍、智鄉和尚の書像、其角の文璣に贈りしそ云ふ書翰の類のみ

せしに、其下の地中より三個の首級現はれ出でたるが、朱引内には其儘移すと能はざるより、之れを茶毘に附して、其遺骨のみを今の地に埋めしと云ふ。

今之住職は照山文琮と言へる温厚の老人なり、義士に最も深き因縁あり、由緒あるにも拘はらず、木像、寶物等も散佚せしを遺憾とし、堂塔の再興を始めとし、木像の再造、祭典の復興等を計らんとて、多年心掛け居れども、時機未だ來らずして、其目的を達するに至らず、左れども自分の住職中に是非とも素志を達せんと日夜苦心しつゝあり此仙龍寺の木像是眼光炯々として威容あり、大抵の兒女は之れを見て怖れて泣き出せし程なりしと云ふ。

(二一八) 妙行寺の墳墓

漫野内匠頭長矩の夫人瑞泉院の墓の泉岳寺に在るとは、人の知る所の如し、然るに四谷駒ヶ橋の日蓮宗妙行寺にも亦た瑞泉院の墓あり、尤も其戒名は高光院と云ふ由、豫ねく人よりも聞き、或る書にも見えたり、内匠頭の墓は泉岳寺の外、赤穂の華岳寺にもあり、洛北の瑞光院にもあり、大阪の吉祥寺にもあれど、是れには皆夫れくの由縁あり、瑞泉院は如何なる由縁よりして妙行寺にも墓を建てたるものか、何かの参考にもと調べ見たるに、右は全く内匠頭の祖母の墓にて、瑞泉院の墓にてはあらざりき

内匠頭の祖母と云ふは當時加賀國小松城主たりし

丹羽宰相長重の女なり、内匠頭の祖父内匠頭長直に嫁して、采女正長友を擧げ、寛文五年正月十一日、長直に先だちて歿す、十一日、長直に先だちて歿す、因りて丹羽家の菩提所たる妙行寺に葬りたるものにして、其戒名を高光院殿蓮心日澄大姉と曰ふ、内匠頭長矩の在世中までは其供養を怠らざりしも、内匠頭死を賜ふに及び、其後室瑞泉院淺野家の祀絶えて祖母の祭も亦た絶えんことを恐れ、其永代祠堂金として三十兩を寄附したり、當時の寄附状左の如し

寄附状之事



高光院の墓
り在に寺行妙てしに墓の氏羽丹母祖頭内野浅

致レ寄ニ附之し、全斷絶無之様、永可有ニ相
續者也、仍而如レ件

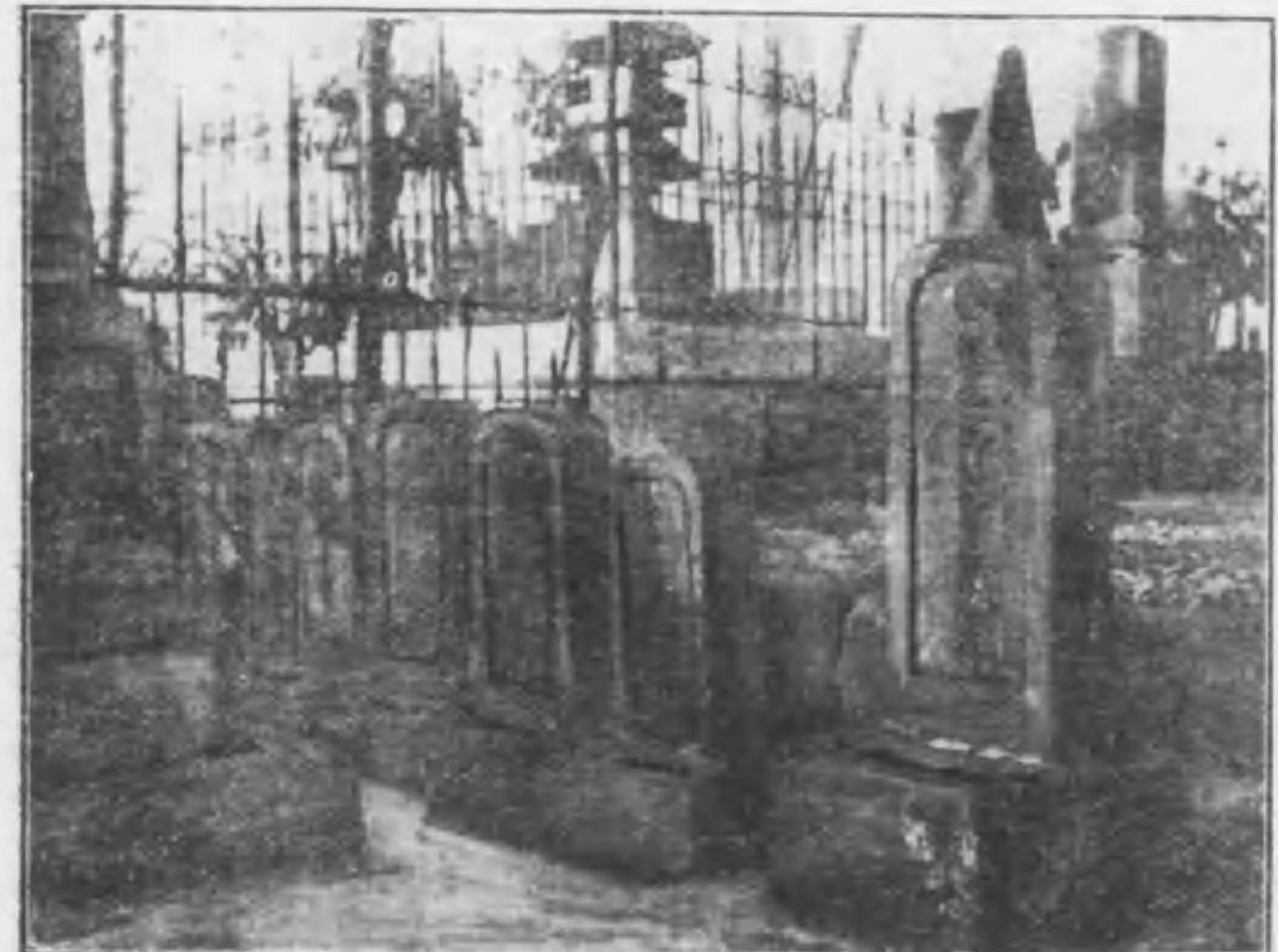
墓はあれども、瑠泉院の墓はあらず、畢竟瑠泉院が祖母の祠堂金を寄附せしとあるより、何時しか瑤泉院の墓と誤り傳ふるに至りしなるべし。此妙行寺は昨年春、北豊島郡巢鳴村字庚申塚に移轉せし爲め、今は鮫ヶ橋には在らず。

(二九) 萱野三平自刃の室

萱野三平の舊邸は攝津國豐能郡萱野村字芝村なる山崎街道(舊東海道筋)の沿道に在り、箕面有馬電氣鐵道箕面驛の東十五丁の地に在り、西には箕面、池田の連山あり、東には丘陵起伏して、土地幽なるところ、風物自から佳なり。萱野家は世々同村の郷士たり、元祿以後も引續き富裕なる名家として推重せられ、三平より二三代



邸舊の平三野萱
てしに疊三は次其疊八は室一の側左てつ向のもしせ影撮りよ内庭を屋長門
民村るは行てに室此は殺自の平三むしば忍を狀の時當朴素古簡は床の疊八
りな處の中縁直時當てんせ存保を頸遺其リ謀相



淺野光蓮院の墓
在りに寺行妙も是りな墓の氏方土室の學大野淺

元祿十六癸未四月朔日

淺野土佐守内 落合與左衛門

妙行寺

落合與左衛門は瑠泉院の用人なり、當時瑠泉院は其生家たる淺野土佐守長澄方に歸り居たるより、淺野土佐守内と云ふ肩書を附けしなり、此寄附狀

今尙ほ妙行寺に存す。

右の外内匠頭の弟大學長廣の夫人の墓も亦た同寺に在り、這是元文四年六月二日の逝去にして、戒名を蓮光院殿妙澄日清大姉と曰ふ、此夫人は勢州薦野城主土方東市正雄豊の女にして、丹羽家の出にはあらずと雖も、高光院の由縁より此處に葬むりたるものか。

右の如く妙行寺には内匠頭の祖母の墓及び弟嫁の

にして、忠臣たり、孝子たる三平は實に其一室に於て壯烈なる最期を遂げたるなり。三平の赤穂開城後、父の許に歸還せる間は、此門長屋の西端なる八疊と三疊との二室を己のが居間として起臥せしにて、元祿十五年正月十四日、君父忠孝の間に挾まりて進退維れ谷より、終に自刃を遂げて赤心を表せしは、實に此八疊の室なりしなり、自刃の際に鮮血四散して、壁、障子を染めたるが、爾後幾回か塗り換へ、張り換ふれども、血痕忽ち現はれ出づるなど言ひ傳ふ。

其舊邸を訪づれしは六月六日なりしが、記念すべし此門長屋も風に吹かれ、雨に撲たれて殆んど破壊せんこせしより、村内の有志相謀りて之を保存せんこ欲し、恰も修繕工事に着手せる時にてあり

三平の墓は宅址の後方二丁ばかりの丘陵の中腹に在り、此所は其香華院なる善福寺の共同墓地なり、青山佩弦齋の四十七士傳に陽光院に葬るとあるは誤にして、陽光院とは三平の法號なり、墓は三個の臺石を重ねて其上に建て、正面には單に「菅野三平墓」とのみ刻し、裏に墓誌銘を刻す、文は南

き、入りて其八疊の室を見るに、床の如き簡古素朴にして、自から當時の状を想見するに足るものあり

此度の修繕に際し、古來手入れせざりし門上の天井裏を剥ぎしに、刀掛及び陶器各々一個を發見せ

は傳導師として筑後の柳川に在り、女婿中村正春氏亦た大阪にて、堀江尋常小學校訓導を勤め、續せしが、今

の後には菅野春陽等の學者さへ出で、家聲を揚げしが、今より二十四五年前、前戸主一平氏他人の負債に保證せしより、端なくも其累を受けて、家道論落の不幸を招く、一平氏早く世するに及び、其弟三次郎氏家督を相続せしが、今

は傳導師として筑後の柳川に在り、女婿中村正春氏亦た大阪にて、堀江尋常小學校訓導を勤め、續せしが、今



物遺の平三野壹
昇天の屋長門跡舊平三野壹月六年三十四治明
りな器陶に井掛刀しせ見發りよ

其一族の村内に留まれるものなし
一丁四方に餘る邸址は其の規模の宏壯なりしと、家門の盛大なりしとを示せざり、其本宅は疾くに取毀たれ、僅かに一棟の門長屋のみを存す、邸址は既に闢かれて桑園に隣りて、麥畦となり、飛び去り、飛び來此僅かに存する門長屋こそは最も記念すべき建築



賦 蟹 平 三 野 豊
らか自其てしに蟹蜍る係に作の平三野豊はるぐ掲にこ
る係に藏所の氏郎次三野豊た齋後の平三野ろこさるす筆

らきをさまよふ、其形
沓の如く、其いろ灰の
ごとし、進退はなはだ
遲緩にして、俯仰ます
く究屈なり、なかば
はあやしく、半はおか
しくして、終に蟹蜍の
一種たるとを知る、我
聞、汝の眼を鳴鑄に比
しては、凶徒をしりぞ
け、惡魔を消し、術家に
取りては、霧を起し、雨
を祈る事、又聞、汝を醫
方に用ゆる事、必ず端

湖堀正修の譲ぶ所にして、書は三平の平素景仰せし京都百拙和尚の筆に係る、元文五年庚申正月十四日、嗣子長好、孫重好の建つるところ、三平死して後ち三十九年目に當る。

三平には妻もなく、子もなきに、長好の嗣子と云ふもの、定めて父の七郎左衛門其死を憐れみ、長好を嗣として其祀を存せしならん、爾來血統連綿として今の大主三次郎氏に至る。

遺物としては大小二刀、三平の自作に係る蟹蜍賦並に詩稿あり、蟹蜍賦は表装して幅さなしあり、三次郎氏之れを携へて柳川に赴く、其他は長持に收め、固く錠を卸して村内の親戚に預け置けり

(二〇) 萱野三平の蟹蜍賦

萱野三平義に死して、長好なるもの其跡目を相續す、其記錄に
一 蟹蜍之賦 三 平 作
一後蟹蜍之賦 神崎與五郎作
右之通致二所持二事
一 善之傳道師として筑後柳川町外城内村字本町に在り、就て之れを見るに、兩賦は一幅の掛物に仕立てありて、其長さ約五尺ばかり、展べて之れを見れば、平假名交りの草書にして、勇健なる筆蹟、髣髴として其人の風采を見るが如し、其全文左の如し

孟夏の中比より、夕な／＼、わが庭にあそぶ者
あり、離邊のおぼつかなきを出で、砌下の小ぐ

午の日を以して、或は日乾し、或は燃乾せられて、其氣味をはかられ、其主治を揚られ、許多の功用をなす事、寔に汝今昔の名譽なりけり、折しも多蠅は器皿の汚汚をいとはれ、喧蚊は人膚の利啄を憎る、是近く汝にたとへて、遠く汝に反する所、極めて惡名ならずや、つやく汝が境界を量るに、暮には露路の草際を逍遙して、戸外納涼の遊兒にさへられても、聊か憤怒の氣分を出さず、朝には庭面洒掃の僕童におはれて、幾度か帯の抑揚に當るといへども、敢て患難迷惑の顔色もなし、是其外にゆだぬる所は無勢にして、内にたもつ所はつよく、のがるゝ便りはおろかにして、辨ふるこゝろは明か也、静かに汝が生をつなぐを思ふに、多くは湿下の叢中に

整して、いづこに食を求るとも知らず、しばらく平素周旋の時だも、僅に來往の小蟲をうかいつて、幸に目前をよぎれば、これを追事尺ばかりにして、彼を得る事至て微也、其食はなはだ細くして、其腹ほんぞふくるゝはなんぞや、不幸にも愁えず、貧乏にも泥ざるは、やすきに動いて、さかしきに走らすといはんか、是又汝が陰徳にして、さばかり陽報のなき所か、誰れか行をおかしきにしるして、跡を正しきにつくるや、見よ／＼今我名關利達にさそはれ、出でては形勢の巷に奔走し、入ては騒動の雜客に對して、楫を取るには汗をながし、楫をかまふには肝を冷す、たま／＼の間暇に玉巻を發けば、一文不通のくらきになづみ、折しも閑窓の月明

にむかへば、拙工遲吟の苦敷に倦む、さらば聖教に疎きかと思へば、流俗にはさとく、げにも風雅には野にして、戲道にはさかしく、長者に逢ては頻に瘡を發し、少者に望んでは新に僻を設く、一たび故郷をはなれては、常に骨肉の安否をも思はず、今此恩澤を抱て、終に勳功の得失もはからず、逢がたき遺體を穢し、かたじけなき体祿をおろそかにす、もとより昨日の非なるを知らねば、今日の是成をも求めず、朝に學ばされば、夕に思ふべき思ひもなく、おもふまじき思ひ、日常におもふ、ね覺の胸の浮雲に、斜々なる秋の月くらく、畫ねの夢のうき橋に、運川にながれて、ながるゝ歳もおぼへず、つらつ

らうき身をうき草にまかせて、まかするよしもさらず、空しく固有の明鏡をうしなつて、うせたる行術も知らず、更に外飾の奇寶を求めて、求むるみちにまよふ、獸を追ふては山をみず、盜を欲すれば人をみすとかや、これみな極陋のならはしにて、賢友の輔ざるゆへん、汝に背くのけやけき分也、猶陶染の汚俗を露はし、重疊の難慮を伸べんとおもへば、近隣の蚊遣はひかりを點々の螢火にゆづり、遠樹の落月は影を微々たる風聲に送らる、衆星沈んで鐘響ちかく、一燈白げて鶏鳴しげし、時にしきりにおぞろいて、歸路を螢の一匁にしめしぬ

ひきごのを踏まどはすなどぶ螢
皐月望日

涓泉稿

縦横揮洒、筆に凝滯
なきところ、自から
奔放の才氣を示す
又神崎與五郎の之れ
に和したる後蟾蜍賦
は左の如し

雨の夕ははやく來
たり、暑き夕はお
そく訪ふものゝ名
を蟾蜍とよぶは、
べん／＼とふくれ
たる腹を引するを
もて云ふなめり
とおもふ、かたち



賦蟾蜍 後耶五與岐神
と賦蟾蜍の平三郎に筆の平三野萱でしに賦蟾蜍後の耶五與岐神れ
るらせ藏珍に家の氏耶次三野萱でしに共

見にくく侍りしを、諸家の功に用られては、書
籍の上にまじはり、箭の根にかたどられては、
邪氣の災をさくると泉子の賦せらるゝよ、汝の
輩は性を泥に得て、稍飛に及んでは、おの／＼
田に入て、春は苗代をやぶり、夏は早苗をふん
で、民の害たり、耳にかしましく、目にきたな
し、あまがるるいふは木に登り、木末を傳ふ
て尿をたれ、高冠を見くだし、田裏の黨をなみ
て、法逸無斬の罪あるもの也、ひとり汝はいか
なる隠ぞ、得失をはなれて、晝は世事をさけ、
形を安じ、好惡を慮りて、夜は閑庭に遊び、心
をたのしむ、敢て月を弄するにもあらじを、目
は空になし、ほち／＼として敬してとやまり、
揖して又動く、あゆむ時は静かなる牛のごとく、

飛ぶ時は速にして馬に似たり、勇においては人のうごまるゝ蛇といふものをおどろかし、猫もかつあなざらす、子嗟蟾の性たる、人をしてしかざるべけんや、又いふ、いかなる事をか咲く、唯コン／＼、いかなる物をか喰ふ、口廣／＼、聲に姪律なく、舌に多食なし、多味をむさばらざれば、微を得ては足る、斜日に動て、曉風に静まり、危きをさけて、やすきに居るならん、知んぬ汝の性は善なるとを

蟾出られつさらば 篠

即目即事

竹

平

草

簡にして要を得、一結最も妙味あり
二者の優劣は兎に角、三平賦を作り、與五郎之れ
に和するもの、與に珍とするに足るべし

萱野家の當主三次郎氏は尙ほ母氏の胎内に在ると
き、嚴父七郎左衛門病んで歿し、兄一平年甫めて六
歳にして後を承け、二十七歳にして歿せし爲め、三
次郎氏家を繼ぎたるにて、嚴父の早く歿せし爲め、先代よりの言傳へありしや否や更に判然せずと云ふ、又同家に傳ふる一帙の書冊あり、薄綴の寫本
三巻より成る、上巻は林鳳谷の悼詩、中巻は伊藤東涯の三平傳、下巻は堀南湖の三平墓誌銘等にして、何れも既に世に傳ふるもののみなりき

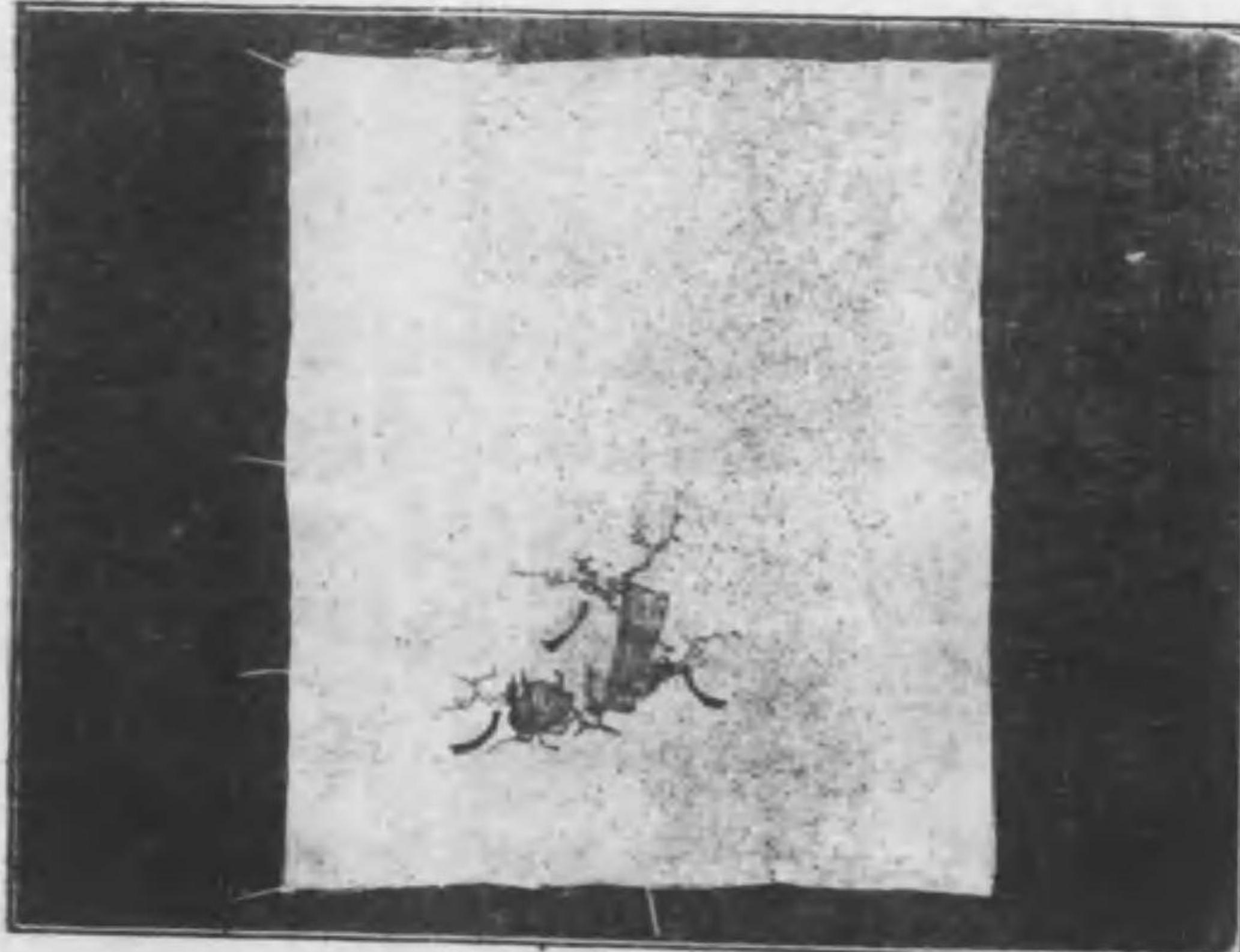
(三二一) 水沼久太夫の事跡

吉田忠左衛門、近松勘六の二士が江戸下向の途中、勢州津に立ち寄りて水沼久太夫に面會せしとは、寺坂吉右衛門の筆記にも見え、赤城義臣傳にも掲

に依りて藤堂家へ歸參を許され、十人扶持を給ひ、尋で百俵を給ふ、元祿元年八月更に祿三百石を給はり、且つ君命に依りて父の名を繼ぐ、之れを二代目の久太夫通治となす。

久太夫通治赤穂に在ると數年、藩士の就て鉄槍を學び、及び交際を結べるもの少からず、大石内蔵助は久太夫の甥東一郎兵衛の門弟なれば、久太夫亦た之れと相識る、吉田、近松の二士の久太夫に面會せしは、全く内蔵助の旨を承けて、討入の謀略を相談せんが爲めなりしこ云ふ、水沼家譜を見るに

内海流鉄槍免許にて、播州赤穂の藩士に槍術傳授の誓詞有之、内海家にも其事書傳有之由、義士の内鉄槍多し



物遺の衛兵安部壙
眞實の櫻栗勝るたり送て宛へ方夫太久沼水りよ母の衛兵安部壙はれこ
す壙に家同は尙も今りな拭手汗の麻み包を豆大

げらるれど、兩者の關係並に所用共に明瞭を缺けり、因りて聊か其梗概を記すべし。

水沼家は初代の久太夫通幸以來、代々久太夫を通稱せしものにて、義士と因縁ありしは二代目の久太夫通治なり。

初代の久太夫通幸は伊豫水沼城主宇都宮治部大輔の子なり、幼より勇氣あり、十二歳の時、父に從うて郊外に出でしに、會々寇賊不意に來り襲ふ、久太夫刀を揮うて三賊を斬り、且つ首魁を捕ふ、文祿二年、父征韓の役に従うて陣亡せしより、母と共に筑後の久留米に移り、終に毛利侍従秀包に仕ふ、前後從軍すると十八回、皆戰功あり、秀包亡びて、長州府中城主毛利甲斐守秀元に仕へ、後ち故ありて去つて備前の岡山に住す、寛永五年、

三子あり、長を小兵衛と曰ひ、次を伊左衛門と曰ひ、季を市之丞と曰ふ、小兵衛備後福山城主水野美作守勝俊の家臣東清兵衛の家を繼ぐ、伊左衛門江戸勤番中承應三年九月、平田喜助と口論に及びて自殺す、久太夫之れに由りて仕を辭し、同國河藝郡白子に移り住し、明暦元年十月、病んで歿す、年八十。

市之丞伊勢を去て讃州丸龜に住す、時に兄小兵衛の子一郎兵衛播州赤穂に在り、市之丞尋ね行きて一郎兵衛の宅に寓し、山鹿甚五左衛門に就て兵學を修め、終に其蘊奥を究む。

麾下の士大島出羽守は甚五左衛門の高弟にして、市之丞と親み善し、天和元年十月、市之丞其口添

大石良雄は通治甥東一郎兵衛門弟なり（良雄俗稱内藏助、始め源五右衛門と稱す、兵學相傳の誓詞今家に藏す）義士東行の節、吉田忠左衛門訪ひ來りしこと義人傳に出たり、北町旅亭にて密談に及び、壁に耳ありて、復讐の事、筆談に問答せしより、其書家に傳へしが、イツの比か紛失す、可惜寺坂吉右衛門も忠左衛門伴ひ來り、面會せしよし云傳ふ

とあり、以て其間の消息を窺知すべし

水沼家の言傳へに依れば、久太夫を訪問せしは唯吉田、近松の二士のみならず、義士の東行又は西上の途次、伊勢の大廟に參拜せるものは、大抵津に立ち寄りて久太夫を訪問せしものにて、堀部安兵衛の元祿十五年六月、伊勢參拜と號して西下せ

し時にも、亦た久太夫を訪問せり、當時安兵衛の母より勝栗、榧の實、煎大豆十粒ばかり新らしき麻の汗手拭に包みたるを、安兵衛に渡し玉へとて送り來りしも、安兵衛の既に西上したる跡なれば、其儘同家へ留め置きたるが、麻の汗手拭のみは今も尙ほ同家に存す

久太夫の妻女は却々氣慨ありし婦人にて、義士の其家に訪ひ来る時には必ず鰈の田樂を出だすを例とせり、是れは此城に味噌をつけろとて、武士の忌み嫌へるものなれば、之れに由りて其の義氣を有するや否やを檢せんが爲めなり、然るに義士は何れも之れに箸を下さりれば、扱ては心得ある人なり、必定復讐の志あらんと察し、頻りに其心術を問ひ試むれども、何れも久太夫にこそ筆談

諸書に散見する所に依れば、義士の母の自害し其子を廻ませりと云ふもの、左の七人あり

一、武林唯七の母

二、神崎與五郎の母

三、富森助右衛門の母

四、間十次郎の母

五、杉野十平次の母

六、近松勘六の母

七、原惣右衛門の母

此七人の母は事實盡く自害せしかど云ふに、決して然らず、然らば孰れど孰れどが自害したるかど云ふに、遺憾ながら全く一人も自害したるものなしと答ふるの外あらず、今其證據を示すべし

(二二) 義士の母自害せず

を以て打明けもし、相談もすれ、妻女に對しては深く包みて實を告げざれば、妻女は扱てく不忠不義の人々かな、武士の風上にも置きがたしとて来る時の歎待に引換へ、歸る時には逐ひ拂ふ如くに送り出し、鹽花をさへ振撒きし程なりと云ふ

元祿十六年三月、久太夫山鹿將監高恒の門弟三野彌五太夫（備後三次の人）を養うて嗣とし、寶永二年、致仕せしが、其翌三年十月二十五日、病んで歿したり

三代目の久太夫通度以來、代々兵學に達するものを以て養子とし、永く藤堂家の軍師たり、當主鐵次郎氏も其初めは矢張り久太夫と稱せしと云ふ

（一）武林唯七の母は主君内匠頭の切腹せられし當

夜、一つには主君に殉じ、一つには我子を勵まさん爲めに自害せりとて赤穂記や、誠忠武鑑などには思ひの書置まで載せあり。左れども唯七の死を賜ふ時までは、父も母も皆現存せしより、其親類書を見るに

一父 浅野内匠頭家来、
播州赤穂に罷在い

渡邊平右衛門

一母
北川久兵衛娘
どありて、父の赤穂に居りしとは言ふまでもなく母も亦た父と與に在りしとは、其下に死去せしとの斷はりなきにて明白なり、一體此親類書は義士の四家へ御預中、公命に依りて銘々に書出したるものなれば、其確實なること言ふまでもあらず、啻に是れのみならず、唯七の辭世の詩にも、其轉句に

双親臥病故郷在

（二）神崎與五郎の母は上方に居りしが、與五郎の少し進みがたき氣ざしあるを見て、我れ故に心引かれて、少したゆむ心見え侍り、さる故に我れは死侍る、心がよりなく本意を達すべしと書置して自害せりと窓のすさびに記す、此母なくば好漢與五郎も既の事に不義者の仲間に入る所なりしが如し

左れども與五郎が死に就く時までは、父もあり、母もありしなり、其親類書に

一父 森美作守様に相勤ひ只今浪人に 神崎半右衛門

一母 一所に罷在い

下山六郎兵衛娘

どありて、父母俱に現存せると、復た争ふべき餘地だもなし、此上は言ふにも及ばざれども、與五郎が其討入前、實弟藤九郎に贈りたる書翰の中にも

我等早世は不孝の様にも可レ被存し得共、武家の上には尤忠義專之由在之し得ば、御双親様御得心被遊し様に御諫可レ給ひ、爲し其之貴殿にてし

どあるにて、與五郎の母の自害せるものにあらざること益々明けし

（三）富森助右衛門の母は神田筋違邊の醫師山口治齋方に在りしが、我子を勵まさん爲めに自害せしと、簡単ながらも一通の書置まであり

去りながら助右衛門の母は討入の際まで助右衛門

ど同居し、自分の小袖を與へ、力米を與へるなど、夫れへゝ世話を焼きたるのみか、助右衛門の御預けとなりし細川家の物頭堀内傳右衛門の尋ね行きし時などは「私の女心にさへ内匠頭殿の切腹、上野介殿は其儘被ニ差置し」と承り、片手打の御仕置不レ及ニ是非「事と存し」と述べて、傳右衛門を驚かしたる程の女丈夫なり、死して勵ますまでもなく、生きて勵ませるの力偉大なりしなるべし

助右衛門が最後に臨んで親族藏久兵衛、首治左衛門等へ贈りたる書翰には

相果し後、老母并弟、妻子之義、何分にも可レ然様に皆様へ奉願し

どあり、又親類書にも

とありて、助右衛門の母の生存せるとは、事々しく辯するまでもなきとなり、大石物語に助右衛門の母が其子を廻ませしとの見ゆれば、それ等より思ひ付きての造言なるべし。

(四)間十次郎の母の事は際立ちて記せるにはあらぬも、淺吉一亂記の上野介の首を討つの條に「内藏助重次郎に向ひ、此首は某討處にあらず、以前貴殿御母堂の自害の節、上野介首討て見せよと云はれしと聞及ふ云々」記して、十次郎の母も自害して我子を廻ませることを示せり。然るに十次郎の父間喜兵衛の親類書には

一母

播州赤穂に差置申い

妻

とあり、又弟新六の親類書には

一母 家女房、播州赤穂に罷在し

とありて、妻妾何れも赤穂に居りしとを知るべく、随つて十次郎の母の自害せしと云ふ事實のあるべき謂れなし。

(五)杉野十平次の母の事は後鑑錄惑説などに掲ぐる所にして、十平次は一藩に親類もなく、一人だけありければ、内藏助も殊の外にあはれを掛け、内藏助と與に江戸に下向せんとする時、内藏助老母の心易からんやうにして、跡より下向せよとするべし。

金子二十兩を興へたり、十平次深く喜び、歸りて此事を告げしに、母は十平次を廻まし、尙ほ其の夜書置を残して自害せしとて、其書置まであり

然るに此十平次は十歳の時、父にこそ分れたれ、二人の兄と、二人の伯父と、十餘人の從兄弟ありて、親類中々多く、決して弊々たる一人ばつちの身の上にあらず、財産はと云へば、萩原一黨と言はれし名高き金満家の一類にして、在金及び諸道具賣拂代金を合せて千餘兩ありしを、盡く投じ盡りしと云ふは少々誇大なるべけれど、何れ百兩や二百兩はありしならんに、内藏助より二十金を恵まるゝ謂はれるべからず、それに十平次の親類なり

書には

一母 二十八年以前死去仕合

萩原新左衛門娘

とありて、十平次を産むと間もなく、産後の肥立あしきか何かにて死去せしものらしく、隨つて母が自害して我子を廻ませると云ふとは、全然虚説なり

(六)近松勘六の母の自害せしとは赤穂鐘秀記にも掲げられ、特に室鳩巣の赤穂義人錄にさへ特筆されし所にして、其大要は、勘六の義舉の前一夕、復讐の大事を漏らし、且つ奉養の務を全うする能はざると悲みたれば、母は痛く勘六を廻まして本所の宮崎理齋方に預け置きし母の許を訪うて、一室に立ち入り、書置を残して自害せしとなせる

左れども是れには大分疑ひを懷くものありて、多くは原惣右衛門の母の誤なるべしと言へり。如何にも勘六の母を自害せしと云ふは誤なり、勘六の親類書には

一母 西村傳碩娘、三十年以前病死仕

一繼母松平淡路守様御内仁尾清右衛門娘、阿州德島に罷在りとあり、尙ほ勘六の實弟奥田貞右衛門の親類書にも

一母 仁尾官左衛門方に罷在り 仁尾清右衛門娘

とありて、勘六の實母は勘六五歳の時に死去せしより、勘六の父小右衛門は更に阿波徳島城主蜂須賀淡路守綱矩の家來仁尾清右衛門の娘を後妻に娶り、其腹に出來たるが奥田貞右衛門、谷中長福寺の僧文良及び仁尾官左衛門の妻の三人なり、國難

(七) 原惣右衛門の母の自害せしとは、明良洪範や、江赤見聞錄に載せらるゝのみならず、原惣右衛門士傳にも「未だ孰れか是なるを知らず」と斷はりながら、勘六の母の方を探らずして、此惣右衛門の母の方を探り居れり

其大意は、惣右衛門七月の末、京都へ出で、内藏助と申合せて兎も角も事を遂ぐべしと思ひ、何どなく母へ暇を乞ひしに、母は其意を悟りて吳々も戒め諭せしより、惣右衛門も終に大事を打明けて

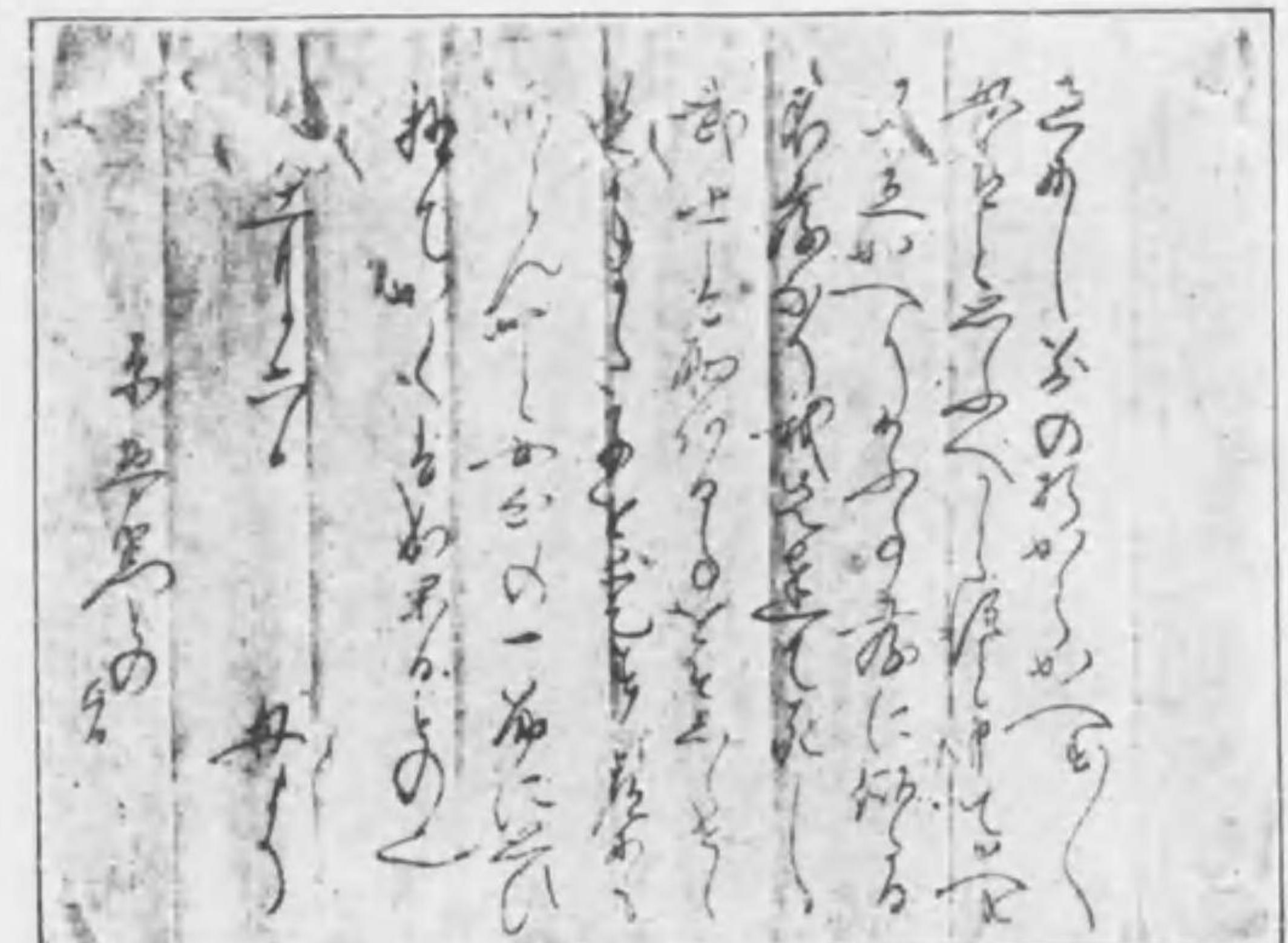
京都へ出發せり、然るに内藏助散々に煩ひ、其快氣を待つて東行するととなりたれば、其間に今一度母に逢はんと思ひて、故郷播州に歸り來りしに、母は我身の爲めに我子の義氣の鈍るを虞れ、其夜書置を残して自害せりと云ふに在りて、書置に十六日とあるを見れば、惣右衛門の母は十一月六日の夜に自害せりとするものなるべし、惣右衛門の母果して十一月六日に死したるべきか

惣右衛門は開城後も引續き赤穂に在りしが、内藏助の命に依り、備後三次城主淺野土佐守長澄の歸國の途中を要して何事か訴ふる所あらん爲め、五月十二日、赤穂出發、大阪に赴き、六月三日を以て歸國せしが、此月十六日付にて中川助左衛門に贈りたる書翰の中に

此頃上方へ用事有レ之、罷越し之處、伏見、大阪之内住居可ニ罷成一體にてひ故、近々大阪まで可罷登一と存ひ、尤喜ハ義も召連可レ申と存ひとありて、此時には既に家族は勿論、母の生家を嗣げる實弟和田喜六までも引連れて大阪へ移ることに決定し居たるなり、而して内藏助と前後して赤穂を發足したるべければ、何れ六月下旬か、七月初旬には大阪へ引移りたるとなるべく、母も多分一所に移りたらんと察せらる

又内藏助の七月十三日付にて、高田軍兵衛、堀部安兵衛、奥田孫太夫の三士へ贈りたる書状の中に委細惣右衛門罷下レ節可レ得ニ御意一し

とあれば、江戸の諸士鎮撫の爲めに惣右衛門を差し下すとは、七月十日以前に既に決定し居たるとな



置書の母門衛右惣原はるぐに所此
るすさんさま勧を子我てし害自が母の門衛右惣原はるぐに所此
る係に藏所の氏某人州播のものもるな置書の時

左れば惣右衛門の母にして若し自害せしとならば
此七月から九月下旬までの間ならざるべからず、
然るに十一月六日なりとするは、一體何から割出
したる勘定なるにや
もあるべし

十四年には前にも言ふ如く惣右衛門は九月下旬、
江戸へ下向せしまゝ、百日足らずも滞在し、十二
月廿五日、江戸を發足せしにて、翌年正月九日、京
都到着、十七日、大阪へ歸り來りしものなれば、
十一月六日には正しく江戸に在りしにて、赤穂は
勿論大阪へも歸り來らん筈はあらず

然らば十五年の十一月六日なるかと云ふに、此時
は愈々大事を決行せん爲め、惣右衛門は十月十七
日を以て江戸に到着し、内蔵助も亦た十月廿六日
を以て平間村へ到着し居る程にて、十一月六日は
又正しく江戸に在り、是又赤穂は勿論大阪へも歸
り来らん筈はあらず
事實此の如くなれば、惣右衛門の母は十四年にも、
十五年にも、十一月六日を以て自害せしと云ふ理
窟あるべからず
然るに江赤見聞録や、義信錄に記せる惣右衛門の
母の書置には十一月六日と署せるのみならず、惣
右衛門の母の自筆なりとして或る播州人の家に傳
ふる遺書にまで、明かに十一月六日と署せるは、
不可思議千萬と謂ふの外なし

左らば惣右衛門の母は生存し居りしかと云ふに、
敢て然らず、十六年正月に差出せる惣右衛門の親
類書を見るに
一母 去年八月病死 和田帶刀娘
とありて、明かに元祿十五年八月に病死せし旨を
記せり、其死去の日の十一月六日にもあらず、又
死去の原因の自害にもあらざると明白なり
誠忠武鑑には自害の日を十五年の初秋とすれば、
時日だけは稍々之に近きも、去りて俗書の記事
は此確實の記録を動かすの力あるべくもあらず
或は親類書は公邊を憚かりて、自害とは認めざり
しものとせんか、それならば當り障りなきやう死
去とも記すべし、何も病死と断はるにも及ばぬ
話なり、況してや家督相續の場合など、違ひ、此

場合は自害を自害と書するに、何も憚かるべき謂はれなきをや

想ふに惣右衛門は此年五十五歳なれば、其母は七十四五歳にもなりしなるべく、何れ老病などにて死去せしものならん、而して當時は圓山會議に於て愈々大事を決行するに確定せし後なれば、最硬派の領袖たる惣右衛門の満足此上もあるまじく、心中の喜び包むとすれば、自から顔にも現はれしならん、左れば母も頗にそれと覺りて、臨終の際にも

頓て本望を遂げ玉へ、草葉の蔭にて吉左右を待ちしげぞ
なご吳れぐも言ひ置きたるものなるべく、扱てこそ惣右衛門の

んとの必要を感すべきや、畢竟前掲の辭世より思ひ付きての造説なるべし
斯く詮じ來れば惣右衛門の母も亦た自害せしにあらざるを知るべく、七人が七人とも當時の現存者か、然らざれば病死者たりしと明瞭なり
義士傳中の花とも見るべき折角の美談を打消すは甚だ遺憾なれども、併し他の一面より考ふれば、其母たるもののが自害してまで廻まさずとも、其子皆翕然として義に就くと、宛がち水の低きに就くが如くなりしとの事實は、畢竟母たる人の平素の庭訓宜しきを得たるの結果として誇るに足るべく、其價値たる、己れ自害して進まぬ我子の心を勵ませりと云ふに愈ると萬々ならずや

(二二二) 香林院の書翰

かねてより君と母とに知らせんと
人より急ぐ死出の山みち

と云へる辭世とはなりたるなれ、左れば鳩巣も直清元辰の此歌を讀んで、元辰の母猶存し、赤穂の難に及んで、曾て其子に勧むるに義を以てせしを知る、而して此時已に亡ぶ、故に元辰臨終の歌に爾云ひしのみ、然らずんば何ぞ父を捨てゝ、獨り母に及ばんや

と評するに止まり、其母を自害せしものとは夢にも思ひ居らず
子を視ると親に若かずとすれば、最硬派の領袖として信望ありしのみならず、内藏助は寧ろ其銳進の氣を抑へんくと苦心せし程の惣右衛門に對し其母たるもの争かで自害してまで其義氣を觸まさ

大石内藏助の妻香林院は正徳三年十月、其三男大三郎の藝州廣島城主淺野安藝守吉長に召抱へられたる時、長女るり子と與に大三郎に附きて廣島へ移りたるが、其一族大石庄司と云ふに贈りたる書面を見るに、當時の取扱方大方は知り得べし、其全文左の如し

一筆申上り、時分柄ひへぐ敷御座ひへど
も、そのもと、そもじ様、御取々様方、御息災にひ哉、うけたまはり度存り、さては代三郎事、いよ／＼跡月廿三日、豐岡發足致、おる
り、わたくし引越、雨にも相不申、無事に今月朔日、爰もとへつき申し、豐岡まで武林勘介どのはじめ小頭兩人、御足輕小人二十三人、迎に被下、萬事御念頃成ゆへ、道中ちう宿／＼茂、

本陣やど被下、ゆるくと致、仰付られよくし
ゆへ、大事くと申され、すへくのものまで
も念を入申し、百人に餘りし人數御座しへども、
何のぞやこふり御座なく、まへかたる孫六との
仰付られ、やしきも千石取の入られし屋敷を被
下、落付の御料理まで仰付られ、田村瀬兵衛ご
の町宿御申附、四日、りよ宿被下、御料理迄御
ふるまひ、其後御使者にて御地服二、下しおか
れ、七日明がた、發足致され、御首尾宜敷ゆへ、
御使者も御念被列入しと存し、六日、孫六どのを
御城え召され、御年寄中御申渡、今度代三郎、
甲斐守様御しよもふにて、御よび取被成、いま
だようしやうにし間かいほういたしよふに
との御意にて、新地千五百石下しおかれ、さつ

翰書の院林香院に贈る司庄石大りよ院林香妻の助藏内石夫れに
る係に有所の氏耶太秀闇地番二十町東川古川石小市京東

そく本地に仰付られ、がいぶんもよろしく、有り難存トリ、數年そもそもじ様、大方ならぬ御心盡し、御せりきとありがたく、あかりへ出し事とよろこび、はやくそもじ様へきけ參せたく、まづ爰もとの首尾一ふで申たり、殊の外ぞりこみ、九日に御目見へ仰付られて、朝五つ時、登城致いはづに御ざし、さて、とりこみ、おいく吉そう、御禮申上たく、めで度し

大石しやうち様

鳩巣逸話に依れば、淺野家の使番佐々三郎右衛門姫路まで行きて大三郎を受取りたるやうに見ゆれど、此書面に依れば、武林勘介と云ふもの小頭以下二十五人を連れて、豊岡まで迎へに行きたると

大石代三郎母

書中にある孫六とは小山孫六にして、内藏助の伯父なれば、大三郎には大伯父なり、淺野家に仕て先手物頭を勤め居たれば、此人藩命に依りて萬事世話をなしたるものと見ゆ

(二四) 大石内藏助の後裔

大石しやうち様

なるべし、旅宿は給せられ、料理は贈られ、特に使者を以て時服二枚まで賜はるなど、上々の首尾にて歸國せしものゝ如し

備前岡山に大石内蔵助の後裔と稱するものあり、其系統を尋ねれば、内蔵助の次男吉千代より出づる云ふ。吉千代は母に従うて但馬に移り、父の尚ほ存生中より同國城崎郡須谷村曹洞宗圓通寺の徒弟となりて祖璉と號す。後ち豊岡の興國寺に居りしが、寶永六年三月朔日、年十九にして疾んで歿し、其墓現に同寺に在りとさへ云へるに、如何なれば斯くも其子孫なるものゝ之であるにや。

其説に由れば、吉千代一旦僧となりしも、内蔵助聞いて擇ばず、討入の前一日、赤穂の華岳寺、神護寺等の和尚に贈りし書狀中にも、若し御咎めなきに於ては、還俗せんとを望むとの意を述べあれば、華岳寺の和尚内蔵助の志に副はんと欲し、人を遣はして吉千代に還俗を勧めたるに、偶々内

藏助以下義士一同の處分ありて、其子の十五歳以上ものは直に遠島に處し、十五歳未満のものは十五歳に達するを待つて遠島に處することとなりたり、然るに若し出家となるに於ては、假令ひ十五歳に達するも遠島を免せらるゝの特例あれば、吉千代にして此儘僧籍に在るときは、幸ひ遠島を免かるべきも、若し還俗するに於ては、其十五歳に達する暁、忽ち遠流の身となるべきと勿論なり。吉千代にして此儘僧籍に在るときは、幸ひ遠島を免かるべきも、若し還俗するに於ては、其十五歳に達する暁、忽ち遠流の身となるべきと勿論なり。父の志を成さんとすれば、遠島を免かれず、遠島を免かれんとすれば、父の志を成すこと能はず、還俗せんか、せざらんか、殆んど進退に窮せしめが、其師の坊不圖一計を案出し、吉千代と同じ年輩の一少年豫て出家を望み居たれば、之を身代りとして僧となし、名も其儘に祖璉と號づけたり、

是に於て吉千代は人知れず寺を脱して、備前國上道郡八幡村なる乳母の許に寄食し、後ち岡山人和田市助の死跡を繼ぎて和田傳六良時と稱す。傳六に三男二女あり、長は傳次郎義明、仲は助次郎良信、季は八十右衛門唯直と言ひ、長女は米屋藤右衛門に嫁し、次女は岡山藩士木津七左衛門秋直に嫁す、岡山の老侯池田繼政忠臣の子孫跡を潜めて城下に在りと聞くより、召して高祿を與へんとせしも、傳六主家未だ再興を見ず、亡臣の子獨り世に出づべきにあらずとて、固辭して受けず、長子傳次郎も亦義として他家に仕ふるを欲せず、繼政忠門の二人を召抱ゆ、寶曆六年十二月二十四日、傳六疾んで小畠町の浪宅に歿す、享年六十六、半田



墓の代千吉石大代の左てつ向いな墓墳の家石大るけ於に林木栗籠の山田牛北郊の市山岡は是の六傳ほの目番一てしに墓の六傳田和るは云と身後の代千吉ら即のもの八男三

山の麓栗木林に葬むる、法名を歎義院自覺淨圓居士と曰ふ、傳次郎の子彌惣右衛門叔父八十右衛門の嗣となり、其子彌惣右衛門より今の大三郎良勝氏に至りしにて、明治三年正月元日を以て本姓大石に復す、今岡山市東中山下黒住教會所の構内に住す、又傳六の二女の嫁せる木津家は七左衛門より友左衛門に至り、これも傳次郎の女を娶る、其子彌一郎より七造を経て今の七太郎氏に至りしにて、岡山市富田町に住すと云ふ。右の如く吉千代が事實身代りを設くるに及んで、寺を脱け出でたりしものとすれば、十九歳にて死せしと云ふは身代りの祖鍵なるべく、随つて吉千代に子孫のあると云ふと固より怪しむには足らず左れども淺野大學の藝州引取りの儀を免せられた

るは寶永六年八月二十一日にして、五百石を以て公儀に召出されしは其翌七年九月十六日なれば、恰かも吉千代二十歳の時に當るなり、然るに後年池田老侯の召命を辭するに、主家未だ再興を見ずとの旨を以てせしと云ふは事實に合せず、兎も角も尙ほ研究の餘地多きに似たり

(三一五) 不破數右衛門の子孫

不破數右衛門の後裔と云ふもの尾州名古屋藩に仕へ居りしと云ふ、數右衛門の一子大五郎は其伯母婿たる丹波篠山城主松平紀伊守信庸の家臣太田半兵衛の許に在りしが、大阪に出でゝ僧となり、後ち下總古河の永昌寺に住みしも、終に何れへか失踪せしと云へば、多分還俗して自分なり、其子な

丈けに中々利かぬ氣の人物なりしと見ゆ

(三一六) 赤埴源藏の實妹

りが名古屋藩へ仕へたるものなるべし
此不破家は鍛冶町に住し、代々數右衛門を名乗りしものらしく、祿高は百石にした、新番とて君侯の大井川など渡らるゝ時、裸男の肩に乗りて其駕籠を擔ぐ役柄なり、文久年間の當主數右衛門、其二人の子を東撞木町の本多某と云ふ手習師匠の許へ通はせ居りしが、數右衛門兎角に其子の進級遅きを怒り、自から本多方に押し掛けて談判に及び、果ては口論となりしに、短慮の數右衛門、忽ち憤然として起ち上り、イキナリ某を斬り殺したれば、某の長男大に憤り、下男と共に數右衛門の二子を斬つて捨て、更に數右衛門と渡り合うて、難なく之れを仕留めたれば、不破家是が爲めに斷絶に及びたりと云ふ、數右衛門正種の血統を引きたる

赤埴源藏に一人の妹あり、阿部對馬守の家來田村縫右衛門の妻となり、長吉と云ふ一男兒を擧げ居たるとは、其親類書にも見ゆ、此對馬守と云ふは當時下野國宇都宮城主にして、後ち寶永七年、備後國福山に移封せられし備中守正邦と申せし人々、其妹に逢ひて、我れ近日遠方へ旅行すべければ、脚半、甲掛を拵へ玉はれと云ふ、源藏の妹どもあるものが、何條兄の心術を看破せざるべき、忽ちソレと察して、易き程の御事なり、必らず拵

へ參らせんと快よく諾し、深夜家人の寢静まれる暇を窺ひ、密かに脚半、甲掛を作りて兄の許へ送りたるが、後ち一兩日を経て復讐の快舉あり、源藏は此脚半、甲掛を着けて花々しく奮闘せしなるべし、此縫右衛門は備中守に從ひて福山に移り、其子孫今に尙ほ存す

源藏の縫右衛門方を訪ひたる當時、縫右衛門の父は源藏の美服を着て來りし事の痛く瘤に障はり、面と向つて大に恥かしめしが、間もなく復讐の義舉ありしあり、早く其れと知りなば、少しほ駆走もし、氣の引き立て方もありしならんにと、嫁と共に日夜悲嘆に搔き暮れしとの事なり、左れども前記の事實より推せは、源藏の妹のみは内々兄の心事を覺り居たるに相違なし

源藏は下戸にて平生酒を嗜まず、縫右衛門方へ訪ね来るも、例も酒は断はりて飲まざりしが、右暇乞に來りし時のみ今日は少し喫べ申すと銘々に杯を献したれば、縫右衛門も少しく變に思ひし程なり、此の如き始末なれば源藏は決して俗説に傳ふる如き飲んだくれにはあらず

(三一七) 間喜兵衛の季女

間喜兵衛に二女あり、長女は時の老中秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助の妻となりて、一男あり、季女は義士復讐の翌年、即ち元祿十六年、永井伊賀守尚敬の家臣福田宗四郎正直と云ふに嫁して、一男二女を擧ぐ

此永井伊賀守は下野烏山城主なりしが、元祿十

五年九月朔日、淺野内匠頭の後を承けて赤穂城主となる、福田宗四郎は此年九月十八日、武術を以て伊賀守に抱へられ、五十俵三人扶持を給せられ、直に伊賀守に隨うて赤穂に移る

十一日、更に武州岩槻に轉じ、寶曆六年五月二十日、又更に濃州加納に移さる

宗四郎亦た其都度伊賀守に隨うて各地に移り、其子孫尙ほ加納の町に住す

宗四郎君家に仕へて忠勤を抽んすると數十年、寶曆十二年七月十一日、享年八十四歳にして歿す、加納町日蓮宗妙泉寺に葬むる

宗四郎逝きて後ち三年、明和元年七月二十九日、其妻間氏亦た歿す、享年七十七、遺命に由りて加納町曹洞宗久運寺に葬むる

宗四郎六世の孫を正義氏と曰ふ、今岐阜市柳町に住す、久しく岐阜縣屬として職務に執掌せしが、明治四十三年十月、其職を辭し、武德會主事として會務の擴張に力を盡す、福田氏世々武術を以

て名あり、正義氏及び其三子正之、義之、饒彦亦
た皆武道に秀び云ふ、義士の末裔たるに耻ぢず
と謂ふべし。

福田家に短冊一枚あり、喜兵衛の討入の夜、槍印
につけたるものにして、表には

都鳥いざことはん武士の
恥ある世とは知るや知らずや
裏には

藤姓末々江州蒲生氏庶流
間喜兵衛尉

記す、外に元祿十一年一月、平野半平より十次
郎に授與せし武道心得卷物一卷、明暦三年五月、
矢田作十郎より間一太夫に授與せし武術免許狀一
卷、寛文二年二月、水野藤左衛門高則より間久八
郎に授與したる心彩流居合免許狀一卷、元祿十一

年三月、茅野和助より宇坂代助に授與したる自眼
心流居合目錄等あり、皆間氏の福田家へ嫁する時
持參せし品なりと云ふ、今半平の十次郎に渡せし
武道心得を左に掲ぐ。

本體者體之事理也、專貌離二氣扱一不得、
得ニ正理、已不知ニ氣扱一靜レ氣扱一不
千變萬化、而無レ不ニ往敵一、是則謂下中ニ虛實一、
靜レ氣敵之強弱能微、強弱通達一、則
爲中本務體上、正し己故謂ニ本體一、
寺田勘右衛門

元祿十一戊寅年二月日 平野半平
間重次郎殿 吉村兵助
寺田勘右衛門
吉村兵助
寺田勘右衛門
吉村兵助

此平野半平は内匠頭に仕へて二百石を食む、國難後、
一たび義盟に加はりしも、後ち京都に於て内藏助の拂
物代金三十兩を盜み取りて逃げ去りし男なり、人に武
術の心得を授くれたく、其弟子たる十次郎の父子三人

本
本筋者体之事理也、專貌離二氣扱一不得、
得ニ正理、已不知ニ氣扱一靜レ氣扱一不
千變萬化、而無レ不ニ往敵一、是則謂下中ニ虛實一、
靜レ氣敵之強弱能微、強弱通達一、則
爲中本務體上、正し己故謂ニ本體一、
寺田勘右衛門
吉村兵助
寺田勘右衛門
吉村兵助

状許免の耶次十間
耶次十間より平野半平はるぐ掲にて
るた裔後其てしにものもるたき行持時るす嫁に郡四宗田福の妹の
る係に藏所の氏義正田福町柳市阜岐

俱に義に就きしに比すれば、天地雲泥の差あるに
あらずや、此義士の血統を受くる福田家の人々た
るもの亦た餘榮ありと謂ふべし。

(三八) 岩戸山の義士石像

上野國碓氷郡秋間村岩戸山に千手觀世音あり、慶
長八年十月、千福寺住職雄算法印の勧請せるも
のにして、峨々たる巖窟中に仁王門、行人堂あり、
二十四石八斗の御朱印地にして、地頭米倉六郎右
衛門よりは御供米として上田三反歩並に石燈籠二
基を寄附し、其本家たる相州金澤城主米倉丹後
守仲尹よりは元祿十一年、石燈籠二基を奉納せり、
諸人の信仰淺からず、毎年三月十八日の縁日に
は、老若男女の參詣するもの群を成せりと云ふ、



岩戸山の禮拜堂

う伊勢に辿り着き、大神宮に參拜を遂げて、此に日頃の望みを達したるが、計らずも此地の乞兒共に喧嘩を吹っ掛けられて、殆んど困却せらる所なりし旨、逐一物語りたれば、源五右衛門益々不憫に思ひて江戸に連れ歸り、其儘我家に留めて召使ひたるに、元助性質正直律義にして、て、唯一人江戸に留まり居るにそ、元助日頃の御陰向なく實體に立働きたれば、源五右衛門も一恩を報するは此時と、薪水の勞は言ふに及ばず、

なきものと思ひ、尙ほ／＼厚く目を掛けて召使ひたり

斯くてあると幾年、時は元祿十四年の春となりしに、一朝不慮の變ありて、淺野家は思ひ掛けなくも斷絶に及びたるが、源五右衛門は妻子を其生家へ預け



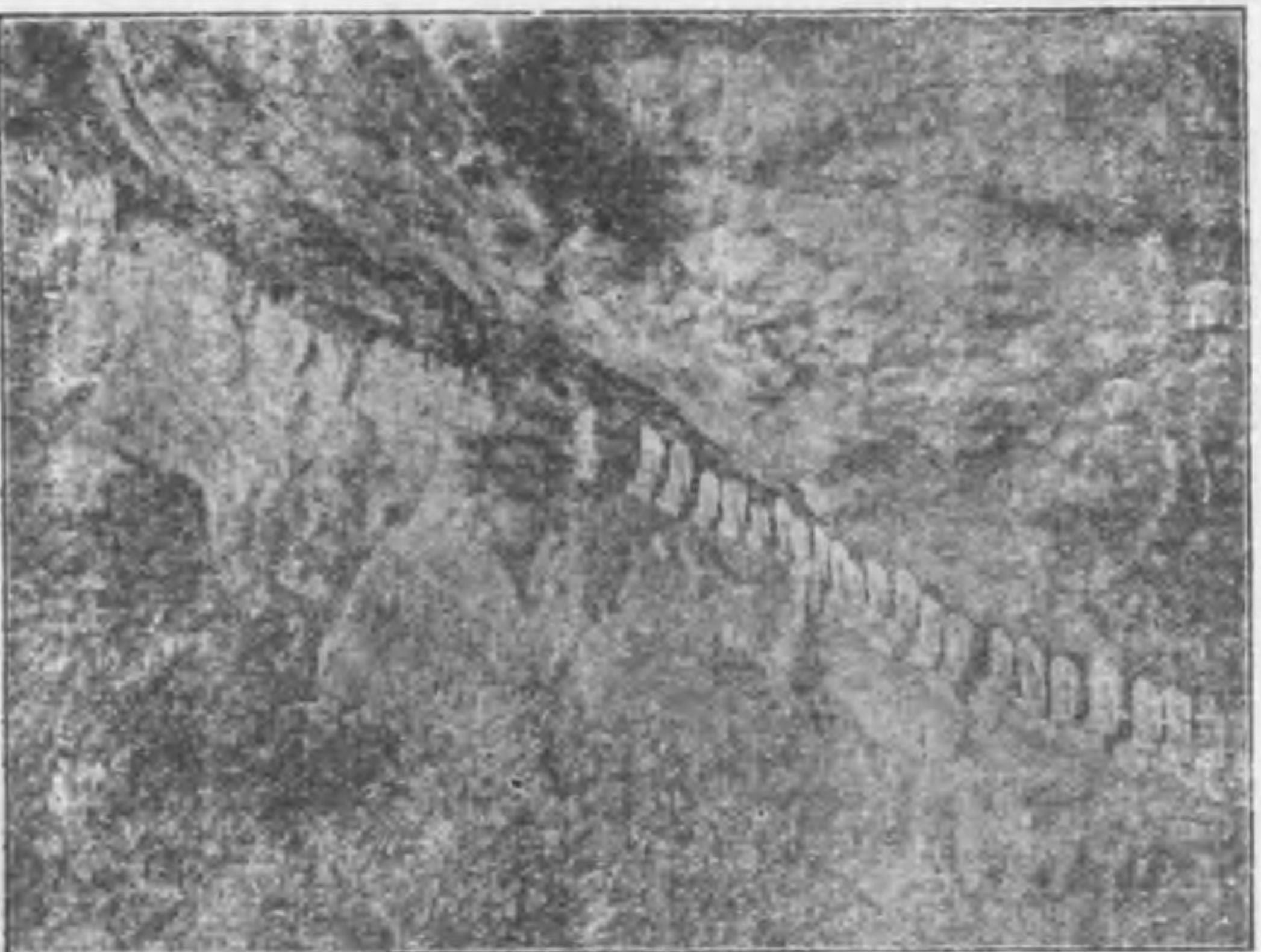
上野郡秋間山館の水呑百

此岩戸山に赤穂義士の石像并に供養塔あり、邑人戸塚信太郎、石井泰太郎の二氏は其由來を穿鑿して義士の一人片岡源五右衛門の僕元助の建設せるものとなせり、其大要を左に掲ぐ
或年、片岡源五右衛門主君采女正長友御病氣に付、御代参として伊勢の大廟に参詣せしに、年の頃十四五の見すばらしき少年、多勢の乞兒共に圍まれて打擲せらるゝを見るより、不憫の餘り、乞兒共を追ひ拂うて少年を救ひ、篤く事情を聞き糺せしに、此少年は上州碓氷郡秋間山館の水呑百姓三右衛門の伴元助とて、年齢十四歳なるが、母は生さぬ仲なれば、元助兎角宅にも居り悪く、終に伊勢參宮を思ひ立ちて、家を脱け出で、行く情ある人の合力を乞ひつゝ、日數を経て漸や

儘ブイと座を起つ、跡に残れる元助の悲しさ言はん方なく、今は是れまで心を決して、情々と己が部屋に立歸る。源五右衛門此體を見るより心に掛かり、ソツと跡より踉け行きて、隙間より窺ひ見れば、元助恩ある主人に見放さるゝからは、生きて世に在る甲斐とてもなし、此上はイツソ自害して相果てんと、己のが脇

差を抜放つて腹へ突き立てんとす、斯くと見たる源五右衛門、ヤレ待て、逸まるべからずと聲を掛けつゝ、イキナリ中へ躍り込んでは緊かと其の手を押へ、死なんん、死なせじと争ふ所へ、堀部彌兵門の二人計らずも入り來り、事の仔細を聞き

708 士義穂赤



像石の山戸岩
の面匠内野淺てしに像石の士義穂赤るけ於に山戸岩れ是
り在に中宮石の央中は像石

内外の事何吳れとなく、身を粉にして働き居たり然るに或日源五右衛門元助を傍近く召寄せ、我れ存する仔細あれば、今日限り暇を遣はすなり、何處へなりとも行きて好き主に事ふべし、これは唯ホンの寸志までに遣はすものぞて、金一兩と羽織一枚とを前に差し置きたり、蔽から棒の申渡しに、元助膽も潰るゝばかりに驚き呆れて、暫しは言葉さへ出せず、稍々ありて兩手を突き、下郎奴は豫ねてより一生御奉公仕つらん心底にいへば、不束ながらも是れまで通り御召使ひ下さるゝやうにと、再三再四、涙と與に搔き口説けども、源五右衛門頭を掉つてイツカナ聞き入れず、果ては主人の命に違ふ上からは容赦なりがたし、今日唯今改めて勘當致す、早々立去るべしと言ひ放ちて其

に、源五右衛門實にもと頷づき、左らば申聞かさん、必らず他言すべからずとて、聲を潜めて復讐の大事を告げたる上、斯かる譯けあればこそ其方にも暇を遣はさんとは申すなれ、能く聞く聞き分けて立ち去るやうにと言ふに、元助主人に此義舉ありと聞きて躍るばかりに打悦び、下郎の一命は豫ねて捧げ參らせん覺悟なれば、是非に仇討の御供仕つりたしと乞ひ求むれども、此儀ばかりは許さるべきにあらず、源五右衛門懇ろに一切餘人を交へざる仔細を説き諭し、唯吉良家の門前まで連れ行くと丈けを許したり

左れば元助は討入の當夜、源五右衛門に従うて吉良家の表門まで赴き、門外に不みて容子如何にござくひ居たるに、義士の面々、首尾よく本望を遂げ

て、翌朝裏門より出で來りたれば、元助我身の手柄の如くに打悦び、源五右衛門の前に走り行きて源五右衛門は松平隱岐守の邸へ御預けとなりたれば、元助急ぎ播州に馳せ下り、佐用郡實村に居る義士の跡に従ひて泉岳寺まで見送りたり、斯くて源五右衛門の妻及び其父卯右衛門に復讐の概略を告げ知らせ、又い取つて返して江戸に來れば、義士は間もなく切腹を仰付けられ、其死骸は泉岳寺へ埋葬せられたれば、元助泣くく其墓を弔ひ、和尚に乞うて一同の戒名を申受け、六部に姿を變へて諸所の神社佛閣を參拜しつゝ、故郷上野に歸りたるが、岩戸山は郡内第一の靈地なれば、此處こそ義士の靈を祭るに屈竟の場所なれと思ひ定め、

久保と云へる地に庵を結び、髪を剃りて音外坊起圓と號し、岩戸山の峻巖中階に諸士の石像を設けたるが、世を憚かりて其守本尊と稱し、朝々暮々、懇ろに供養すると二十餘年、享保十一年九月朔日に至り、更に方四尺、高さ九尺の大石を以て供養塔を建て、周圍に四十九院の佛號を刻し、其中に法華經、般若經、其他の諸經を納めて、終生其菩提を弔ひたりと云ふ

(三九) 吉良上野介首級の送狀

石像并に供養塔を建てし人は元助なりと云ふ事だに間違ひなくば、餘は問はずして可なり

嵯峨の下、絶壁の上、此四十有餘の石像並列せるは一奇觀して、岩戸山の靈場更に一層の靈を加ふるを覺ゆ

右は萩原鐸太郎氏の報告に依り、戸塚、石井二氏記録の主意を探つて記したるものなるが、文中、源五右衛門の松平家に預けられしと云ふ事、其妻女の佐用郡實村に在りしと云ふ事、其妻を卯右衛門と云ふ事は誤りにして、外に近松勘六の僕甚三郎の事を混じたる所もあれど、兎に角此

一首 覚
一紙包

二つ

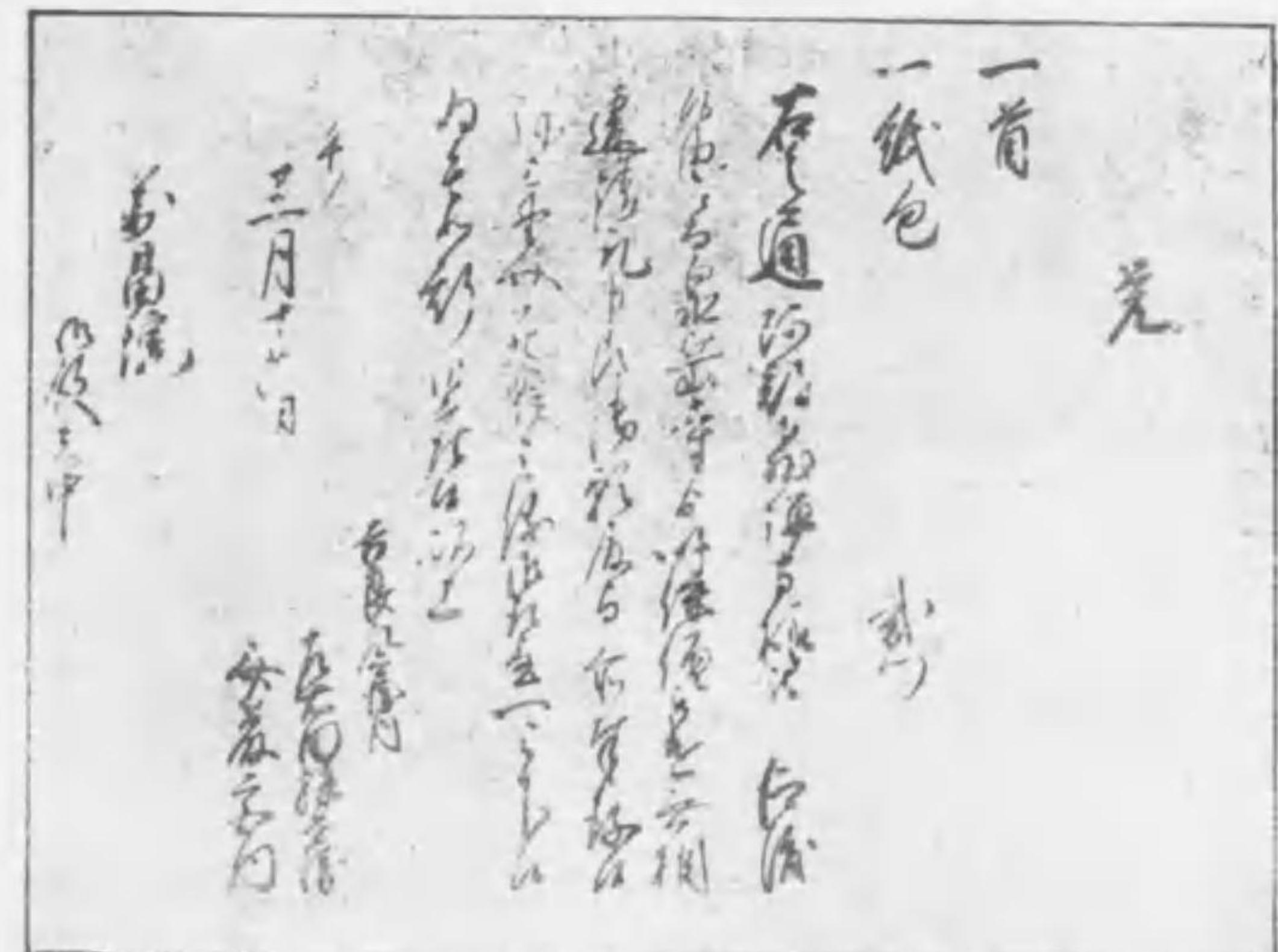
泉岳寺の寶物中に吉良上野介義央の首の受取書あることは人の知る所なるが、牛込區築土八幡町の萬昌院には上野介の首の送狀と云ふものあり、即ち左の如し

元

一首
一紙包

右之通阿部飛驒守様被仰渡し由にて、泉岳寺

右之通阿部飛驒守様被仰渡し由にて、泉岳寺
が以ニ使僧一被遣無相違一請取申い、御願故と忝
奉存し、彌上野介死骸之儀御取置可レ被下し、
爲其如斯御座し、以上

吉良左兵衛内
萬昌院御役者中
午十二月十六日
左右田孫兵衛印
齋藤宮内印

状送級首の介野上真吉

(藏所院昌萬)りな状送の級首しり送へ院昌萬りよ老家の介野上真吉

萬昌院は吉良家の香華院にして、上野介の曾祖父
義定以後代々の墓あり。上野介殺害に遭ひてより、
死骸は同院に送りたるが、扱て肝腎の首級は義士
の爲に持ち去られて、外には替掛へもなき代呂物
高貴の人を死體不具の儘に葬むらんも如何と、こ
れにはハタと當惑せしも、正面より取戻しの掛け
ひもならねば、萬昌院などへも内々其運動を依頼
せしなり。

然るに泉岳寺よりは義士の預け行きたる上野介の
首の始末方に就て、寺社奉行阿部飛驒守正喬へ申
し出で、飛驒守よりは元の持主の吉良家へ差し戻
すやう申渡せし爲め、泉岳寺にては石獅、一畚の
兩僧を使として吉良家へ送り届けたり、其時に渡
されたるもののが今も泉岳寺に所蔵せる首の受取書
なり。

吉良家に於ては計らずも上野介の首が戻り來りし
爲め、ホツと息を吐き、早々萬昌院へ送りて、それ
こそ首尾よく首と胴とを組合せたる上、越えて
十九日、先塋の側に葬むりたるが、其時吉良家の
家老齋藤宮内、左右田孫兵衛の二人より、此首に
添へて遣はしたるものが即ち前掲の送狀なり。
今日にては區役所又は町役場の埋葬證あるにあ

らざれば、寺院に於ては決して死體を埋葬せざる
と同様く、當時に於ても死體の埋葬に就ては嚴重
なる手續を要し、特に變死者の如きは親類連署の
證明書あるにあらざれば、決して埋葬せず、僧侶
の死者に對して行へる彼の御髪剃の式の如きも、
其實は一種の檢視法にして、頭蓋硬ければ病死、
軟らければ變死と鑑定せしものなり。

斯かる次第なれば、吉良家は代々の檀家と曰ひ、
高貴の身分なれども、事柄が事柄さて、諸般の手
續に抜かりなきやう、萬一の爲めに證明書を要求
せしや無論にして、其等の事より此送狀を附け
しならん。

總て死骸の送狀などは、通例半紙を用ひしもの、
由或る僧の語りしが、此萬昌院の首の送狀も一

枚の半紙を用ひ、文字は俗様にて極めて入念に認めあり、所々蠶ばみたれども、讀むに差支へなし。此送狀は萬昌院に於ても大切に保存し居り、曾て祝融の災に罹りて他の寶物などは大抵島有に歸したれども、此送狀のみは幸ひに其難を免かれて今尚ほ存す、泉岳寺の首の受取書と與に可笑しき物の一つなり。

(四〇) 栗崎道有の墓

同じ醫者にても立場に依りて幸不幸のあるものかな、赤穂の醫員寺井玄溪は内藏助の許さやりし爲め、義舉にこそ加はらざれ、終始刀主の術を以て義士の爲めに盡したれば、今日までも美名を遺せしが、これに反して吉良上野介の爲めに力を盡かりしならん。

兵衛佐の爲めに信頼せられ居りしかを察すべし。
上野介の首級を泉岳寺より返戻せらるゝや、其首と胴とを繼き合はせたる醫者は矢張り此道有なり、上野介に取つては死んだ後ち首を繼がるゝよりは、生きて居るうち首を繼いで呉るゝ人の欲しき物の一つなり。



墓の有道崎栗
赤穂義士の吉良上野介を撃ちて、故主の怨を雪ら
せし時に當り、上杉家を其旋渦中より救ひ出だし

(四一) 千坂兵部の苦衷

然るに上野介の殿中に於て斬り付けられし時、公儀の命を以て上野介に治術を加へてより、計らずも吉良家と懇親を結び、是より絶えず出入せるものゝ如し、義士討入の當時も道有真先に駆け付けしものと覺しく、左兵衛佐の傷所を治療せしは此道有にして、左兵衛佐の信州諏訪へ配貢せらるる際、諏訪安藤守忠虎より途中の用意の爲めに道有を同行せんことを願ひ出でしを見ても、如何に左

て、其社稷を全うせしは、老臣千坂兵部の力與つて多きに居るなり、兵部は上野介に對して自殺を勧めし由淺吉一覽記にも見ゆれば、何等か隠れたる偉跡もあらんかと思ひ、兵部の後裔たる千坂高雅氏を赤坂區青山南町五丁目の邸に訪うて質せしに、其答ふる所の大要左の如し

千坂家は元と千坂太郎左衛門と稱し、伊豆に於て十七萬石を領せし大名にして、彼の江川太郎左衛門の宅と相並んで國中の名門たり、何時の頃にか廣部、澤根の二家と興に上杉家の附家老に召抱へられたるものにして、當時十三萬石を領す、千阪連綿として相承け、余は十七代目なりとす、千坂と長尾とは俱に上杉家と同等の權利ありしと言ひ傳る程にて、其關係の尋常ならざるを知るべし

取れ意、從「戸籍法」を可とす
と加入せられたり、餘事は擱て置き、彼の赤穂浪士の吉良家へ亂入せし時、上杉家の社稷を全うせしは、此憲法の賜なりと云ふも恐らく不可なからべし

彼の殿中刃傷の事ありてより、赤穂浪士の復讐の舉に出づべきは、豫め知りがたきとにあらず、左れば上杉家に於ては江戸家老澤根伊兵衛と種々協議を凝らして討入豫防の策を講じたるが、若し上野介を討たれては、上杉家の耻辱此上もなしとて、終に上野介を引取りて保護するに決したるが、扱て之れを置くべき安全の地は、櫻田門外の上屋

敷も宜しからず、麻布の中屋敷も然るべからず、寧ろ白金三光町の下屋敷、即ち今園田孝吉君の邸こそ善けれど云ふに決着し、此邸内に穴倉を設らへ、イザと言はゞ此穴倉へ置くすやうに手筈を整へて上野介を引取りたり

然るに其後余の祖先の千坂兵部、江戸家老として出府するに及び、此事を聞いて大に憂慮し、彈正大弼に向つて「上野介殿は速かに吉良家へ御返し遊ばさるゝやうに」と極諫すると再三に及ぶ、是れ赤穂浪士の上杉家の邸中に於て復讐することあるものにして、畢竟憲法の「唯是れ社稷を重んず」と云ふの條項を遵守せしに外ならず

父は重しそ雖も、社稷更に重し、兵部の意見は幸

古來上杉家の危難は上杉謙信の時と、赤穂浪士騒動の時と、秋月鷹山公の時との三度にして、皆俱に危急存亡の秋なりしが、幸ひにも其厄難を切り抜けて、今日あるを致せり、ト云ふも全く上杉家に對して同等の權利を有する云ふ我が千坂家に五ヶ條の憲法ありて存するに由る、其條項は

- 一、有上杉而有千坂、有千坂而有上杉
- 唯是重社稷
- 二、不堪文武者、不許吾家々督
- 三、唯賢是友、勿問貴賤上下
- 四、尊質素律義之家風、勿誤儉與一客
- 五、重忠孝信義、不事小節

にして、實に祖先千坂景親の遺せしものたり、余は時勢の變遷に伴うて、此憲法を改訂するの必要あるを思ひ、曾て伊藤公と井上子（毅）とに謀りし

ひに彈正大弼の容る所なりて、上野介は吉良家に返すとなり、同時に上杉家よりは武道に優れし七名の警護役を選びすぐつて差遣はせり、余は一々其名前を記憶せざるも、清水一學とか、木村文八とか言へる有力の武士のみなりき、其七名を遣はすに臨み、兵部は「赤穂浪士は何時亂入するやも計り知るべからず、是れ殆んど避くべからざる事たれば、斯かる場合に際しては決して赤穂浪士を斬るべからず、若し浪士の追ひ來るとあらば、必らず刀を抜かずして避け去るべし」と命令せり、これ亦た右の憲法を堅く守れる處置に外ならず

歟まして極諫し「早く門を閉させよ、道具を仕舞へよ、一人たりとも立ち出づると相成らす」と疾呼しつゝ、固く諸人を制したれば、彈正大弼にも終に餘儀なく差控へられたり
當時君侯を抑へ付け、憲法を楯に取つて御家の後難を説き立て、頭から烟を立てつゝ諫め參らせ、終に君侯を御止め申せしと云ふとは、今も余が家の口碑に存する所なり、斯くの如く兵部は心力を盡して社稷を全うせんと力めたるが、上野介に自殺を勧めしと云ふとは、是れまでツイテ聞きも及ばず
米澤の藩に於ては赤穂浪士の事を「賊」と呼び、決して「義士」とは言はせざる慣例なりき、又上杉の領地にては忠臣藏と云ふ芝居は、如何に脚色を變

更することも、決して許可せざる撻なりき、隨つて藩士は勿論、藩邸に縁故あるものは、假令ひ管轄地外の劇場に於ても忠臣藏の芝居は一切見ざる事になり居たるが、余の父千坂伊豆守の時より右の慣例を破り始め、余も亦た益々此方針を執つて、興行でも、見物でも、皆其自由に任せることとなせしなり

以上は高雅氏の直話なるが、之れに由りて見れば千坂兵部の如何にもして主家の社稷を全うせんと苦心せし跡、歴々見るが如し、義士を始め一般のが爲めなることを知るべし、實にや直言の臣は社稷の實なりと謂ふべし

めて浪士に投げ付け、夜具だけ斬らせて、其身は逃げ失せたり」であるも、全く兵部の訓戒を服膺せしに由るなり
討入當時の吉良家の狼狽は言はん方なく、我れもくと逃出せしが中にも、木村文八は「目散に上杉家の上屋敷に馳せ歸り、斯くて變事を注進すれば、彈正大弼憤然として長刀を執つて起ち上り「父が危急の場合猶豫ならず、疾く供を揃へよ」と大聲に命令せられたれば、槍よ刀よと邸中の混雜言はん方なし、豫ねて今日あるを覺悟したる兵部、忽ち刎ね起きて屋敷へ駆け付ければ、彈正大弼には早や今にも出立せられる所とする所、兵部は其れと見るより立ち寄りて、長刀の柄を控へつゝ、「御父が御大切にしけ、御家が御大切にいか」と聲を

(四二) 大野九郎兵衛の墓

赤穂華岳寺の淺野内匠頭及び義士の墓所の入口に忠義櫻と不忠柳とを植ゆ、忠義櫻は大石内藏助の庭に在りしものにして、不忠柳は大野九郎兵衛の邸に在りしものなりと云ふ、九郎兵衛は固より芬芳院苑中に加ふべき人物にあらずと雖も、不義の徒ありてこそ、忠臣の價值益々顯はるれ、其特に此に掲ぐるは忠義櫻と相對して不忠柳を植ゆるの類と知るべし

上野國碓氷郡碓部村碓明山松岸寺に高さ二尺有餘の自然石を以て作れる一基の墓あり、其表面には「慈皇遊諫居士」裏面には「寛延四年未九月二十四日」の文字を刻す、是なん林遊諫で變名せし大野九

郎兵衛其人の墓なりける、九郎兵衛如何なれば此寺に殘骸を埋めたるか、邑人の言ふ所左の如し
九郎兵衛は豫ねて大石内藏助と約する所あり、若等を二の手として再舉を計らんと企てるものにして、碓部村の隣邑人見村（今は西横野村大字人見村）は吉良上野介の領地に屬し、時折見廻りとして此地に來るとありと聞き、碓部村の上原市右衛門と云ふは何かの由縁ありてか、此者を頼り來り、其周旋に由りて隣邑梁瀬村（原市町大字梁瀬村）に住し、手督師匠として碓部、原市、西横野諸村の子弟に書道を教へ居たり、其姓名を變じて林遊諫と稱し居たれば、何人も其九郎兵衛たるとを知るものなかりき

斯くて内藏助等の義舉あり、凡そ十日ばかりを経て、其事の礎部に傳はるや、九郎兵衛偽りて聲

者となり、復た毫も世事に關せざりし、爾後五十年の壽を保ち、寛延四年九月二十四日を以て歿す門人等其遺物を取調べ見たるに、浪華よりの來信數十通あり、其宛名は何れも大野九郎兵衛とありしを以て、始めて遊諫とは九郎兵衛の變名なりしを知れり、左れども生前固く其實名を秘し居たる書を盡く柩中に納れて埋却せり、此信書に據れば、一通も世に存せず、其後數十年を経て、右の信書を得ん爲め墳墓を發掘したるものありし

も、早や其形狀を存せざりしと云ふ

左れば今は之れを證明するに由なきも、門人等の兒を擧げて遊諫に命名を乞ふものあれば、必らず四十七義士の名を取りて與へしと云ふの事實に徵するも、九郎兵衛は内藏助の後繼者たりしに相違なしとは、邑人の一般に信する所なるが如し

左れども九郎兵衛は最初より開城説を主張せるのみならず、老職たる身分をも忘れ、受城使の到着に先ちて逐電したれば、代官の如きは人外の振舞として以ての外に立腹したる程なり、其他九郎兵衛の行爲は一として忠臣たり、義士たるを證すべき點なきのみならず、京都の碩儒伊藤東涯の元

祿十六年正月二十五日付を以て、並河千左衛門に與へたる書面を見るも、九郎兵衛は其頃尙ほ伴閑

芬芳餘葩終

セイと變名して仁和寺に居りしと云へば、復讐の義舉前より磯部に在りしと云ふは疑問なり、死屍を鞭つに似たりと雖も、或は天下後世を欺かんが爲めに、後日、熊と上野介の領地近き磯部に住し、及び義士の信書など偽造したるものなるやも知るべからず、要するに九郎兵衛を不義の惡名中より救はんとするには有力なる反證なくては叶はぬとなり

尙ほ陸前國志田郡古川宿の往來より一丁程入る畑の中に、高さ二尺五寸、幅一尺五寸程度にて

赤穂不義士
大野九郎兵衛墓

と云へる墓ありと、何人の建てたるものなるやを知らず

蹟史本日



明治四十三年十二月二十八日印	明治四十四年一月三日發行
著作者 熊田宗次郎	發行者 東京市本郷區下谷三四四一
印刷所 右中村政雄	東京市本郷區下谷三四四一
報文所 社	大野九郎兵衛墓

弓町一丁目二番地

昭文堂

電話下谷三四四一
振替口座東京七六七四一

日本本郷
史蹟
士義
錢拾五圓貰定

(著)
(作)
吉田宗次郎印
(有)
(所)

(著)
(作)
吉田宗次郎印
(有)
(所)

8G-77

著 城 葦 田 熊

讀切

日之卷 八版
月之卷 六版

日本史蹟

各卷

天之卷 九版
地之卷 九版

正價各壹冊金貳圓
小包料
內
鮮、臺、清、韓、廿五錢

空 前 無 比

天 下 之 好 評

終